

第15回定例会

南部町議会会議録

平成20年3月4日 開会
平成20年3月14日 閉会

南部町議会

第15回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（3月4日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣告	17

第 2 号（3月6日）

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員	19
○欠席議員	20
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	20
○職務のため出席した者の職氏名	20
○開議の宣告	21
○一般質問	21
工 藤 幸 子 君	21
川 井 健 雄 君	26

河門前 正 彦 君	3 7
沼 畑 俊 一 君	4 1
夏 堀 文 孝 君	4 8
○散会の宣告	5 6

第 3 号（3月7日）

○議事日程	5 7
○本日の会議に付した事件	5 7
○出席議員	5 8
○欠席議員	5 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 8
○職務のため出席した者の職氏名	5 9
○開議の宣告	6 0
○一般質問	6 0
立 花 寛 子 君	6 0
中 村 善 一 君	7 4
根 市 勲 君	8 4
川守田 稔 君	8 9
工 藤 久 夫 君	9 8
○散会の宣告	1 0 7

第 4 号（3月10日）

○議事日程	1 0 9
○本日の会議に付した事件	1 1 1
○出席議員	1 1 1
○欠席議員	1 1 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 1
○職務のため出席した者の職氏名	1 1 2

○開議の宣告	1 1 3
○報告第1号上程、説明	1 1 3
○議案第2号から議案第22号の上程、委員会付託	1 1 5
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 9
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
○議案第42号から議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 4
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 6
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 5
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 7
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 8
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 0
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 2
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 3

○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	175
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	177
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	179
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	181
○散会の宣告……………	182

第 5 号（3月14日）

○議事日程……………	185
○本日の会議に付した事件……………	186
○出席議員……………	186
○欠席議員……………	186
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	186
○職務のため出席した者の職氏名……………	187
○開議の宣告……………	188
○議案第2号から議案第22号の委員長報告、討論、採決……………	188
○常任委員会報告……………	191
○閉会中の継続調査の件……………	192
○日程の追加……………	192
○追加提出議案追加提案理由の説明……………	193
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	193
○閉会の宣告……………	194
○署名議員……………	197

第15回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成20年3月4日（火）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 赤 石 武 城 君
副 町 長 馬 場 宏 君 総 務 課 長 坂 本 勝 二 君

企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小 野 寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐 々 木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福 地 総 合 サ ー ビ ス 課 長	庭 田 卓 夫 君	名 川 総 合 サ ー ビ ス 課 長	田 村 淑 延 君
南 部 総 合 サ ー ビ ス 課 長	山 口 裕 貢 君	会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君
名 川 病 院 事 務 長	堀 合 悦 夫 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	佐 々 木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総 務 課 総 務 推 進 監	小 萩 沢 孝 一 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	佐 々 木 秀 雄 君
社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

◎開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第15回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時07分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。去る2月26日開催いたしました議会運営委員会におきまして、第15回南部町議会定例会の運営について協議いたしました。決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案、専決処分報告1件、平成20年度各会計予算21件、条例の制定等21件、平成19年度補正予算11件でございます。なお、平成20年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し、付託して審議することにいたしました。そのほか案件といたしましては、常任委員会報告、閉会中の継続調査の件がございます。一般質問は10名の議員から通告がありました。その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表、そのとおりでございます。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日3月4日から14日までの11日間といたしました。

以上のとおり決定いたしましたので、長期間にわたる本定例会でございますので、理事者並び

に議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

.....

◎会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、
（「議長」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 立花さん。

○12番（立花寛子君） 議長並びに議会運営委員長に要望いたします。

○議長（小笠原義弘君） 立花さん、ちょっと待ってください。いまは報告事項ですので、いまの発言は認めません。ご了承願いたいと思います。

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において9番佐々木勝見君、10番工藤幸子君を指名いたします。

.....

◎会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日3月4日から3月14日までにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、3月4日から3月14日までの11日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました11日間の会期中、3月8日、9日は休日のため、5日、11日は議案熟考のため、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの4日間は休会とすることに決定いたしました。

.....

◎諸般の報告

○議長(小笠原義弘君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

なお、監査委員より、平成19年度随時監査の結果について報告がありましたので、その写しをあわせて配付しております。

今期定例会の上程は町長提出議案53件、報告1件、常任委員会報告及び閉会中の継続調査の件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

.....

◎提出議案提案理由の説明

○議長(小笠原義弘君) 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の平成20年第15回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には、年度末のなにかとご多忙のところご出席をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

提案理由の前に、先般、全国町村議会議長会表彰を受賞されました佐々木由治議員、並びに青

森県町村議会議長会表彰を受賞されました川守田稔議員、馬場又彦議員には心よりお祝いを申し上げます。長年にわたり、町政発展のために、議会活動にご尽力をいただいておりますことに、衷心より感謝と敬意を表したいと存じます。今後とも南部町発展のためにご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

先の臨時議会において議決賜りました福祉、教育灯油の助成状況につきましては、2月25日現在で福祉灯油は1,117世帯、教育灯油は233世帯に灯油購入券を発行いたしました。例年になく1月も寒さが厳しく早急な対応をすべく趣旨をご理解いただき、臨時議会において速やかなる審議、議決をいただきましたことに、改めましてお礼を申し上げる次第であります。

さて、昨今、食品の偽装問題、新年に入り輸入食品の安全問題などが社会問題化しており、さらには国際問題にもつながりかねない状況であります。我が国の食料自給率はますます下がりつつあり、私たちの食卓は輸入食品であふれております。価格は高くても、安全で安心な品質の高い国内産を求める消費者が増えている傾向にあります。食は命を育むものであり、農業を基幹産業とする南部町においても、この安全な食品の生産という基本姿勢を第一とし、町農業の振興にさらに取り組んでまいりたいと考えております。

先般、全国町村会で発行している広報紙に「百姓の魂を呼び起こせ」という論説が掲載されておりました。「百姓は生活者として万能の百の技を持っていることが誇りだったはずである。町の職人はそれが専門化したものだ。自然を相手に、その地に一番ふさわしい固有のものを作り出してこそ村や町は誇れる」また「地域づくりの成功例は、地域の暮らしの延長上にあり、それが料理であれ、古い民家であれ、その地域の暮らしの粋であれば必ず人を引きつける。地元で当たり前だと思っているもののの中に先人達の知恵が結晶しているからだ」という内容でありました。農業観光、グリーン・ツーリズム事業、達者村事業などは地域間交流を拡大し、農業の振興、そして町の発展にもつなげたいと事業を推進しておりますが、これらの事業は、私たちのこれまでの暮らしの延長上にあるものであります。改めて自分の仕事を見つめ直し、住んでいる地域を知り、人を知るといことであります。農業を基幹産業とした三つの旧町村は誇れる産物があり、先人から引き継がれてきた誇れる文化があります。合併したことにより百の技を持った町民の皆さんがいっぱい増えたと思っております。

合併3年目を迎え、旧町村の粋を超え多くの町民の皆さんにまちづくりに参画していただき協働によるまちづくりによって、少しでも早く町の一体感の醸成につなげてまいりたいと考えておりますので、時間は要するとは思いますが、議員各位の一層のご理解とさらなるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。専決処分報告 1 件、平成20年度一般会計初め各特別会計当初予算案21件、条例の制定の案件が18件、規約の変更等が 3 件、平成19年度補正予算案11件の合わせて54件であります。順にご説明を申し上げご審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第 1 号、専決処分報告、福田地区農業集落排水事業の福田地区処理施設機械電気設備工事の変更契約についてであります。設計指針の改訂によって、汚泥の処理方法が変更になったため、処理施設のばっ気槽に装置を追加する必要性が生じたため変更契約を行いこれを専決処分したものであります。

次に、議案第 2 号からの平成20年度南部町一般会計予算ほか各特別会計の予算編成についてであります。一般会計につきましては給食センター建設工事を計上いたしましたので、前年度に比べ6.6%の増加となりましたが、財政状況は年々厳しさを増してきているものと強く懸念しており、行政全般にわたる改革を視野に入れ、前例踏襲的な考え方を払拭して、行財政の簡素効率化、歳出の抑制を徹底したものとしております。

それでは、提案いたしました平成20年度当初予算について、それぞれの概要をご説明申し上げます。

まず、議案第 2 号、平成20年度南部町一般会計予算の歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ102億4,000万円で、前年度に比べ 6 億3,000万円の増、率にして6.6%の増となりました。

まず、第 1 款町税であります。町民税は税率が上がったことなどにより、5,050万3,000円ふえたのに対し、固定資産税、たばこ税などが減額となり、全体としては1.1%増の1,640万5,000円増の14億8,875万9,000円となりました。

次に、第 2 款の地方譲与税につきましては、町民税への税源移譲により昨年度から所得譲与税が廃止になったことに伴い、地方財政計画により542万5,000円減の 1 億7,426万3,000円となりました。

次に、第 3 款から第 8 款までの各種の交付金についてであります。地方特例交付金は250万円増の900万円を見込みましたが、そのほかの交付金については、平成19年度の当初予算と同額程度、または減額で見込まざるを得ない状況となっております。

次に、第 9 款地方交付税であります。平成19年度当初比では 1 億1,790万1,000円の増となっておりますが、平成19年度交付決定額より2.5%減を見込んで47億4,000万円を計上いたしました。

次に、第11款分担金及び負担金であります。保育所保護者負担金など9,792万1,000円を計上いたしました。

次に、第12款使用料及び手数料であります、あかね及び東あかね団地の排水施設使用料ほか町営住宅、幼稚園などの使用料が主もので1億824万5,000円を計上いたしました。

次に、第13款国庫支出金であります、第2 苫米地駅前団地住宅整備に係る補助金4,502万6,000円ほか、地方道路整備臨時交付金3,850万円、史跡聖寿寺館跡公有化事業の補助金として1,788万4,000円、学校給食施設設備事業交付金6,000万円、合併市町村補助金2,800万円など4億3,086万3,000円を計上いたしました。

次に、第14款県支出金であります、市町村合併支援特別交付金や市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費などの総務費補助金に9,785万9,000円、児童環境づくり基盤整備事業補助金、乳幼児はつらつ育成事業などの児童福祉費補助金4,055万8,000円、中山間地域直接支払事業やおいしい果実産地振興事業などの農業費補助金に3,548万5,000円、森林整備地域活動支援を行う林業費補助金445万円、農業集落排水促進事業補助金275万円、公共下水道緊急対策事業補助金527万5,000円、保険基盤安定事業負担金7,575万円、後期高齢者保険基盤安定事業負担金5,073万円、畑地帯総合整備事業委託金398万4,000円など合わせて5億2,490万円を計上いたしました。

次に、第15款財産収入であります、土地、建物の貸し付け及び宅地分譲の売り払い収入など、7,239万円を計上いたしました。

次に、第17款繰入金であります、特別会計からの繰り入れのほか、財政調整基金1億1,339万4,000円、減債基金、地域福祉基金、下水道事業債償還基金など合わせて3億6,485万8,000円を繰り入れるものとし、前年度に比べ1億223万7,000円の抑制を図りました。

次に、第19款諸収入であります、主なものは一部事務組合からの交付税再配分として8,948万円、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業に7,420万円、バーデハウスやアイスアリーナの修繕に充てる電源立地地域対策交付金2,000万円や多目的バスの旅客収入1,032万1,000円など2億8,556万6,000円の計上であります。

次に、第20款町債であります、臨時財政対策債3億6,650万円などのほか、給食センター建設工事に充てる合併特例債、農業施設整備事業及び道路橋梁整備事業債、公営住宅整備事業債、ふるさと運動公園整備のための社会体育施設整備事業債など、前年度に比べ5億6,510万円増の15億8,680万円を計上いたしました。

以上が、歳入の主なものであります、続いて歳出についてご説明申し上げます。

まず、第1款議会費であります、前年度比4,137万5,000円減の1億1,184万9,000円を計上しております。

次に、第2款総務費であります、国との情報連携を行っているエルジーワンシステムの更新

事業に555万1,000円、広報印刷費に492万4,000円、10月12日開催のNHKのど自慢の経費として324万9,000円、コミュニティ推進事業に550万円、各町内設置の防犯灯電気料等の経費に810万円、4月から運行路線を拡充する多目的バス運行費に8,539万2,000円、営業路線が延長されることに伴い青い森鉄道の増資分として1,580万円、情報化推進費に2,309万8,000円、地域振興基金積立金として1億7,438万4,000円、路線価を統一するための固定資産土地評価替事業や税システム改修などに6,110万5,000円を計上いたしました。

次に、第3款民生費であります。高齢者等外出支援サービス事業や食の自立支援事業、高齢者温泉保養館利用助成などを実施する老人福祉費に3億4,426万円、老人福祉センターの施設管理委託費に690万2,000円、障害者福祉費に3億2,817万9,000円、児童手当など児童福祉総務費に1億6,879万5,000円、保育所費に3億3,508万5,000円、学童保育費に2,715万7,000円を計上したほか、国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計など関連する特別会計への繰出金も計上いたしております。

次に、第4款衛生費であります。ぼたんの里、ゆとりあなどの施設管理業務費に998万6,000円、予防接種などを行う予防費に2,764万円、母子保健費に1,300万9,000円、名川病院への負担金として1億1,943万円、がん検診などを行う健康対策費に3,985万4,000円、塵芥及び環境整備事務組合への負担金や、新たに町汚水処理計画書策定などを行う清掃費に5億2,959万6,000円を計上したほか、八戸圏域水道企業団出資金に4,067万4,000円を計上いたしました。

次に、第5款労働費であります。高等職業訓練校の指定管理委託料など66万円の計上となっております。

次に、第6款農林水産業費であります。昨年度から実施しております農用地利用計画を作成する農業振興地域整備計画費に642万6,000円、新規就農者支援事業に444万円、中山間地域直接支払交付金に2,444万9,000円、農地や水を守る共同事業や環境にやさしい農業活動を地域ぐるみで取り組む農地・水・環境保全向上対策交付金に772万1,000円、さくらんぼの雨除けハウス整備など果樹振興支援事業を行う果樹振興費に1,460万5,000円、福地ホワイト六片種の耕地面積の拡大を図るためにんにく種子購入助成費や野菜定植機械を導入するあおもり園芸産地育成総合整備事業、「冬の農業」産地拡大整備事業などを盛り込んだ畑作振興費に1,020万9,000円、農業観光振興費に244万8,000円、達者村モデル事業費に835万9,000円、産地直売施設ジャックドセンターの改修工事などを行う農業施設費に1,484万9,000円、農村振興施策の基本方針を定める農村振興基本計画策定業務、沖田面沖中地区用排水路改良工事や青森県営畑地帯総合整備事業などを行う農村整備費に3,770万3,000円などのほか、農業集落排水事業特別会計への繰出金1億7,432万5,000

円、森林整備地域活動支援事業などの林業費に1,176万9,000円を計上いたしました。

次に、第7款商工費であります。南部町商工会補助金850万円、フルーツバスの運行や町内各まつりの開催、三戸駅前地区の街灯整備などを行う観光費に4,930万4,000円、ぼたん園、チェリリン村などの管理運営費、バーデハウスの改修工事、霊屋駐車場のトイレ水洗化工事を行う観光施設費に8,816万4,000円を追加したほか、農林漁業体験実習館特別会計、町営地方卸売市場特別会計への繰出金を計上いたしました。

次に、第8款土木費であります。町道維持補修費として6,827万3,000円、新設改良費は一部新規路線も含まれておりますが継続事業を最優先として1億2,167万3,000円、公園管理費に1,179万6,000円、公共下水道事業特別会計への繰出金2,619万8,000円、ひろば台団地の整備として旧名久井第一中学校の取り壊し、第2 苔米地駅前団地整備として新たに4棟8戸を建設する住宅費に1億8,668万4,000円を計上いたしました。

次に、第9款消防費であります。常備消防費に3億2,342万3,000円、消防ポンプ自動車の更新、消防屯所の整備などを行う非常備消防費に1億1,954万円、地域の自主防災組織の育成などを推進する防災費に1,496万5,000円を計上いたしました。

次に、第10款教育費であります。中学校海外研修費に1,483万2,000円、特色ある学校経営事業として353万1,000円、クラブ活動の活性化を目的にクラブ活動推進事業に150万円、小学校国内交流事業に197万7,000円、向小学校の体育館耐震化、西棟校舎の解体工事など小学校費に1億4,431万円、中学校費に8,143万2,000円、幼稚園費に7,016万3,000円などを計上いたしました。

このほか、史跡聖寿寺館跡公有化事業、平良ヶ崎城跡発掘調査事業等を実施する文化財保護費に2,914万1,000円、名川中に隣接するふるさと運動公園整備費に1億7,350万円、平成20年度から建設工事に着手する給食センター整備費に7億2,819万2,000円などを計上いたしました。

次に、第12款公債費であります。地方債の元利償還金等に前年度比8,158万6,000円増の21億1,212万円の計上となりました。

以上が、平成20年度南部町一般会計予算の歳入歳出についての概要であります。

次に、平成20年度南部町学校給食センター特別会計予算から平成20年度大平財産区特別会計予算までの各特別会計予算20件の概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第3号、平成20年度南部町学校給食センター特別会計予算については、歳入歳出それぞれ2億2,104万9,000円となっており、歳入としては、給食費負担金、一般会計繰入金、歳出の主なものは、給食費及び管理費などとなっております。

次に、議案第4号、平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算については、歳入

歳出それぞれ7,219万6,000円となっており、歳入としましては、使用料、物品売払収入、歳出は管理運営費が主なものであります。

次に、議案第5号、平成20年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ580万1,000円となっており、歳入としては、ボートピア交付金580万円、歳出は町道清掃、側溝環境維持などに390万1,000円、地域の環境整備などを推進する町内、団体に事業の一部として30万円を助成する町づくり事業に180万円を計上しております。

次に、議案第6号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ28億3,853万2,000円となっており、歳入としては、国保税が8億5,079万2,000円、国庫支出金が9億9,821万4,000円、療養給付費交付金が1億1,897万3,000円、前期高齢者交付金1億3,236万円、県支出金が1億7,444万1,000円、共同事業交付金3億2,882万2,000円、繰入金2億3,068万7,000円などが主なもので、歳出としては、保険給付費17億3,493万7,000円、後期高齢者支援金3億2,287万円、老人保健拠出金7,154万7,000円、介護納付金2億1,665万6,000円、共同事業拠出金3億6,355万1,000円、保健事業費2,823万2,000円などが主なものであります。

次に、議案第7号、平成20年度南部町老人保健特別会計予算の歳入歳出予算は、後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、前年度比22億8,082万5,000円減の2億1,012万9,000円となりました。歳入といたしましては、支払基金交付金1億541万2,000円、国庫負担金6,961万1,000円、県負担金1,740万3,000円、一般会計繰入金1,769万7,000円などで、歳出の主なものは、医療諸費に2億982万7,000円となっております。

次に、議案第8号、平成20年度南部町介護保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ19億9,178万7,000円となっており、歳入としては、介護保険料3億1,398万4,000円、国庫支出金4億9,807万円、支払基金交付金5億9,624万4,000円、県支出金2億7,661万8,000円、繰入金2億8,621万8,000円が主なもので、歳出の主なものは、総務費に4,562万6,000円、保険給付費に19億277万7,000円、総合相談や包括的支援を行う地域支援事業費に2,794万1,000円、財政安定化基金償還金などの公債費に1,262万9,000円となっております。

次に、議案第9号、平成20年度南部町介護サービス事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1,371万3,000円となっており、歳入の主なものは、介護支援及び予防計画費などのサービス収入で、総務管理費の歳出に充当されております。

次に、議案第10号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。これまで、75歳以上の方及び65歳から75歳未満で一定の障害等を有する方は国民健康保険や健康保険組合、共済組合などの医療保険制度に加入しながら老人保健制度で医療を受けていましたが、

4月からは後期高齢者医療制度に加入し医療を受けることになります。この後期高齢者医療制度は、県内40市町村すべてが加入する青森県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営にあたります。

市町村といたしましては、保険料を徴収しこれを広域連合に納付する役割が定められており、会計の内容はこれらが主なもので、平成20年度の歳入歳出予算は、それぞれ3億8,245万6,000円となっており、歳入としては、保険料が1億1,293万5,000円、保険基盤安定繰入金などの一般会計繰入金2億6,329万1,000円などが主なもので、歳出の主なものは、総務管理費に574万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金に3億7,639万9,000円となっております。

次に、議案第11号、平成20年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算については、1日の平均患者数を入院64人、外来者193人と見込み、収益的収支として収入支出それぞれ10億2,900万円を計上しております。資本的収支は、収入に8,687万5,000円を、支出に1億458万6,000円を計上いたしました。

次に、議案第12号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ2億4,740万円とし、国庫補助金1億1,010万円、繰入金2,619万8,000円、町債1億1,110万円を下水道建設費に充てるもので、南部地区の長野、下祭場地内に設置する処理場の整備費も計上いたしました。

次に、議案第13号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ2億6,437万4,000円となっており、歳入としては、受益者の分担金、使用料が1,959万7,000円、県補助金2,525万円、一般会計繰入金1億7,432万5,000円、町債4,520万円などが主なもので、歳出は、施設の管理などを行う総務費に4,438万1,000円、名川地区の高瀬、上川原地内の管路整備を行う施設建設費に8,227万8,000円、公債費に1億3,768万4,000円となっております。

次に、議案第14号、平成20年度南部町簡易水道事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ126万円となっており、歳入としては、使用料、一般会計からの繰入金、歳出は総務費が主なものとなっております。

次に、議案第15号、平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計予算については、歳入歳出それぞれ30億4,081万7,000円となっており、歳入歳出とも、事業勘定の受託金が主なものとなっております。市場特別会計の9割以上を占める受託販売については、前年度と同額の28億円を見込んでおりますが、これまで以上に農家訪問を行い、市況などの情報提供に努め、出荷を促進して、りんごについては高品質のものを高価格で取引できるようブランド化を確立し、販売額の増につなげてまいりたいと考えております。

次に、議案第16号、平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ10万6,000円となっております。

次に、議案第17号、平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計予算については、歳入歳出それぞれ3億8,964万2,000円となっており、歳入としては、介護給付費2億4,667万2,000円、入所利用料等6,288万1,000円、施設使用料等401万7,000円、一般会計からの繰入金7,187万5,000円などで、歳出の主なものは、療養費に5,824万3,000円、管理費として2億6,899万1,000円、公債費に6,238万円となっております。

次に、議案第18号から議案第22号までの平成20年度各財産区特別会計予算についてであります。それぞれの財産区の財産運用収入や繰越金などを主な財源とし、管理運営費に充てた予算となっております。

次に、議案第23号、南部町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてであります。地方公務員法の改正に伴い町職員が自己啓発のために大学等の履修または国際貢献のために、休業するにあたっての期間などに関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第24号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてであります。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく、青森県の計画であります県南・下北地域活性化計画が国の同意を受け、対象地域に南部町が含まれていることから、この計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定をするものであります。

次に、議案第25号、南部町後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。4月1日から青森県後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、町が行う事務や保険料の徴収等について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第26号、南部町街なみ公園条例の制定についてであります。街なみ環境整備事業で五日市地区に整備したアルコープ公園、出会いの木公園の小公園2カ所を、南部町街なみ公園として設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第27号、南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。事務の効率化を推進するため、重点分野の強化を図るとともに職員数の減少に応じた組織のスリム化を図る観点から行政組織を改めるもので、「企画課」は名称変更し「企画調整課」に、「福祉課」と「健康増進課」は課を統合し「健康福祉課」に、農林課の課内室でありました「グリーン・ツーリズム推進室」は独立した課に昇格させ「農村交流推進課」にするほか、各庁舎に設置していた総合サービス課は廃止し、管理部門は総務課に、窓口部門は住民生活課に所属させること

といたしました。このたびの組織見直しは、事務調整機能の強化や保健・医療・福祉の連携、地域間交流の推進など重点分野の強化を図るものでありますが、総合サービス課は廃止いたしますが、職員配置、業務内容は基本的には変わりませんので、窓口業務のサービスの低下にはつながらないものであり、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第28号、南部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。自己啓発等休業を行う職員について、職員の定数に含めないこととするほか、町長部局の定数を「335人」から「310人」に改めるものであります。

次に、議案第29号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。育児短時間勤務職員についても、災害等の臨時又は緊急の必要がある場合で公務に著しい支障が生ずると認められる場合には、正規の勤務時間以外の時間においても勤務できるよう必要な事項を定めるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第30号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院勧告において行政職給料表の見直しが行われたことに伴い、給与構造改革の趣旨を踏まえ町職員の行政職給料表の見直しを行い、条例を改正するものであります。

次に、議案第31号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。勤務の特殊性が給与上特別の考慮を必要とする業務を見直し、特殊性が認められない勤務に対して手当を廃止するとともに、介護老人保健施設の医師に対しての支給対象を追加したものです。

次に、議案第32号、南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。4月から新たに始まる後期高齢者医療制度の会計である南部町後期高齢者医療特別会計を加えるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第33号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。団員の減少傾向が続くなか、総務省消防庁が推進している「機能別団員」として、元消防職員、消防団員を「災害支援団員」として設置するもので、火災や大規模災害時において、豊富な経験、知識を生かし不足する消防力を補完し、地域防災力の一層の強化を図るものであります。

次に、議案第34号、南部町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本条例に引用している学校教育法が改正され条項が移動したことに伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第35号、南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につい

てであります。後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、条例中の「老人保健法」の字句をすべて「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正するほか、対象者の要件を追加するものであります。

次に、議案第36号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険法が改正されたことに伴い、義務教育就学前の子どもの自己負担割合の改正、出産育児一時金、葬祭費の支給規定の見直し、特定健康診査を実施することに伴い、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第37号、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。老人保健法が改正されたことに伴い、条項中の「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改めるものであります。

次に、議案第38号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険料はこれまで従来の政令により緩和措置してきており、平成20年度からは通常の保険料になる予定でしたが、平成20年度においても政令が改正され緩和措置が継続されることに伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第39号、南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。上名久井処理区の一部供用開始と福田地区の処理施設の完成に伴い供用開始となることから、処理施設の名称位置及び処理区域を改めるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第40号、南部町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。南部町の災害危険区域として定めている名川地区の基準高等の変更を行い、併せて福地地区の苦米地、福田地内、南部地区の相内地内を新たに災害危険区域に指定するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第41号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてであります。設置団体の平成20年度の負担金が増加することから、構成団体と協議するため、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号、八戸地域広域市町村圏事務組合理約の一部を変更する規約について及び議案第43号、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の一部放棄についてであります。消防本部の建設のため八戸地域広域ふるさと市町村圏基金を取り崩すことに伴い、出資金を減額するため組合理約の一部変更すること及び出資金の権利の一部を放棄することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第5号）についてであります。今

年度の事業が確定したことなどにより、歳入歳出とも４億３,００１万９,０００円を減額し、予算の総額を９６億７,９３６万円とするものであります。

歳出において追加補正した主なものは、総務費の地域交通対策費に多目的バスの運行委託や路線バス維持補助金などに８７８万１,０００円、民生費の老人保健特別会計繰出金に６７６万円、介護老人保健施設特別会計への繰出金８２１万５,０００円、商工費では、農林漁業体験実習館特別会計繰出金３００万円、凍結防止剤の増加により土木費道路橋梁維持費に３１５万７,０００円、消防団の出動回数が当初見込よりふえたことにより、非常備消防費の費用弁償に２６５万５,０００円、来年の冬季国体の会場となるふくちアイスアリーナの電光掲示板改修工事費に１,２５７万２,０００円を追加計上いたしました。

このほか歳出の減額補正につきましては、事業が確定したことに伴い退職手当組合の負担金や特別会計への繰出金などを減額計上したものであります。

これに充当する財源として、町税が８４０万円、普通地方交付税が１億１,９６８万８,０００円などが追加補正の主なもので、このほか、事業が確定したことによる国、県支出金等や基金繰入金などを減額し、歳入歳出の総額で減額補正となったものであります。

次に、議案第４５号、平成１９年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第３号）についてありますが、給食管理費、給食材料費などを２００万３,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を２億２,１３７万２,０００円とするものであります。

次に、議案第４６号、平成１９年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第３号）についてありますが、使用料と売上収入３００万円を減じて、一般会計からの繰入金３００万円を追加したもので、歳入歳出予算の総額は変わらないものであります。

次に、議案第４７号、平成１９年度南部町ポートピア交付金事業特別会計補正予算（第１号）についてありますが、環境整備協力費、町づくり助成金などを減額し、歳入歳出予算の総額を６４６万５,０００円とするものであります。

次に、議案第４８号、平成１９年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてありますが、歳入歳出それぞれ２０６万円を追加し、歳入歳出予算の総額を２９億６,７４４万円とするものです。歳出の補正の主なものは、一般及び退職被保険者等療養給付費に１,５６４万２,０００円、高額療養費に８６１万９,０００円、葬祭費に１３０万円、前年度の医療費確定による給付費負担金の返還金に１,５９５万５,０００円追加したほか、老人医療費の確定により老人保健医療費拠出金を４,０８６万円減額し、これに充てる歳入は財政調整交付金、療養給付費交付金などを追加し、基金繰入金を減額したものであります。

次に、議案第４９号、平成１９年度南部町老人保健特別会計補正予算（第１号）から議案第５４号、

平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）までの各特別会計補正予算6件につきましては、事業が確定したことにより歳入歳出をそれぞれ精査し、各項目間での調整並びに減額補正、財源内訳補正を行ったものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、なにとぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に教育委員会委員の任命についての案件を追加提案させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき、提案理由のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

◎散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月5日は議案熟考のため休会とし、3月6日は午前10時から本会議を再開いたします。
本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時03分）

第15回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成20年3月6日（木）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 工 藤 幸 子

1. パークゴルフ場整備について
2. 南部町図書館の施設設置について

7番 川 井 健 雄

1. 住民サービスの向上について
2. 町民の健康増進について
3. 消防団組織について

6番 河門前 正 彦

1. 南部町営地方卸売市場について

3番 沼 畑 俊 一

1. 農業振興について
2. 南部公民館について
3. 給食について

2番 夏 堀 文 孝

1. 南部町の交通ネットワーク整備について
2. 県立高等学校の再編、統合の動きに対する町の対応について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番 工 藤 正 孝 君
3番 沼 畑 俊 一 君
5番 松 本 陽 一 君

2番 夏 堀 文 孝 君
4番 根 市 勲 君
6番 河門前 正 彦 君

7番 川 井 健 雄 君
 9番 佐々木 勝 見 君
 12番 立 花 寛 子 君
 14番 工 藤 久 夫 君
 16番 小笠原 義 弘 君
 18番 東 寿 一 君
 20番 佐々木 由 治 君

8番 中 村 善 一 君
 10番 工 藤 幸 子 君
 13番 川守田 稔 君
 15番 坂 本 正 紀 君
 17番 佐々木 元 作 君
 19番 西 塚 芳 弥 君

欠席議員（1名）

11番 馬 場 又 彦 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福地総合サービス課長	庭 田 卓 夫 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君
老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君	市 場 長	堀 内 誠 悦 君
総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

◎開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第15回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますのでご協力のほどをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（10番 工藤幸子君 登壇）

○10番（工藤幸子君） 皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。

さきに通告しておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、パークゴルフ場整備についてであります。

豊かな自然の中での健康づくりや人との関係を良好にするパークゴルフ場への見直し、整備と活用についてであります。ご存じのように、ゴルフ場は20世紀前から日本に入り、神戸六甲を皮切りに広まり、1977年日本女子プロの草分けである樋口久子プロが全米女子プロで優勝の栄冠を手にしております。そこまで行かなくてもゴルフは身体にほどよい疲労を与え、それが刺激になって、筋肉の維持、活動を活発にする。特にパークゴルフは、老若男女、年齢を問わず超高齢者

や障害者にも楽しめ、自然な歩行や喜びを伴い、日常生活では余り行っていない腹式呼吸ができ、長い時間をかけて吐き出すという太極拳にも似た健康効果があり、高齢者年齢に必要な歩行による脚力増強、腱腕筋や持久性を補い、生理的コンディションづくりと下肢からのび寄る老人現象の防止につながります。

我が南部町も高齢化率が進む中、介護予防が叫ばれ、特に平成11年ゴールドプラン21では、介護サービスと介護予防が両輪化され、高齢者の環境整備を強調、保護から自主支援が示され、資源の活用が大きいうたわれています。人間はかかしのようにいつまでも同じ姿でいられるわけにはいきません。少しでも介護をされる状態にならないよう、方法や施策を講ずることが必要であります。もちろんいろいろな対策がある中で、まずは元気なうちに元気を継続していくことが大事なのであります。

そこで、最もよいのは自然の中で無理のない、そして効果のある運動や体力維持を考えると、南部町には名久井岳のふもとに美しい森や観光農園、新鮮野菜や果実の味を楽しめる食堂が側近の場所にあり、パークゴルフに適した芝生広場があります。今もパークゴルフ場の練習場として活用されておりますが、さらにコースの数をふやし、拡大を図り、高齢者の健康づくり、時には若者たちの出会いの場として活用も必要であります。いつでも、だれでも訪れた人が利用できるよう道具を備えつけて楽しみの場とすることができるようになりたい。町長はどのようにお考えなのかお伺いするものであります。

次に、2点目でございますが、南部町図書館施設設置についてであります。

町民だれもが利用したい意識の持てる独立した図書館の必要と町発展についてであります。本を読まなくても人間は生きていくことができます。人生に読書は必ずしも不可欠とは言えません。経済的繁栄を誇る欧米や日本などの先進諸国、そしてそれを追いかける発展途上国の庶民の生活とその周りには程度の差こそあれ、図書や雑誌、新聞等の活字メディアが存在しています。そのほかにもラジオ、テレビといった電波メディア、有線、無線で情報を伝達するインターネット、また、インターネット端末として大活躍をしている携帯電話は、多くの人たちが肌身離さず持ち歩いております。私たちは意識するとしなやかにかかわらず、日常的に多種多様な情報をその大半を利用しないまま、ただ消費しております。単なる情報へのアクセス、情報入手の手段としてみるのであれば、読書は不要であると言ってもよいかも知れません。

しかし、経済の繁栄を誇る国やマスメディア、教育界、町の発展を考え、人々は子供たちの未来や町の発展を考えると、読書離れと環境の悪さに悲しんでいるのではないのでしょうか。

そこで、図書館にもいろいろあり、国立図書館、公立図書館、私立図書館、専門図書館、市町

立図書館等々ありますが、町民のためのそこにある図書館はまずは町のど真ん中にあること、無料で利用できる図書館、借りたいときに借りられる、利用者にとって距離的に近いところにある、住まいか勤務先、通学先、同じ区内にある。最近では自治体内に複数の地区館の配置がふえております。サービスエリアが何キロかは図書館政策によりますが、敷居が高くなく、気取らない、だれでも利用できる規模が大き過ぎなくとも自分のペースで核心に迫っていける図書館、雰囲気柔らかく、騒然とした周りとかけ離れた別の空間で、静かな親しみやすい、回りとは別の出入口があり、気を使う必要が全くない、駅の連絡通路を歩くのと同じくらい自由に館内を闊歩でき、女性と子供、エプロンをかけたままジャージ姿で行ける図書館、社会人も子供も学生もより多くの住民に使ってもらえる図書館が必要であります。現代社会の課題に対応するには、文化、教育、調査を活用し、知識や文化へのアクセスを可能にし、町の人づくりの一環として町発展の礎は図書館にあり。その重要性を再確認していただき、南部地区の中央に図書館を設置していただくことを切にお願いいたします。町長のご所見をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

※着席 川守田稔君

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、1点目のパークゴルフ場の見直し、または図書館の設置ということでございますが、具体的に申し上げる前に、まず、ご要望はわかります。ただ、要望にすべてこたえていくとなると、その先はどうなっていくかというのを我々はしっかりと先を見据えて取り組まなければならないというのがまず理事者になるわけでございます。夕張市、今反省しているのが、議員の方も言うておりました、夕張市の議員、「我々もあらゆる要望をした。町もそれにこたえてくれた。しかしその結果こうなって、やはり我々も反省すべき点がいっぱいあった」と。こういうことを我々理事者は常に頭においてまちづくりをしていかなければならないという部分をまずご理解をいただきたいと思います。

まず1点目のパークゴルフ場でございますけれども、平成18年9月の議会においてもグラウンドゴルフ場等に関するご質問を工藤議員からいただいております。その際の答弁の中に、「チェリリン村のグラウンドゴルフ場にパークゴルフも楽しめるように徐々に整備をしまいたい」

と答弁をしております。これを受けまして、チェリリン村グラウンドゴルフ場にパークゴルフコースを9ホール併設をして、平成19年、昨年4月から供用開始をしております。あくまでもパークゴルフ場の練習場としての整備ではありますが、利用頻度が高ければ今後また増設ということもこれは検討していかなければならないと思っておりますが、現在の利用状況を見ますと、まだ現状の状況でこれはお願いしてよろしいのではないかなと思っております。

その理由は、昨年4月から10月末までのパークゴルフの利用者数でございますが、177名でございます。また、同時期のグラウンドゴルフの利用者は1,336名、これは水、土、週2回のグラウンドゴルフに開放しているわけですが、その中で1,300数名、パークゴルフの方は水、土を除く期間はできるわけですが、そういう利用状況であるということからも、すべていつでもどこでもということになりますと、これは大変なことになると。現在の状況で十分楽しめる部分が私はあるだろうと。

そしてまた、大会、ちゃんとした部分は大野村のパーク場があります。そういうところも活用していただいて、ああいうものと同じようにすべて町村が整備していくとなると、これは運営的にも大変難しい部分があると私は思っております。

次に図書館の件でございますけれども、図書館の必要性、町の発展についてというご質問でございますが、現在、社会は著しく成長を遂げているわけでございますが、地域の文化を守り、育て、自己の形成や生活の向上、地域づくりにつながる学習活動条件を整え、町民一人一人が生活を通して創造の喜びを享受できる、そういうまず南部町を目指す必要があると思っております。

いろいろな今学ぼうと思えば読書に限らずインターネット等もございます。もちろんテレビ、ラジオもございます。雑誌もございます。そういう中で、やはり読書というのはまた一つのインターネット、テレビとはまた違う一つの人間を形成していくという部分では非常に大事なものと、こう思っております。

ただ、それをすべての地区にどういう図書館の規模のお話かちょっとわかりませんが、理想とすればそれが一番望ましいことなんでしょうけれども、今合併をしまして、名川中学校の1階に町民図書室がございます。私ども合併して、そんなに面積的に広範囲の合併ではなかったと、こう思っております。時間的にも福地地区からも10数分から20分あれば十分着く。また、南部地区からも同じく10分、15分で着くと。そういうことを考えますと、まず現在ある図書室を有効に活用していただきたいなど。恐らく八戸市の図書館、ここに八戸市民が行くにはもっと我々以上に時間を要していると思っております。今福地地区には公民館にも図書を配置しておりますし、南部地区には特にぼたんの里に設置しております。それをまた新たに増設するということについ

ては、やはり既存のあるものを有効活用していただく、また、利用によっては県の図書館の本の貸し出し、こういうのも借りることができるわけでございます。できる限り有効活用に努めていただきながら、ご理解をいただきたいと、こう思っておりますので、すべてないよりはあった方がいいということは、だれでも思うわけでございますけれども、そういう中で活用できるものを活用してもらうということも、我々将来の財政を担っていく者として、これもまた大変重要なことだと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） ただいま町長さんが非常にご理解のある中で、いろいろ意見を聞いてくださっておられたなということを実感いたしました。急にとは言いませんけれども、まちづくりの前途ということで、機会を逃すことなく、ぜひやっていただきたい。特に健康管理の芝生広場、あそこは非常に環境もよく、そして若者たちが近所のテニスコートを使用しているという、健康の場ということで、あそこのエリアは非常に活用度がある場所だと平素思っておりますので、きょう、あした、そういう状況をお願いしますということではなくて、やはりまちづくりの一環として町長さんの頭の片隅に、だけれども機会があればそれをとらえていただきたいと、そういうことでお話をしているわけでございます。

図書館もそのとおりでございます。今すぐにどうこうと言っているのではもちろんありません。既成の場所に10分、20分移動してでも、そこを活用していただきたいという、そういうご意向のようでございますけれども、先ほども話の中でお伝えしておきましたが、朝のジョギングの後に一休み図書館に行ってそういう時間を過ごしたいとか、あるいは買い物後にあれを調べたいとか、そういうやはり地区に、町のど真ん中に、すぐ徒歩でも行ける距離にそういうところがなければ、そして特に騒然とした公民館とか、中学校とか、そういう施設の併用ということになりますと、そこに図書館を利用する人あるいはプレッシャーがかかるのかなということも前提にして、別途の入り口、つまりその図書館に入れば自分の思いをそこでいろいろな調べもの、あるいは読みたいものを読めるという、安心して妨害もなく読めるという、そういう空気の中で図書館利用は非常に大事なことでないかと、このように思ってお質問申し上げたわけでございまして、まず、町のど真ん中ということと、入り口が別個、例えば同じ建物に併設するにしても、そのエリアに入っていくにはやはり内装といいますか、内壁で区別するにしても、騒然としたところではやはり読書は半分も効果があるのかなと、そんな感じがしておりますので、その辺

を前提にして、どうぞ図書館行政を、まちづくりを、人づくりを町長さんは今後も組み合わせていろいろな建設計画に合わせて、心の教育、そしてまた健康の根本ということを十分に考えていただいて、できればその機会を見逃すことなく、きょう、あしたでなくてもよろしいですけども、その機会を逃さないように、ぜひよろしくお願ひしたいということを強くお願ひを申し上げまして、私の質問を終らせていただきたいと思います、それに関しても一言町長さんからまたお話をいただければ幸いです。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 地区の真ん中にあれば歩いていけると。歩ける人の範囲というのは、限られた人でございます、これも。必ずどこかの方は歩いていけない範囲になるわけでございます。そうなったときに、じゃあすべてまた歩いたところによって拡大することもないしもありまして、私はできる限り今後の財政を考えて議会と一緒にやって取り組んでいくときに、まずあるものをどういう活用していくかというものも非常に大事だと思います。

名川中学校の1階の図書室、プレッシャーがあるというのはどういうプレッシャーなのか私はわかりません。非常に学校図書室と2階と分離されている図書室でございます。工藤議員も一度見ていると思うんですけども、あそこを私は今度全町においての100円バスも4月から運行するわけでございます、低料金でもって。そういう部分も活用して本当にゆっくり読書したいという部分、そういう部分は十分あそこでできると思いますし、本というのはその場だけではない、自宅に帰ってゆっくり読む、そういうこともできるわけでございます。そういう部分も工藤議員にはぜひご理解をいただいて、今後どういう形がいいのかということは我々も常に検討はしてまいりますけれども、それに合わせて新たな建設という部分というものはまず有効活用をしていこう、それをまず第一前提としながら考えてまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

7番、川井健雄君の質問を許します。川井健雄君。

（7番 川井健雄君 登壇）

○7番（川井健雄君） それでは、私からさきに通告しておりました3点についてご質問をいたします。

まず、住民サービスの向上についてであります。3町村が合併しましてから早くも2年が過ぎました。町長の任期も折り返し点を過ぎたわけですが、これからの2年間町長はどんなカラーを出していくのか大変期待しております。

さて、町長は「住民とのキャッチボール対話」ということをスローガンに掲げて当選されたと思っております。広く町民の意見を行政に反映させるために、地域における行政座談会を開く考えはないのでしょうか。

また、合併してから役場窓口の対応が悪くなったとか、役場からの通知文書が期日よりもおくれて来たとか、勤務中に食べ物を食べていたとか、合併前よりも職員の質が落ちてきているんじゃないか、こういう声が私のところに聞こえてきます。この点について町長の考えをお伺いいたします。

次に、2点目の町民の健康増進についてであります。

厚生労働省から5年ごとに発表される2005年都道府県別生命表が昨年12月に出されました。それによりますと、青森県の男性の寿命が76.27歳、女性が84.80歳となっており、男性は1975年から7回連続、女性は2000年から2回連続全国最下位となっております。当南部町の県内での順位はどのぐらいにいるんでしょうかお伺いいたします。

また、短命の要因の一つにがん、心疾患、脳卒中などのいわゆる生活習慣病が挙げられますが、食生活の改善、肥満防止、喫煙防止などの指導はされているのでしょうか。12月議会において、川守田議員の質問と重複する部分があると思いますが、今年度からの取り組み状況をお知らせください。

また、心に大きなストレスを抱え、自殺される方も近年増加していると聞きますが、その数と対策はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、3点目の消防団組織についてであります。

地域の防災活動として欠かせない消防団員が減り続けております。青森県でも昨年初めて2万人を下回りました。当町の消防団でも定員割れの分団が多いと思われます。その原因として、農業や商業などの自営業者の減少、3交替制や日曜日が休みじゃないなどの就業構造の変化、また、過疎化、少子高齢化の進行などが挙げられると思います。団員確保のためにどのような対策をとっておられるのでしょうか。勤め人が多くなっている関係で昼間家にいない団員も多いと思われます。その対応はどうなっていますでしょうか。

今年度から採用する機能別団員についても詳しく説明をお願いいたします。

また、訓練への参加が大きな負担となっており、入団を控える人も多いと思いますが、年間の

出勤回数はどのくらいなのでしょう、お伺いいたします。

以上３点についてご答弁をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川井議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、１点目の住民サービス向上についての地域懇談会を開く考えはないかというご質問でございますけれども、多様化する町民のニーズ、地域の抱える問題など、町政運営を行うに当たり、直接町民と意見交換をすること、あるいは地域の座談会を行うということは、町民の声を今後のまちづくりに反映させるためにも大変重要なことだと、こう思っております。今後、機会をつくってまいりたいと、このように思っております。

私は就任以来、これまでも町政を運営するに当たり、行政側からの一方向的なやり取りだけではなく、でき得る限り各町内の総会、また各団体の会合、懇親の場に参加をし、町民の皆さんのお話を直接聞き、キャッチボール対話に努めてきたところでございますが、そのことによって時間をかけないで取り組むことが実現できたこと等もたくさんございます。今度「企画課」を「企画調整課」という課に改める予定でございますが、この理由も私に限らず担当課長等も課題が出てきたときに一つの窓口をつくってそこに集約し、そこから担当課にどういう状況かと、どういうことをしていけばいいのかということを強化していくという意味においても変更して取り組んでいきたいという考えであります。

２年間本当に座談会という部分を町主催によって開催をできればよかったんですが、何せ合併当時、行政自体の事務調整、この方がまだ整っていない部分等がありまして、少しおくれていた部分にはまた新たに20年度等において早速取り組みをしてまいりたいと、こう思っております。

職員の対応についてでございますが、すべての職員は全体の奉仕者であるという、このことをまず忘れてはならない、そのことを常に課長会議で恐らく課長たちにはもう耳にたこができるくらい町長うるさいなというふうにとっていると思いますが、私はでもやはり我々公務員という立場を常に忘れてはならない。役場に採用されたときに宣誓書を全職員が採用時に読みます。そのことを時がたつとどうしても忘れかけている。やはり初心を忘れるべからず。その当時のことをしっかりと職員には周知徹底をしていかなければならないと、こう思っております。これをまた

課長たちが管理者たちがしっかりと自分の部下、毎日いるわけですから、そこがまた一番大事になってくると、こう思っております。

その中で、私は特にまず、職員のあいさつがない。ここを非常に感じておりました。これも何回も言っております。人はあいさつをまずしてもらえるということによって、気持ちがかなり落ち着く、住民の方もそうだと思います。例えば窓口に来たときに、「おはようございます。きょうはどんな用事で来ましたか」と、この一言があることによって、ちょっと時間がかかっているなと思うても、でもあいさつがよかったからなと、こう許してもらえるという言い方も変ですが、役場も頑張っているなというふうに見えると思いますが、あいさつがないというのは非常に相手の方の気分を逆に悪くしてしまうというのがあると思っています。ですから、私はまずこのあいさつを徹底して職員みずから来た方々に一声あいさつをする。これを徹底しながら、また、あと事務的な部分でおくれが生じたり、そういうものがあるのであれば、これはしっかりとそうならないように指導を徹底していかなければなりませんし、やはり早目早目の通知という、これは起案でもそうなんですが、間際になって私のところに職員が来たりします。ですから、詳しく聞けないときがあるわけですが、これも今議員からご指摘いただいたのと同じ、早い起案をしていれば、例えば私が出張でいない間でも帰ってきたときに、これはしっかり目を通せるわけございまして、そういう部分というものは副町長初め私からまたもう一度そういう停滞することがあってはならないということをしっかりと指示しながら、まず職員がその認識を、全職員がやはり持たなければならない。一生懸命取り組んでいる職員もおります。ただ、中にはどうしてもそういうおくれがちな職員もいますが、これをみんなで取り組まないことにはやっぱり住民の方々には納得していただけないだろうと、こう思っておりますので、議員からご指摘、今後されることがないようにしっかりと取り組みをしまいたいと、こう思っております。

次に、町民の健康増進についての南部町の平均寿命の順位でございますが、最新のデータによりますと、全国の平均寿命としては平成18年簡易生命表による平均寿命は男性が79.00歳で世界2位でございます。女性は85.81歳で世界の1位となっており、都道府県と比較しますと、平成17年の平均寿命としては男性が78.79歳、女性が85.75歳となっておりました。町の表の前に、県の平均寿命、これにつきましては昨年の12月に発表されているデータでございますけれども、男性は76.27歳で、昭和50年から7回連続、さっき議員もおっしゃっておりました。女性は84.80歳で、平成12年から2回連続で青森県ワーストとなっております。

市町村ごとの平均寿命につきましては、直近のデータとしまして、平成12年の表になりますけれども、合併後の南部町の順位につきましては、まだ公表されておられません。このため、青森県

67市町村、いわゆる合併前でございますけれども、そのときの数値で言いますと、男性では最も平均寿命が短いのは73.6歳でございます。長いのは76.7歳となっております。男性の平均寿命では同率順位市町村を除くと27位までとなり、旧町村で申しますと、旧南部地区が一番長く、76.5歳で27位中3位と、旧名川地区が76.2歳で5位と、旧福地地区が75.6歳で12位という結果になっております。ただ、県内においての平均寿命は長い町村になっております。女性の平均寿命でございますが、最も短いのが82.5歳、最も長いのは84.9歳となっております。これは同率順位を除きますと、22位までとなりますが、旧名川地区が84.1歳で6位、旧南部、福地地区はともに83.5歳で同順位の12位となっております。県内の順位で見ますと男女とも比較的上位の方に位置づけられておりますが、何せ青森県自体が全国で最下位という状況にありますので、十分これは取り組みをしていかなければならないと、こう思っております。

いろいろな要因の中で、青森県においてもいわゆる三大生活習慣病、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が三大習慣病の第1、2、3になっているわけですが、それにあわせて、議員からも質問がこの後出ておりますいわゆる自殺が上位を占めているということも数値であらわれてございます。今後、健康増進計画において重点課題と位置づけて、目標を掲げて予防に取り組んでいくこととしてございます。

次に、生活習慣予防の指導、取り組み等でございますけれども、生活習慣病対策につきましては、まず病気の早期発見、早期治療である2次予防とともに、生活習慣の改善を中心とした1次予防が重要になってまいります。このため、国においては健康増進計画、いわゆる「健康日本21」を平成12年3月に策定し、本町においても本年度新町としての健康増進計画「すこやか南部21」の策定を進めているところでございます。これは旧町村ではそれぞれありましたが、合併したことによって新たな南部町の「すこやか南部21」を策定中ということでございます。

具体的な取り組みでございますけれども、健康づくりの推進は行政のみならず、町民一人一人が個人の健康意識を向上させ、地域全体での健康づくりのきっかけづくりや取り組みをすることが大変重要でございます。まずは受診しやすい健診体制、これにおいては住民健診を県総合健診センターによる集団健診に加えて、町立名川病院においても受診できる体制となっておりまして、受診率の目標値達成には、今まで以上に大変有効な体制となっているものと考えております。

次に、事後指導体制等でございますけれども、健診結果説明会を町内ごとに地区健康相談員及び健康教室を開催し、ハイリスク者には保健師による訪問指導も実施しながら、バーデハウスにおける水中運動、またはB & G海洋センターにおける転倒骨折予防教室など、共同で実施できる事業のほかに、本町の特徴として中学生を対象とした生活習慣病健康診査を実施し、家族への保

健指導も含めながら若い世代からの生活習慣病への意識普及・啓発にも取り組んでいるところでございます。この生活習慣病健康検査においては、合併前、旧南部地区から行っておりましたが、先般食育に関する部分においてもたしか東北農政局から表彰されたというふうに新聞を見て記憶してございます。

来年度からは医療制度改革にかかわる特定健康診査及び特定保健指導として、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した健診及び保健指導の事業が実施されることになっております。このため、国民健康保険加入者を中心に、従来の健診体制や指導体制を維持するとともに、保健推進員、食生活改善推進委員の協力による食の改善とバーデハウス、海洋センター、そしてまた町民体育館等々の町内にある各種運動施設等の利用促進を高め、保健指導においても呼びかけて、肥満防止を図れるように努めてまいりたいと、こう思っております。

次に、自殺者の数とその対策でございますけれども、当町の自殺者は、平成15年、これは3地区を足した数字でございますが、13人、平成16年15人、平成17年7人、平成18年11人と、10人前後で推移をしてございます。全国において交通事故の死亡者数は1万人に対して、自殺者はその3倍、3万人と、こう言われております。青森県は500人前後で推移してございましたが、平成18年は440人に減っております。18年の自殺率で見ますと、全国は23.7、青森県は31.0、南部町は51.9となっており、全国の約2倍の自殺者が出ているという率になります。全国の都道府県の自殺ワースト3でございますが、ワースト1が秋田県が、次が青森県、そして次が岩手県、いわゆる北東北3県がワースト3になっているという部分を考えますと、単なる北国というだけで済まされるものかなと。それと同時に北に住む人間というそういう部分もあるのか、これはいろいろな部分を見て、角度でまた調査もしていかなければならないなと思っております。

いろいろな県においても取り組みをしてきて、平成18年においては青森県内のワースト6位、それでもまだ下の方なんです、当町も取り組んでおります。そういう部分の成果は出てきつつあると、こう思っております。自殺の4割がうつが原因だと言われております。さまざまな要因で精神的な負担が増加したときに、うつが発症すると言われております。うつはだれでもかかり、またそのかわり治療すれば治るとされておりますので、このうつを減らすためには、減らすことによって自殺を減らすことができるものと考えております。

次に、対策等でございますけれども、高齢者においては「よりあっこ」という事業を開催して、孤立させないように努めております。

また、住民健診においてはうつの問診項目を取り入れて、スクリーニングを実施して解決していくという取り組み。

また、専門医師による「心の健康相談」の定期的な開催もしてございます。

そしてまた、各地区での「健康教室」を開催してございます。これらの事業には開始以来、慶応義塾大学の大野先生初め、青森県立保健大学の教授、また八戸市の湊病院の工藤清次郎先生、松平病院の横田先生等々にもご指導をいただいて取り組んできておりまして、県内においては先駆的な取り組みとして県の方からも評価はいただいているわけですが、今度はそれが数値としてあらわれるような評価になっていかなければならないと、こう思っております。

平成18年合併時でございましたけれども、この「心の健康づくり」の取り組みが評価されまして、千代田生命さんだっただと思いますが、「千代田地域保健推進賞」という賞も受賞して、取り組みをしております。そういう取り組みにおいては非常に評価もいただいておりますので、これはしっかりと強化しながら、今後とも自殺者がなくなる、そういうふうにしていきたいと思います、こう思っております。

ちなみに、町民の方々と、また私も出演しております「心の健康ビデオ」というビデオ作成をいたしました。ボランティアの方々とつくりまして、20年度にはこのビデオ300本をそれぞれの地区、町内会単位、班単位において全世帯に回覧して見られるようにしていく予定で今進めておりますので、ぜひ議員の皆様にもごらんいただいて、一人でもなくしていくという部分で取り組みを一緒をお願いを申し上げたいと思います。

また、3月8日でございますけれども、町民ホールにおきまして心の健康フォーラム、ここにおいて大野先生の講演、そしてまた先ほど申し上げましたビデオの放映もされるという予定になっておりますので、時間が許せる議員の皆様にはまたご来場いただければと思います。

次に、消防団員の減少等についてでございますけれども、消防団は生業を持ちながらもみずからの地域はみずからが守るという崇高な郷土愛護の精神に基づいて、昼夜を問わず各種災害に立ち向かい、地域の安全・安心確保に対して、大きな貢献をいただいているところでございます。しかしながら、消防団員の団員数については減少が続いているわけでございますが、その対策ということでございますけれども、消防団員の減少につきましては、人口の過疎化、または少子高齢化社会の到来や産業就業構造の変化に伴い、全国的に見ても消防団員は減少傾向にあり、約200万人いた消防団員が今では90万人を割ろうかという状況でございます。青森県内で見ますと、平成18年4月1日現在の実員数は2万173人、平成19年度、1年後でございますが1万9,978人と、1年間で県全体で195人が減少してございます。南部町においては、団員の条例定数は741人でございますが、平成18年4月1日現在の実員数は665人でありまして、1年後の平成19年4月1日の実員は659人と、平成19年度は前年度より6名の減少ということでございます。

このことから町といたしましても、町広報紙への掲載による団員募集、そして各分団からも入団のお願い等を行ってまいりましたが、消防団員の減少に歯どめをかけ、消防団員確保のさらなる推進、サラリーマン団員の増加による平日・日中の出動可能団員の減少による平日、日中の対応策としまして、今町議会にもお願いをいたしますが、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を上程させていただきましたが、消防署・消防団OBによる災害支援団員に関する規定を加え、元消防職員・元消防団員として培った豊富な経験、知識及び技能を生かせる環境を整えるとともに、災害時の現場で不足する消防力を補完して、地域の安心・安全の確保を図ってまいりたいと、このように思っております。

消防署と連携しながら、いかに自助が重要か、いかに隣近所の共助が頼りになるかということなどを行政員会議で資料を提供しながら、町内でつくる自主防災組織結成の促進に努めているところでございます。平成19年度には、新たにあげぼの町内自主防災会、そして三戸駅前町内会、これは8区、9区、10区、11区、小波田第1、小波田第2の町内会でございますが、自主防災会が2組織されました。南部町は現在、火防団を含めると、8地区、13町内会で組織しております。今後も町内会の皆様をお願いをしながら自主防災組織をふやしていきたいと、こう思っております。

また、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、現在建設資機材や労力の応援要請のために、町内の35の建設業、建築業等の業者と「災害時における応急対策業務に関する協定書」を締結してございます。消防団のみならず、町内事業所等の協力もいただきながら、応援要請を行うことのできる体制を進めているところでございます。

次に、昼間の火事、災害等の対応策でございますが、昼間の火事、災害等の対策、恐らく平日、日中における出動可能消防団員の減少による火災、災害時の対策ということだと思いますけれども、南部町消防団の組織は現在、福地消防団10分団、名川消防団11分団、南部消防団11分団、計32分団で組織されております。先ほども申し上げました現在659名で構成されているところでございます。消防団として日ごろ教育訓練を受けており、消防活動や各種の実技、訓練、講習会を重ね、活動の連携を図り、有事に対して備えているところでございます。町に火災、あるいは災害が生じた場合には、各団が連携して対応することとなります。昨年の防災訓練の中においても各地区分団の連携による中継送水訓練を行うなど、これからも訓練を重ね、消防力の強化を図ってまいりたいと、こう思っております。

減少に伴う分においては、先ほど申し上げましたさまざまなOBの方々等からもご協力をいただき、その中ではしっかりと補償の問題、そういう部分を条例でもってしっかりと定めて、取り

組まなければならないために、上程をさせていただきました。そういう部分もしっかり取り組み、有事の際においてもできる限り最小限でまず食い止める。特に人的災害においてはまず第一に掲げて、ないように努めてまいりたいと思っております。

年間の消防団の出動回数でございますが、この回数は例えば32分団が1回出れば、32回という数字になりますので、平成18年の出動回数でございますが、3地区消防団32分団合わせて339回でございます。出動延人員数は8,782人となっております。主な出動内容は火災が23回、風水害等の災害が9回、演習・訓練等が180回、特別警戒が100回となっております。

平成19年の出動回数は225回、出動延人員数は7,686人となっております。主な出動内容は火災が19回、風水害等の災害が2回、演習・訓練等が112回、特別警戒が55回、搜索活動の出動が16回となっております。

19年度の出動回数は18年に比べまして114回減少となっております。延人数において1,096人となっておりますが、これは平成18年操法大会がありまして、その操法に出場する分団員の演習、訓練、これがカウントされていることでございます。

最近の傾向でありますけれども、高齢者、認知症の方を含む行方不明者の搜索活動のための出動回数もふえてきているのが現状でございます。消防団では、地域で発生した火災の鎮圧や地震、風水害などの各種災害の防御活動はもちろんのこと、そのための演習・訓練の実施、災害が発生したときだけではなく、防災の予防広報活動や社会奉仕活動など幅広い業務を行っていただき、防災の中心的な役割を担っていただいております。まさに消防団、サイレン一つでもって生業を投げ打って現場に駆けつけるという真のボランティアの組織であると思っておりますので、今後とも消防団のご要望等、できる限りお聞きをしながら、そしてまた、回数的には議員からもご指摘がありました火災の出動回数というよりも、訓練の回数が非常に多い数値になっております。このことにつきましては、また消防団の幹部の方々、効率的な回数、そういう部分も大変忙しい団員の方々でございますので、そういう部分は担当課を通じながらまた団員として検討もしてもらおうと。ただ、非常に意欲を持っていただいておりますので、そういう部分もご理解をいただいて、再質問等々につきましてはまた担当課の方からも答弁させたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。川井健雄君。

○7番（川井健雄君） 住民サービスの向上につきましては、昨年9月から議員の数が20人に減っておりまして、住民の声が行政に反映されにくくなっていると思いますので、ぜひ行政座談会

を開催していただくよう希望します。

それと職員の教育についてですが、町長は県の町村会長を務めるなど、大変お忙しい方で、なかなか庁舎におる時間も少ないかと思しますので、その間留守を預かる副町長お2人からもその職員の教育についてご意見を伺いたいと思います。

それから、町民の健康増進についてでありますけれども、町の住民健診は受診率はどのぐらいになっていますでしょうか。また、それに対しての対策はどのようにしているのか。

あと消防団組織についてですけれども、この間ある本団の幹部の方に聞きましたが、昨年本団の会議等を含めて年間出た回数が60回近くになったと。これはもう1週間に1回ずつ出ても年間48回ですから、すごく多い回数だと思いますが、合併前、旧3町村の消防団の行事をそのまま引き続きやっているのであればそんな数になるのかなと。そういうのを考えまして、勤めている幹部の方もかなり多いと思いますので、その辺を見直しが必要なんじゃないのかなという気がしております。とてもこういう年間の出動回数が多くなれば、会社勤め人であれば、会社の方にも迷惑がかかると。そういうことでなかなか幹部になりたがらない団員がいるという話も聞きますが、その辺はどうなのでしょう。担当課の方からお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 馬場副町長。

○副町長（馬場 宏君） まず、職員の接遇とか、そういったものにつきましては、やはり町民の声に耳を傾けるというふうなこと。それから、町民の目線でものを見るということ。そして、何をやらなければならないのかしっかりと考え、判断する、取り組んでいかなければ、そのためにはやはり職員の研修会、接遇、そういったものについて改めて教育といいますか、研修を重ねていくというふうなことでございます。

そして、最後にはやはり全体の奉仕者、住民が主役、危機管理を持って仕事をするということを改めて職員の方々と一緒に考えていかなければならないと、こう考えております。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 消防団の幹部会の会議の回数についてのご質問がございましたけれども、確かに合併してから感じているのは、一つは出初式とそれから観閲式がございますけれども、これは旧福地の場合は八戸広域の本部あるいは分遣署が主体的に動いてくださっておりますし

た。しかしながら、合併後につきましては、団が主体的になって行っております。ですから、そのために事前の会議が結構ふえてきておりますので、それが影響しているのかなと思っております。ただ、会議を開くときにはほとんどが夜7時からでございますので、日中の時間帯に働きに出ている方には影響がないようにしてございますが、この回数の云々につきましては、また幹部の方にお話をいたしまして、もっと効率よいのがないかということを相談申し上げたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） 住民健診の受診率とその受診率の向上策ということでございますが、平成18年度の住民健診におきます受診実績といえますか、数でいいますと8,462人に対して4,741名の受診となっております、受診率でいきますと56%となっております。性別で見ますと男性が51.5、女性が59.1と。県内でも大分近隣町村に比べましても高い方かと思っております。

そして、来年度は特定健診ということで、国保被保険者が対象となるわけでございますけれども、現在推定してみますと、受けている方の国保加入者で見ますと3,540人が受けておりますので、59%と。特定健診に向けた目標値には大分近いものと、クリアするのはそんなに難しいことではないと考えております。

なお、対策といたしましては、先ほど町長からも答弁しましたけれども、当町におきましては、県健診センターの集団検診だけではなく、名川病院におきます健診センターを活用して実施しております。毎日10名程度の受診をしておりますので、催促もできますし、集団から漏れた方もできますので、他町村と比較したとき大変有利な向上策が講じられると、誘えるというふうに考えています。

あと、来年の特定健診に関しましては体制が変わりますので、保健推進委員の取りまとめにつきましても、来週から始めますけれども、3地区にそれぞれ分けて、十分に説明いたしまして向上策に向けたいと。

なお、がん等については全住民と、基本健診については国保の対象者というふうになっておりますので、申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 以上で川井健雄君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

11時25分まで。

（午前11時13分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午前11時26分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

6番、河門前正彦君の質問を許します。河門前正彦君。

（6番 河門前正彦君 登壇）

○6番（河門前正彦君） 先に通告しておりました南部町営地方卸売市場の今後の運営方針と、将来老朽化で建てかえが必要となったときの基本的な考え方について質問いたします。

当町の基幹産業は農業で、年間を通じて25億円から30億円の実績があり、全国でも類を見ない公設公営方式により運営されております。南部町営地方卸売市場であります。多種多様な農産物が生産されており、その農産物の流通に欠かせないのが市場であると思っております。当町の農家においては町営地方卸売市場によるところが大であると考えております。町営地方卸売市場では、本年度頑張る地方応援プログラムのプロジェクト事業で糖度センサー導入などにより、リンゴの品質均一化など、市場の活性化に努力されていることは農家にとっては大変心強い取り組みであると評価しております。

また、堀内市場長、大変ご苦労さまでございました。このような新たな取組みが集出荷量の増加、収入増につながっていくものと考えられます。

そこで、町営地方卸売市場の今後の運営方針について町長はどのように考えておられるのか、お尋ねします。

また、現在の町営卸売市場は平成3年に建設されたと聞いておりますが、農家や業者の方々か

ら市場の道路が狭いとか、駐車場が狭いなどの声が聞かれます。将来老朽化で建てかえが必要になってくると思われます。まだ先のことですが、町長の考えをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、河門前議員のご質問にお答えを申し上げます。

町営市場に対してでございますが、まず最初に、町営市場は数多くの先人、先輩の方々の英知と努力によって営々と築かれてきた長い歴史があるとともに、当地域の農業生産者の所得向上を初め、地域経済発展のため、大変大きな役割を担ってございます。当地域においても欠かすことのできない施設であるというふうに認識をしてございます。

運営方針でございますが、市場業務の適正かつ健全な運営を行うために関係法令に定められている規定に沿った運営を行うことはもちろん当然なことでありますが、このほかにも食の安全、安心に対する取り組み、さらには生産者、買受人、流通業者などの市場関係者から親しまれる市場としていかなければならないと思っております。

また、常に公正、公平な市場取引や市場運営を行うため、南部町営地方卸売市場運営審議会の委員をご委嘱申し上げて、委員の方々からいろいろなご意見をいただき、判断をさせていただきながら適正な市場運営に努めているところでございます。

今後の市場運営でございますけれども、経費の節減に努め、地場産地市場である優位性を生かしながら、これまでの基本理念を継続し、市場運営に努めてまいりたいと考えております。

最近特に消費者からの食の安全・安心、このことが一番求められるわけでございまして、私は今中国の農産物、食品、いろいろテレビでも騒がれております。逆に我々はこういうときにしっかりと食の安全・安心を確保して、青森県の農産物、南部町の農産物が適正な農薬散布、ここをしっかりと打ち出して、安全であるということを出していくことによって、逆にチャンスをもたらえたのかなというふうな考えを今持っております。これは中国に対する失礼な言い方かも知れませんが、いろいろな部分で今中国の農産物を去年出ておりますので、そういう部分において、やはりある程度値段的には高いけれども、でも本当に安心していただいて大丈夫ですよ。こういうものを市場に限らず、いわゆる農家の方々もそういう生産に努めてもらおうと。それを今度は市場がまたその部分をPRして取り組むということによって、南部市場からの農産物は本当におい

しくて、安全であるということにつながっていけば、販売もまたふえてくるだろうと、こう思っておりますので、そこを重点にいきたいと思っております。

また、頑張る地方応援プログラムの中で、リンゴの光センサー導入、これも評価をいただいております。糖度があり、安定した糖度がしっかりしているということで、同事業をまた活用しながら機器をふやしていきたいと、こう思っております。一つのブランド化を図る。いつも申し上げているんですが、ブランド化という部分は一つは我々の地域の農産物、リンゴは本当に安全で安心で、そしてかつおいしいですよと、他の地域と違いますよというのがいわゆるブランド化でございまして、差別化と同じぐらいしっかりとしたものを出していけば、ブランド化につながっていくと思っております。とにかくリンゴは津軽のリンゴ、青森のリンゴと言えはすべてが津軽のリンゴというふうに全国で恐らく思われているのじゃないかなと。この県南の地域のリンゴというものは、我々両方食べてみて、本当に味が違うというのはもう皆さんもわかっていると思います。あとはやはりどういう形でこの県南のリンゴというものをアピールしていくかと。リンゴに限らず農産物には適した私ども南部町の地域だと、こう思っておりますので、そういう部分、市場のみならず農業関係者の方々にもこういう逆にチャンスを生かしていく取り組みというのを一緒に進めてまいりたいと思っております。

市場の老朽化に伴う建てかえの必要性はということでございますが、議員も申し上げておりました平成3年に建設をされております。18年ほど経過をしておりますが、鉄骨づくりの施設でございまして、およそ鉄骨づくりの場合には35年程度が耐用年数と言われておりますので、まだ約20年ほどは修繕をしっかりとしていけば大丈夫であろうと思っておりますので、今近々においての建てかえというものは考えておりません。

ただ、南部地区の方々からも聞いている声は、南部町時代に建てる時に、恐らく場所の議論はされたんだろうと思います。現在のところがいいのか、別の場所がいいのかというのも議論されたようなことを私も聞いております。今、その地域の方々から聞きますと、やはり道路が狭い、中に入ってこななければならない。ここは国道沿いがよかったなというような、これは地元の地域の方々から聞いている声でございまして、将来的に建てかえという時期、まだ先なわけですが、やはり大きい道路のそばとか、そういう部分というのは出荷する方々も非常に便利になるでしょうし、また、トラックで運搬する場合においても利便があると思っておりますので、そのときは当然20年も先のことになるわけですから、そのときの理事者等がまた決めるでしょうが、そういう部分も見据えてやっぱりいかなければならないだろうなど。現在においては十分まだまだ今の施設でもって対応できるという内容でございまして。その考えにおいてはいろいろ市場経営において農家の

方々も高齢化してございます。運んでくるのも大変だというような声も聞いておりますので、これについては収集していく場合にまた経費がかかるので、どういう収集方法をとって、当然ある程度の負担というのもし生じてくるでしょうが、それでもやはり収集した方が量がふえるという部分というのもあると思いますので、これは現在においても審議会、または職員等々とも常に検討してございます。よりよい町営市場の運営に今後も努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。河門前正彦君。

○6番（河門前正彦君） 運営方針として利用者に親しまれる市場運営に努力しているというのですが、生産者や買受人の方々から意見や要望をとったというか、聞いたというかな、ことがあるのか。あった場合は、その内容をお知らせ願いたい。なければ結構です。

○議長（小笠原義弘君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） お答えいたします。

これまで生産者とか買受人の方々から意見や要望を伺ったことがあるかということでございます。平成18年6月でございましたけれども、町営市場で働く女性を対象としました町長と語る会を開催してございます。そのときには競りの方法、あるいは荷受の際の注意事項といいますが、要望事項、それからトイレの改修、そういった要望が9項目ほどございました。

また、19年8月でございますけれども、買受人を対象とした情報懇談会を開催してございます。そのときには冷蔵施設の整備、あるいは農家訪問を徹底してもらいたい。あるいは市場に出荷する際の容器をもう一度検討してもらいたい。そういった要望が8項目ほど出されております。

また、ことし1月でございますけれども、町営市場に出荷している団体長さん方です。180名ほど出席していただきました市場懇談会というものを開催してございます。そのときには荷物の受付時間、あるいは市場の手数料、それから集荷業務、今町長も申しましたけれども、集荷業務、あるいは職員の対応、そういったもののアンケート調査を行ってございます。あわせてそのときに、生産者から見た町営市場に対する要望とかご意見を伺っております。そのときにはリンゴ等は特にそうだと思いますけれども、置き場によりまして、値段の差があるように感じているから、そういう対策を講じてほしいとか、あるいは取引方法につきましても、競り方法だけではな

くて、相対取引、そういったことも検討していただきたいと、そういった13項目ほどのご要望がございました。

提案されましたいろいろなご意見、要望につきましては、関係者と一体になった検討会、あるいは職員会議などで検討しまして、できるものから順次取り組むということにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 河門前正彦君。

○6番（河門前正彦君） ただいまお伺いしましたが、町営地方卸売市場は利用者あつての施設でありますから、市場の運営や市場の今後のあり方を検討する場合は、利用者の声に耳を傾けて努力してくださるようお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で河門前正彦君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時42分）

.....

○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午後1時00分）

.....

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

3番、沼畑俊一君の質問を許します。沼畑俊一君。

（3番 沼畑俊一君 登壇）

○3番（沼畑俊一君） 通告をしておりました三つの点について町長及び関係者の答弁をお願いいたします。

一つ、農業振興について。

当町は農業が基幹産業であります。農産物の価格低迷、高齢化、後継者不足など、厳しい状況下にあります。農業観光などの面では名川地区が早くから取り組み、成果を上げております。ほかの地区においても取り組んでいるところ、また取り組みたいというところがありますが、道

路が狭くて車が入れないという声が多く聞かれます。そこで、町内の農道の整備状況及び整備計画はどのようなになっているのかお伺いいたします。

次に、防除組合はこれまで果樹産業の発展に中心的な役割を果たしてきたわけですが、オペレーター不足、樹種の混在化などによる残留農薬の問題、機械の更新など、さまざまな問題を抱えております。防除組合の現状はどのようなになっているのかお尋ねいたします。また、スピードスプレーヤーの導入に対しての補助の考えはないのかお伺いいたします。

2. 南部公民館について。

解体工事が進み、地区では新しい公民館を待ち望む声があります。振興計画では、生涯学習など、多目的な施設としておりますが、どのような施設を計画しているのかお伺いいたします。

最後に給食センターにおける食の安全管理について。

食の安心安全が高まる最中、中国天洋食品製のギョーザ問題が毎日報道されております。次代を担う児童生徒の健康を考えたとき、給食にも使われていたらと思うと、ぞっとします。食の安全管理、チェックはどのようなになされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、沼畑議員のご質問にお答えを申し上げます。

平成19年9月の議会において工藤幸子議員からも農道整備についての質問がありました。そのときは、沼畑議員、農業委員会の会長として議場の方にいたと思いますが、重複する部分がありますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

まず、農道の整備状況と今後の整備計画についてでございますが、まず、町が管理すべき道路は町道、農道、林道、その他これらのいずれでもない、いわゆる里道に区分をされております。このうち農道として管理しているものにつきましては、現在南部町内には236路線、総延長約122キロメートルでございます。

南部町の農道整備状況ですが、主要な幹線農道につきましては、これまで県営による広域農道事業や町が事業主体での農免農道整備事業、そして一般農道整備事業などにより、順次整備を実施しており、南部町管内においてはほぼ幹線農道につきましては完了しているものと認識をしております。また、直接農地に通じる農道及び里道でございますが、県営事業等により継続して整備を行っております。その道路幅員は狭小、未改良であるため、農耕車両等の通行に時間を

要したり、農作物の傷み等の原因になっているということもあると思っておりますが、何せ路線が多数あるわけでございまして、これらを解消すべき事業完了後にも引き続き農道整備を行ってまいりたいと思っております。

ちなみに名川地区の農道の整備のお話もありました。これは七、八年前から取り組み、県営事業で行っている事業でございます。我々有効に国の事業、県の事業と、こういうものを活用しながらじゃないと、町単独ではとてもできない部分がありますが、そういう部分を活用して取り組んできたということをご了承いただきたいと思います。

今後具体的に来年度において地域住民とまた専門家から構成する委員とともに、将来の南部町の農村振興施策の基本方針を内容とします南部町農村振興基本計画を策定する予定でございます。この基本計画をもとに今後も農道整備に当たっては地域住民とともに、その緊急度、そしてまた重要度、費用対効果等を勘案しながら、財政状況を見ながら、可能な限り補助事業を活用しながら順次取り組んでまいりたいと、こう思っております。それぞれの地区において私もいろいろな会合で地区ごとにもお聞きをしております。そういう部分を今度の計画において確認をして事業計画等々に載せていくと。そうになっていくと補助事業の対象になっていくということになってまいりますので、できる限り補助事業を活用しながら、中には補助要綱に恐らく該当しないような道路も出てくるだろうと、こう思っておりますが、そういう部分を含めながら取り組んでまいりたいと思っております。

次に、防除組合の状況、またはスピードスプレーヤーの導入補助の考えはということでございますが、町内の防除組合組織は現在36組織がございます。防除組合ではご存じのように薬剤散布を主な事業としておりますが、薬剤散布の面積が減少しつつ、またオペレーター不足という声が聞かれております。合併に伴いまして昨年度防除組合の連合組織を再編するため、町内全防除組合による「南部町果樹共同防除組合連合会」を組織しております。連合会におきましては、リンゴの立木品評会や放任園伐採などの事業を実施していただいております。

スピードスプレーヤーの導入補助でございますが、平成17年度いわゆるこれは合併前の年になるわけでございますが、そこまでは県の単独事業としまして10ヘクタール以上の受益面積を有する防除組合に対しスピードスプレーヤーの購入費の一部を助成する事業がございましたが、17年度でその県の事業が終るということで、恐らく合併前にそれぞれの町村において関係機関には18年度からなくなると、そういうことをお伝えしていると思っております。そしてそれに向け、組合等においても積み立て方式等々を考えていかなければならないと、そういうお話もしてございますので、現在そういう中において購入の必要がある組合等においては既にもう積み立てをし

始めているところもあると、このように伺ってございます。

あとそのほかに国の補助事業として認定農業者や担い手が農業経営の発展改善を目的とした農業用機械、施設等の整備に対し、自己負担の一部を補助するという事業もございます。そういう事業を組合の方にも周知をしながら計画的なそれぞれの予算の組み立て、そしてまたどの年度にどの事業で行っていけばいいのかということをしっかりと周知をしながら、防除組合の方々にも対応してまいりたいと思っております。

非常に農業の基幹産業の町として、重要なスピードスプレーヤーだと思っております。そのほかに私ども南部町、恐らく農業者の方々に対する支援というのは県内でも一番の方にいると思っております。さまざまな補助率等々も県の補助金を含めながら、町もそこにかさ上げをしながら、最低半分は見ようと。今半分というのはほとんどございません。そういう中で農業に対する支援は行っているつもりでございます。ここでスピードスプレーヤーをまた新たに補助事業として町も負担となると、どんどん歳出の部分が膨らんでいくことになりますので、取り入れる場合には現在行って、支援している補助率を下げると。その分をそちらに回すと、まずこういう部分は検討していく必要があるのかなと。ただ、そうなったときに現在補助を受けている方々はやっぱり今度は率が下がるとなると、そちらの負担がふえるということにもなってきますので、いずれにしましても課題が生じてくるわけでございます。我々も同じ金額の中の支援の中で広く支援する方法という部分、その中には新しいものを取り入れる場合には旧のものを少し下げてもらわなければならないと。こういうことも検討していきたいと、こう思っております。

次に、南部公民館の建設計画でございますが、これも何度か議会で答弁をしてございますが、現在、南部公民館は建設課の国土交通省住宅局地域住宅交付金の提案事業を活用しまして、取り壊しを行っております。この取り壊しにつきましては、100%国の事業補助で取り壊しをしてございます。今後、20年度においては建設計画に向けて、これは南部地区に今まであった施設がここ何年でしょう、五、六年ぐらい使えないできたでしょうか。そう部分において、合併前もなかなかその予算を工面するというのが非常に難しいということで、合併後に何とか我々もしなければならいということで、2年目にして解体までこぎつけました。これも同じ国交省の事業で、20年度建設計画をしまして、21年度に建設予定ということで、国交省、県の方にも計画の承認をいただいているところでございますので。

ただ、規模につきまして、現在の今までの公民館の規模、これは考えてございません。ぼたんの里等もありますし、できる限り縮小しながらも地域の住民の方々が利用できるような、そういう規模でも十分活用度が高いと、こう思っております。事業名が今までは公民館、いわゆる教育

施設として建てていましたから、名称が公民館となるわけですが、今度は国交省の事業になりますので、公民館という名称は使いません。ですから、施設名につきましては集会施設というような形の施設名になろうかと思いますが、利用、活用については従来と同じに活用できるということで。今考えているのは、規模的には、これから20年度地域の方々ともご意見をいただきながら、建設に進んでいきたいと思っておりますが、一方的に町でこういうあれでというふうに最終的にふたをあけて提示するということはいたしません。事前に相談をさせていただきながら、ただ、予算規模という部分がありますので、そういう部分についてはしっかりと住民の意見も反映させながら、非常にわかりやすい部分は五日市地区にひだまり館があるんですが、ホールがあって、和室があって、和室は3部屋に区切ることができます。それから調理場がございます。この事業、これは街なみ環境事業、国の事業であるところは建てた建物でございますが、非常に活用度が高い、しやすい、そういう規模だと思っております。ぜひ議員も一度見ていただいて、また、大体イメージ的にはこういう感じかなと。そこにどういう部分をプラスできるのかというのはまた財政、予算も見てになりますけれども、あのような建物のイメージをしていただければよろしいんじゃないかなと、こう思っております。活用度は非常に高いと、こう思っております。

次に、給食センターについては教育委員会の方から答弁をさせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

（教育長 角濱清輝君 登壇）

○教育長（角濱清輝君） それでは、沼畑議員のご質問にお答えいたします。

学校給食の始まりは明治22年と、こういうふうに言われております。それから始まって、昭和29年には、学校教育法が成立されました。さらに、平成17年には食育基本法が成立いたしました。学校給食の発展は非常に著しいものがあります。栄養価の問題、あるいは味の問題、昨今は食育の問題と、非常に発展、普及してまいりました。ところが、最近の学校給食にも関連しますが、輸入ギョーザを初めとした毒物の混入、牛肉の偽装問題、農産物の残留農薬問題など、数々の食品、食材の安全性が問われている昨今であります。学校給食の現場においては、学校給食用食品の安全性の確保、使用材料の検収の徹底及び、使用時の安全確認、学校などにおける検査の徹底などについて、最近特に再確認する必要があると考えられているところであります。そこで、学校給食用食品の選定に当たっては、安全性の確保に細心の注意を払いながら、学校給食衛生管理の基準に基づき、安全な給食の実施のために万全を期して臨みたいと、こういうふうに考えてい

るところであります。

輸入冷凍食品の取り扱いについては、担当の学務課長の方から答弁させます。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 現在給食センターでの安全への取り組み内容についてご説明いたします。

給食に使用している野菜、食肉に関しましては、国内産のものと規格指定し、納品時には栄養士が立会いの上、検収を行っております。

牛肉につきましては、屠畜証明書を添付するよう業者へ依頼しております。ただし、スイートコーンの缶詰、冷凍グリーンピース、カットブロッコリーにつきましては、外国産の（ニュージーランド、アメリカ）などが含まれておりますが、安全であることを証明する検査表を提出していただいております。

冷凍、加工食品につきましては、国内産及び原材料が外国産のものを併用しておりますが、原材料が外国産のものは加工工場が国内であるものを使用しております。

また、輸入元、製造元、原材料が中国産の物資は一切扱っておりません。今後も中国産に関しては当面現状維持で取り扱いを見合わせる方向であります。

なお、地産地消の取り組みにつきましても、果樹、野菜はできるだけ地元のものを使用するよう心がけております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。沼畑君。

○3番（沼畑俊一君） ただいま町長さんのご答弁の中でスプレーヤーに国の補助があるということでもありますけれども、もう少し具体的に課長さんでもよろしいですので、ご説明をお願いいたします。

それから、給食の件ですけれども、中国産の食品は扱っていないということでもあります。大変まず安心といたしますか、ほっとしましたけれども、これからはぜひともまずそのチェックを確実にするために努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 国の補助事業の内容ということでございますけれども、この補助事業でございますが、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業ということで実施しているものでございます。これは、認定農業者や担い手が農業経営の発展改善を目的として農業用機械などを購入する場合に資金を活用して行う場合にその融資残の自己負担分について助成を行う事業でございます。事業の対象となる要件でございますけれども、対象は認定農業者や担い手などです。導入する場合の基準は価格が50万円以上で、耐用年数が5年以上であること、そして導入する金額に対し、借入額の割合が5割を超えるもの、そして整備計画などの作成もでございます。要件を満たした場合は、融資残の最大30%の補助が受けられるものでございます。事業の申請につきましては、町の担い手育成支援協議会で検討いたしまして、国に申請するものでございます。農家それぞれの経営形態が異なっておりますので、個別に対応してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問はありませんか。沼畑君。

○3番（沼畑俊一君） 給食の件でもう一つ質問をいたします。

大変まずギョーザ問題で消費者、あるいは給食を食べている児童の父兄といいますか、そういう方々が心配をしたと思いますけれども、安全性のチェックとか、その食材のどこでできたのかというふうな情報は父兄とか、そういう方々には公表といいますか、お知らせをしておりますか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

給食に関しましては、給食の献立表というのが各家庭に配布してあります。これには材料とか、いろいろなものが入っております。ただ、当然うちの給食センターは学校にもいろいろもう話はしてありますけれども、中国産は前から使っておりませんでした。ただ、冷凍食品につきまして

は、先ほども言いましたように外国産も使っているということ、それから、アレルギーの方々がいますので、そういう方々のために何々が含まれているというのは献立表にも載っております。ただ、保護者に直接通知しているのは今、私現在確認できませんので、後で栄養士から確認しまして、お知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 以上で沼畑俊一君の質問を終わります。

2番、夏堀文孝君の質問を許します。夏堀文孝君。

（2番 夏堀文孝君 登壇）

○2番（夏堀文孝君） それでは、さきに通告をいたしておりました二つの質問をさせていただきます。

一つ目の質問でございますが、12月定例会におきまして承認されました南部町総合振興計画の中にもございます交通のネットワークということをお聞きいたします。

南部町における交通のネットワーク体制は、第三セクターで運行されている青い森鉄道と民間の路線バス、そして町独自で運行されている名川里バスが大きく住民の足として利用されております。新幹線開業に伴いまして、青い森鉄道を県が55%、民間企業が25%、沿線11自治体が20%の負担をしておりますが、南部町における現在までの負担額は具体的に幾らになっているのか答弁をお願いします。

また、青森駅開業に伴いまして、23億円の増資が必要となると言われておりますが、この場合の南部町における増資負担額はおおよそ幾らになるのか。

また、昨年11月19日から約1カ月間試験運行を実施した多目的バスの利用度はどうだったのか。

また、その運行にかかる経費、その中身が業者委託になるのか、町でバスを購入して運行するのか、その経費が幾らぐらいかかるのか、そして財源をどういうふう捻出するのかをご答弁いただきたいと思います。

二つ目の質問でございますが、県の教育委員会から1月31日に出されました県立高等学校教育改革第3次実施計画の素案が発表されたところでありますが、少子高齢化の中、生徒数も年々減少傾向にあるということで、高校統合を含めた適正な学校規模、配置を進めていく必要があるという記述がございます。我が南部町におきましても、県立の名久井農業高校、南部工業高校の2校があるわけでございますが、当然統合再編問題も浮上してまいると予想されます。これについ

て、町当局の取り組みをどう考えていくのか、この二つの点を町長に答弁願いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、交通ネットワークについての第1点の青い森鉄道に対する件でございますが、東北新幹線全線開業に伴いまして、JR東日本から経営分離される並行在来線区間であります。目時・青森間につきましては、平成11年に青森県と沿線市町村で組織した並行在来線対策青森県協議会で示した並行在来線に関する基本方針に基づき、鉄道施設を県において保有・管理し、県及び沿線市町村等の出資により、新たに設立する第三セクターである青い森鉄道株式会社において鉄道事業の運営を行うことと決定しております。

その中で、平成14年12月1日に東北新幹線八戸開業したわけでございますが、目時・八戸間で開業した青い森鉄道に対し、青森県及び沿線、当時は14市町村でございました。現在は合併により11市町となっております。そして、民間企業5社、これは東京中小企業投資育成、それから青森銀行、みちのく銀行、東京電力、東北電力の5社が総額6億円を出資しております。

出資割合についてでございますが、議員からもありました青森県が55%の3億3,000万円、沿線市町村が20%の1億2,000万円、民間企業が25%の1億5,000万円となっております。当町の出資負担につきましてでございますが、合併前でございますので、旧名川町で0.35%、210万円、それから旧南部町0.37%、220万円、旧福地村0.3%、180万円となっております。南部町全体としては1.0%の610万円でございます。この算定方法は市町村ごとの線路の延長、そしてまた駅舎が何駅かという部分等々で計算をされているようでございます。

この出資において八戸以南の市町では、青森開業時の出資の一部を前倒し出資しており、前倒しで出資した分につきましては、青森開業時点で調整されることとなっております。610万円、既に南部町として目時・八戸間の部分は負担していると。今度の青森までの開業に向けてその部分は差し引きしてほしいということの意味でございます。そのことによって、当町の追加出資でございますが、追加出資総額の23億円のうち、0.7%に当たる1,580万円が追加の出資額になります。合併前の分を足すと2,190万円が南部町の出資額ということになってございます。これにつきましては、我々も新幹線効果は決して沿線町村だけではないだろうということを県の町村会でも意見を強く述べてまいりました。最終的には意見が、沿線町村でもまとまらない部分があった

んですが、そういう中で、新幹線効果は全県だと、全市町村だということを言い続けてきましたが、最終的には今申し上げた前回の負担部分は差し引いた部分ということで、決まっております。

次に、多目的バス等の件でございますが、当町における交通不便地域の解消と町民の町内移動における利便性を図るということを目的にしまして、実施する多目的バスでございますが、昨年の11月19日から12月16日までの28日間において試験運行をいたしました。試験運行につきましては、交通不便地域の解消として、南部地区及び福地地区で4路線、町内移動の利便性向上として町内を横断するいわゆる三戸駅前からバーデハウスを横断する1路線の合計5路線で料金が1乗車100円というワンコインバスで、1日3便の運行を行いました。試験運行における多目的バスの利用者総数は2,037名であり、病院やバーデパーク、駅などを中心に1日平均約70名ほどの利用がありました。また、試験運行時に利用者へのアンケート調査も実施をしております。アンケートによる結果については多目的バスの本格運行実施を望むものが大変多く、運行ルートについてもほぼ試験運行どおりで不都合がないものでしたが、運行ダイヤの見直しを求める意見がありましたので、その後担当課の方で調整をし、4月の中旬ごろに運行ができるだろうという予定で進めております。

多目的バスの本格運行につきましては、試験運行の運行ルートを基本として、利用者アンケートの結果を考慮しながら修正をし、交通不便地域ルートについては、1日5便、横断ルートについては1日4便の運行を実施する予定であります。今後は関係機関などで組織する南部町公共交通会議における多目的バス運行に関する合意を経て、事業実施者による多目的バス運行に係る陸運局の運行許可の取得、新規停留所の設置や時刻表の作成など、多目的バスの本格運行に向けた準備を進めているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、路線バス、そしてまた、地区によってはスクールバス、または老人福祉バスも運行しております。そういう中で、ワンコインバスを今全町に拡大したわけですが、今後、我々検討していかなければならないもの、いわゆる路線バス、これを運行するために、かなりのいわゆるバス会社へ負担金を出しております。その路線を調査しておりますが、利用者が非常に少ない。そこに数百万円という負担がある。こういう部分をできれば路線を廃止というものも考えていかなければならない。そこに多目的バスの時間表を例えば合わせていくということになれば、そんなに利用者の方々は路線バスがなくなっても影響がないだろうと。仮に数百万円出している部分を半分の部分を多目的バスにのせるとまた1便が増便できるかも知れません。これは今4月から本格運行をしながら、少しまた見直しをしていかなければならないなど、こう思っております。ス

クールバスにしても、名川地区は患者輸送バス、スクールバスを全部廃止しました。そこにかかっていたお金を多目的バスに活用して行っております。ですから、極端なところはスクールバス、老人バス、ワンコインバスと、3路線がこう重なっているところも発生してくる地区が出るかなと。これは全部図面で今落としております。今後、ここについては、運行は4月からしますが、その運行に伴って廃止、見直しというものをやっていかなければ財政的には大変な負担になってくると思っておりますので、そういう部分は常に、毎年度毎年度見直しをしながら進めてまいりたいと、こう思っております。

県立学校の件でございますが、また先ほどのネットワークにつきまして再質問等、細部につきましてまた担当課の方からも詳細に説明をさせたいと思います。

県立学校の件でございますが、これも教育委員会の方から答弁をさせますが、新聞でも皆さんもご存じのように、統廃合等の県の方で話が出ております。正直町の方には資料等が何ら来ないんです。我々も新聞を見ながら、また関係者から聞きながらまずいるわけでございますが、最終的には3月の末に学校名が具体的に発表されると。そして、その後、地域の方々、また学校関係者、いわゆる後援会組織の方々だと思うんですが、意見を聞き、5月に最終案として進めていくというふうに聞いております。

先般びっくりしたんですが、東奥日報さんの方で3月5日に、学校名が一部出ておりました。どういう情報かあれですが、最終的には3月末ということで、先般南部工業の卒業式に行きまして、校長先生、同窓会長さん等とも式が終った後お話をしたときに、「南部工業非常に厳しい部分があるんだよな」と。そのときはおっしゃっておられました。というのは、三八に工業系が二つあるという部分。逆に南部工業の校長さんは名久井農高さんは「農業系は三八に一つしかないから、クラスの削減というのはあるかも知れないけれども、学校自体はやっぱり残る可能性が強いんじゃないか」という、雑談の中の話ですけれども、そういう話をしていた後次の日ですか、新聞が出たものですから、ちょっとびっくりしていましたが、最終的には我々も3月の正式な発表を見て、町でどういう行動をとればいいのか、一部南部工業さんにおいては、もう既に何か去年からこういう動きがあるということで、後援会長さんがそのときにはということで、「後援会の組織の方々に要請活動を準備していかなければならない」と、この前もおっしゃっておられました。我々も町としてどのような支援を行えるのか、そこは情報をしっかりと得ながら進めていかなければならないと、こう思っております。

ただ、非常に恐らく県は今回の統廃合案については強い決意のもとで取り組んでいるなという部分は感じております。それと、確かに指摘されるとおり、県南地方が減少率が非常に高いとい

うことで、10年間に於いて14クラスがまず多いと。この5年間の間に於いて10クラスを減らすということなようでございますので、ただ、私は小さければ大きい方にといいだけではない、非常に地域に密着した高校でありますので、存続というものを望みたいと思っておりますが、非常に課題も大きい、かなりの難題の中で県は取り組みをしているなというふうに感じております。また、具体的にクラス減がどういふふうになっていくのか、最終的な統合がどうなっていくのかを見据えながら学校関係者の方々とも連携をして取り組んでまいりたいと思っております。

なお、今ちょっと言い忘れましたが、郡の町村会、首長さんたちの会議でも「恐らくこの問題が具体化していったときに、我々は南部町として県立学校二つ持っているわけですが、果たして所在地がある町村だけが頑張っても、これは非常に私は厳しいと思いますよと。決して南部町の子供たちだけが来ている学校じゃない。三八全市町村から子供たちが来ている学校だと。そういう中でぜひ三戸郡の町村会としてもそのときには活動していただきたい」と。また、県の町村会長の立場でもあります。県の町村会、理事会、役員会においても同じ発言をさせていただきました。「これは、その所在地だけではない問題があるという中で、どういふ町村会として活動ができるのかどうかというのをぜひ一緒に考えていただきたい」ということも個人的な部分の要望もありましたけれども、話をしているということをつけ加えさせていただいて、答弁とさせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

（教育長 角濱清輝君 登壇）

○教育長（角濱清輝君） それでは、夏堀議員のご質問にお答えいたします。

これは平成12年から20年、ことしまでの8年間の間に教育改革が進められてきているわけです。途中で科が変更されたり、あるいは校舎制といいますと、分校というふうな考え方とらえればいいという県の方の回答であります、そういうふうな形になって徐々に改革が進んでいるわけです。その概要について私の方から少し時間をもらってお話という、確認ということになるかと思いますが、したいと思います。

青森県立高等学校教育改革は、平成11年2月25日に、青森県高等学校教育改革推進検討会議から出された「21世紀を展望した本県高等学校教育の在り方について」の報告に基づいて、平成12年から20年までの間の県立高等学校教育改革を策定し、実施してきたとっております。なお、平成21年度から平成30年度までの生徒数の大幅な減少が見込まれるために、平成21年度以降におけ

る今後の教育のあり方について、県教育委員会は平成18年度5月にグランドデザイン会議を設置し、諮問をしたということであります。そして、平成19年10月に答申があり、その内容について県民の意見を聞くために、公聴会が県6地区、教育事務所地区であります、開催されたところでもあります。それをもとに県教育委員会は県立高等学校教育改革第3次計画素案を策定し、平成20年1月31日に公表したと、こういうふうになっております。今後、平成20年3月末日までには、第3次計画案の発表、平成20年5月下旬に成案を発表すると、こういうお話をしています。計画では、その期間は前期計画は平成21年から25年の5カ年間、後期計画は平成26年から30年の5カ年間としております。したがって、通算10年間の間と、こういうことになるわけです。

その内容を申し上げますと、第1点は、県立高等学校の適正な学校規模・配置のあり方。

第2点は、社会の変化と生徒の多様な進路指導に対する学科コースのあり方。

第3点においては、県立学校と中学校や大学との連携のあり方。となっております。

県立学校と中学校の連携は、昨年開始された三本木高校と県下から募集した生徒によって進んでいるわけです。これは、これまでも先ほども申し上げた1次計画、2次計画の中で実施されていると、こういうことになります。

さらに、本町のことにちょっと触れてみたいと思いますが、名久井農業高校は、現在生物生産、園芸科学、生活科学の3科となっておりますわけですが、これは18年の4月1日からであります。ちなみに、従来の学科を確認いたしますと、農業科、園芸科、農芸科学科、生活科学科の四つでありました。現在は三つに統合されてなっていると、こういうことであります。

南部工業高校は、建築、設備システムの2科であります、これは開校時から現在まで変わってございません。ところが、昨日の東奥日報の新聞を見て、私も初めてわかりましたが、八戸工業高校に集約される方向の内容が掲載されておりました。議員の皆さん方はもう既にご承知のとおりと思いますが、職業高校を学校種ごとに各地区1校の形にしていくんだというような内容でありました。

最後に改革内容の考え方についてであります、先ほど私の話の中にもありましたが、町長さんもお話なさっておりました具体的な学校名等はまだ示されておられません。3月下旬の第3次実施計画案の中で公表されますというようなことでございます。

そこで、私の願いは、高等学校は中学校で学習した基礎の上に立って、さらに高い技術と技能を身につけていく。また、生涯学習の習慣を身につけ、豊かな生活をするとともに、社会貢献する人間育成をすることだと、こう考えております。したがって、子供たちが幅広く自分の意思に従って、学校を選択できるようになってくれればなと、こう思っているところであります。

また、高校統廃合につきましては、地域発展、町の活性化、町の誇り、存在感とどうしても残したい、心からそういう願いを持っているところであります。したがって、改革については、できるだけ広く町民の意見、あるいは県民の意見を聞いていただいて、その方向に沿った改革をしていただければ、大変ありがたいかと、こう思っている次第であります。

何とぞ議員の皆様方、お力添えをひとつよろしく願いを申し上げまして、私の答弁といたします。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 多目的バスの本格運行の運行経費、それから財源、それから実施方法についてお答えいたします。

運行経費につきましては、先ほど町長がご説明しましたように5路線、1路線が4ダイヤ、4路線が5ダイヤと、これを6台で運行する予定でございまして、運行経費は4,939万2,000円、これを20年度当初予算に計上いたしてございます。

財源でございますけれども、自治体のバス運行につきましては、県の補助が一昨年までありましたけれども、それがなくなりまして、補助制度はございませんので、すべて一般財源ということになります。

それから、実施方法につきましては、自治体のバス運行につきましては、自前のバスを使ってやる方法と、それが里バスの方法ですけれども、その後、道路の送法が改正になりまして、バスごと委託、バス事業者に委託できるようになりまして、今回の多目的バスにつきましては、バスごとバス事業者に委託すると、そういう方法で実施することにしてございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） 今年度の20年度の予算書に多目的バスの運行業務の予算が委託料で8,539万2,000円とありますが、今担当課長おっしゃられた額と多少違うと思うんですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（小笠原義弘君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 里バス、あれは愛称でございまして、あれも多目的バスの中に入りますので、里バスと私が先ほどご説明した4,939万2,000円をプラスして、ちなみに里バスは3,600万円でございます。二つ合わせてその額でございます。

○議長（小笠原義弘君） 夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） バス会社の路線の縮小や廃止が進んでいるこの中で、住民の交通手段の確保として多目的バスを運行させるということは、南部町独自の取り組みとして大変素晴らしいことであると思うんですが、青い森鉄道の第6期平成19年3月31日までの事業報告を調べてみますと、累積赤字が9,729万円となっております。それで、またさらに青森駅開業に伴っての増資が当町でも1,580万円と、そういうことであります。青い森鉄道のやはり普及も進めていかなければならないという中で、多目的バスの運行表を見てみますと、鉄道に沿って路線を組まれているというのが感じられます。やはり鉄道の利用を促進するためにも、山間部から中央部に多目的バスを使って人が出てくる、住民が足として利用するのは大変いいことだと思うんですが、そこからまた鉄道の時刻表にも合わせて多目的バスも運行して、一緒に鉄道も加えながらの運行を考えていただきたいなと思います。本当に多目的バスと里バスで8,539万2,000円、そしてまた青い森鉄道の当町の負担金、合わせるとかなりの多額の予算もかかっている事業でございますので、最小限にして、効率のよい運行計画をこれからも立てていただくようお願いしたいと思います。

それから、2番目の質問でありましたけれども、まだこの教育改革の実施計画が素案という段階で、少し先走りかなと思いますけれども、名久井農業高校に関しては名川秋祭りの参加、そしてまた南部工業高校については、お年寄りの家庭の修繕などのボランティアなどを行っております。当町でもやはり高校生の活動がすごく重要である。また、他地区から通ってこられている高校生たちは、やはり南部町のPRにもなっているのではないかなと、そう思っております。ですので、5月になれば成案ということになりますので、もう成案ができてしまえば、いやおうなしに進めていかなければならない。その前に、やはり町としても、議会としても住民、すべて含めて署名活動などを行なって、この2校とも存続できるように検討していかなければならないと考えております。

これで質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 以上で夏堀文孝君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月7日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時03分）

第15回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成20年3月7日（金）午前10時開議

第 1 一般質問

12番 立 花 寛 子

1. 後期高齢者医療制度について
2. 道路特定財源について
3. 国民健康保険税について
4. 子どもの医療費助成制度について
5. 福祉灯油購入費助成について
6. 申請手続きについて

8番 中 村 善 一

1. 町財政について
2. 町民からのメッセージについて

4番 根 市 勲

1. 達者村事業について

13番 川守田 稔

1. 剣吉踏切改修及び県道拡幅工事に伴う家屋の移転先確保のための町の取り組みについて
2. 農家経営の実態把握の現状について

14番 工 藤 久 夫

1. 町の活性化、人口増の政策について
2. これからの町の行政サービスの向上と課の統廃合、定員のあり方について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
12番	立 花 寛 子 君	13番	川守田 稔 君
14番	工 藤 久 夫 君	15番	坂 本 正 紀 君
16番	小笠原 義 弘 君	17番	佐々木 元 作 君
18番	東 寿 一 君	19番	西 塚 芳 弥 君
20番	佐々木 由 治 君		

欠席議員（1名）

11番	馬 場 又 彦 君
-----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不二彦 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福地総合サービス課長	庭 田 卓 夫 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君
老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君	市 場 長	堀 内 誠 悦 君
総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中 野 雅 司
総 括 主 査 岩 間 孝 幸

主

幹 板 垣 悦 子

◎開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は16人でございます。定足数に達しておりますので、これより第15回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

12番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。

3月定例議会に当たり、一般質問を行います。

初めに、議会開会当日、議会の日程に対して異議を申し立てましたが、その理由は今までの日程では、常任委員会の審議日程が十分に保障されておらず、陳情・請願者に対し誠意を持って審議しているとは言えない状況にあるからです。参考資料として文章は準備されてはおりますが、統一されていないため、審議に支障を来たしてはいないでしょうか。議会開会当日に常任委員会を開いて、果たして十分な審議を尽くしていると言えるでしょうか。議会開会1週間前には参考資料、その他文書を配付してほしいところであります。改善を要求し、一般質問を始めます。

後期高齢者医療制度について質問いたします。

4月実施予定の後期高齢者医療制度、その内容を知れば知るほど怒りが広がっております。「高齢者を前期だ、後期だと勝手に色分けして制度をつくること自体おかしいと思う」「この制度は結局お年寄り早く死んでいただきたいという制度、考え直してほしい」と言っています。年齢

で高齢者を切り離して、格差をつけるというのは国民全体が公的保険に入る国民皆保険制度の国では世界でも日本だけです。保険料は年金収入が1万5,000円以上の人は天引きされ、保険料には所得に応じた所得割と全員が払う均等割があり、所得が低い人は均等割を軽くする制度がありますが、本人の年金が少なくても世帯主に一定の所得があれば均等割は軽くなりません。保険料を払っているのに、75歳以上の人はどうせ治らないし、いずれ死ぬのだからと決めつけて、医療費を削減しようとしています。これと並行して、38万床あった長期療養患者のベットを減らして、病院から追い出す方針です。この制度のねらいは医療費の削減にあります。国際的に見ますと、日本の医療費は高くありません。ヨーロッパの企業は、社会保障の財源として日本の企業より多くの税や保険料を負担しています。国民の医療を守らない政府の姿勢こそ問題ではないでしょうか。

事業主体である青森県後期高齢者医療広域連合議会で事務や保険料の決定、必要な事項を定めていくことになります。どういう考えを持った議員で構成されているかによって、広域連合議会がどう働いていくかにかかっています。

町長は後期高齢者医療制度は、差別医療の導入であり、高齢者の人権を侵す制度であるという認識を持ち、青森県後期高齢者医療広域連合議会で制度の改善を求める発言をしていく考えはあるのでしょうか、答弁願います。

次に、道路特定財源制度について質問いたします。

連日のようにテレビ、新聞等で報じられております道路特定財源の一般財源化か地方の道路整備のためには制度の堅持か問われているところであります。道路特定財源とは、ガソリンなどの自動車用燃料にかかる税金や自動車の取得、保有などにかかる税金の一部を道路整備にしか使えないとする仕組みです。道路をつくれば、自動車がふえ、燃料消費もふえると特定財源の税収もふえるので、道路整備の財源がふえることになります。まさに道路建設を推進する自動装置と言えます。戦後間もない時期の経済事情の中では、道路整備の財源を確保するための臨時措置として創設された道路特定財源制度ではありますが、現在では道路の整備状況は大きく変わっています。もはや道路のためだけに財源を確保する理由はなくなっています。欧米諸国では、日本のような道路特定財源制度はほとんどありません。

それでは、当町の生活道路はよくなっているのでしょうか。「よくなっていないので、住民から毎年道路整備のための要望が出ているのです」と町長は反論されるでしょう。それは全く当たり前の回答ではあります。道路特定財源について、政府与党は、事あるごとに地方の要望を持ち出します。これまで私も意見書提出には賛成してまいりました。しかし、道路中期計画の59兆円

のうち、住民が最も切実に求めている通学路の整備やバリアフリー化、防災対策は合計でも1割程度に過ぎません。これでどうして地方の生活道路が整備されるでしょうか。地方自治体と住民が予算の使い方を選択できるよう一般財源化することこそ必要ではないでしょうか。一般財源化とは、使い道を道路整備に限っている道路特定財源を社会保障にも、教育にも、道路にも自由に使えるようにするということです。もともと税金は一般財源として使われるのが当たり前です。地方自治体の財源が苦しくなっている中、住民の暮らしや福祉にもしわ寄せが来ております。一般財源化すれば、地方の裁量でそうしたところに使うことができます。もちろん、真に必要な道路整備があれば、そこに使えばいいわけです。

当町でも頭を痛めている問題に地方交付税の大幅削減があります。全国自治会も地方財政の危機的状况をもたらし、地域間の財政力格差を拡大させた最大の原因は地方交付税の大幅な削減であると厳しく指摘しております。自治体の財政基盤を再建するには、地方交付税の財源保障、調整機能を強化することであり、暫定税率の維持ではないのではないのでしょうか。道路特定財源を湯水のように使い、無謀な計画を進める政府のやり方を批判し、道路特定財源の一般財源化と暫定税率の廃止を求める考えはありませんか、ご質問いたします。

次に、国民健康保険税について質問いたします。

国保加入者の収入の大幅な増額が見込まれない状況で、短期保険証世帯、資格証明書世帯が増加してきており、新年度に計画しています国保税の引き上げは、正規の保険証が持てない世帯をふやすだけです。計画を中止する考えはあるのでしょうか。なぜ、国保税を引き上げなければならないのか、国保事業にどのような変化があり、財政不足が心配されるのか、国の支援はどうなっているのか、国保基金の残金は幾らになっているかなど、国保会計の全体を明らかにしていただきたい。

次に、子どもの医療費助成制度について質問いたします。

「南部町少子化対策検討委員会報告書、これからの少子化対策に向けて」にも感じられることではありますが、安心して子育てできる社会を望んでいます。児童手当の支給額を小学6年生まで月額1万円に増額するとともに、支給対象を18歳まで引き上げること。子供の医療費助成制度を国の制度として確立、就学前まで所得制限なしで無料化することは緊急福祉1兆円プランの一つとして重視しているところであります。

子供の医療費無料化は、県や自治体を動かし、条件はさまざまでも中学3年生まで広げるところまで助成の対象が広がってきております。青森県が小学入学前まで拡大すると公表しましたが、実施は自治体の判断でとありましたが、若い子育て世代こそ労働条件の悪い職場で必死で生

きてきております。その世代の励みになります子育て支援を県に倣って、当町でも拡大する考えはお持ちでしょうか、答弁願います。

次に、福祉灯油購入費助成について質問いたします。

生活困窮者に灯油購入費を助成する福祉灯油の実施自治体が、12道県689市町村に広がってきております。当町でも行われ、灯油助成券が郵送されたことは、他市町村のやり方を見ても、当町のそれは住民にとって手間のかからないやり方だったと喜ばれております。政府の原油高騰対策強化方針の中で、灯油購入費助成は、寒冷地における生活困窮者対策など、自治体の自主的な取り組みの支援と説明しております。ならば、生活困窮者の中に、生活保護世帯は含まれないのでしょうか。生活保護世帯の冬季加算は、原油高騰に見合ったものではないと答弁がありました。政府答弁では、8,000円未満の助成は収入とみなさないとあり、生活保護世帯も対象になります。生活保護世帯の冬季加算は高騰する灯油に見合った加算になっておりません。これからでも助成の対象にする考えはないのでしょうか、答弁願います。

申請手続について。

精神障害の方の精神障害者保健福祉手帳等の取得手続は、県内どこの病院からでも申請できるように改善する考えはありませんか。現在では、どこの病院でも受け付けていると言っていますが、原則的には地区町村の窓口申請することになっているとは言っております。しかし、慣例上、病院で受け付けてきたと言っています。ところが「ある病院を受診したところ、南部町では受け付けていませんと拒否された」と言っております。住む自治体によって不利益を受けては、町民にとっては不愉快で、どうしてこの町ではということになるのではないのでしょうか。病院と役場の窓口とで連絡の食い違いがあったのでしょうか。慣例上、どこの病院でも受け付けているということです、受け付けない病院がないように確認していただきたいところであります。

※着席 東寿一君

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の後期高齢者医療制度についてでございますけれども、本制度は現役世代と高齢者世代の費用負担、そしてまた財政運営の責任主体を明確にしていくために現行の老人保健制度にかわり、公平でわかりやすい制度として創設されたものでございます。差別したり、人権を侵す

ような制度とは考えてございません。

今後は、私も後期高齢者医療広域連合の副広域連合長として就任いたしましたので、広域連合の議会の皆さんのご意見をしっかりと尊重しながら、運営に努めてまいりたいと、こう思っております。

4月から新たにスタートする制度でございますから、今後稼動して、どういう不都合があるのか、そういう部分が発生した場合には当然改善というものをしていかなければならないというふうに思っております。

一つは、国の法令、いわゆる法律と命令の中で動いている制度でございますので、その点ご理解を賜りたいと思います。

次に、道路特定財源についてでございますけれども、道路特定財源につきましては、受益者負担の考えに基づき、道路の利用者である自動車の所有者及びガソリン等の燃料を使用した人が道路整備や維持管理に必要な経費として納める自動車重量税、自動車取得税、揮発油税、地方道路税等の総称であります。現在は本来の税率を暫定的に引き上げて道路整備促進のために必要額を確保しているところでございます。

この道路特定財源を原資としまして、まず南部町に交付されているものは、一つ目として、自動車重量譲与税がございます。自動車重量税収入額の3分の1が市町村に配分され、当町における平成18年度収入額は約1億3,000万円であります。平成19年度も同額を見込んでの予算措置をしております。仮に暫定税率が廃止された場合には、平成18年度収入額に置きかえますと、5,200万円となり、7,800万円の減収となります。恐らく19年度も同額の減収になると思われます。

二つ目といたしまして、地方道路譲与税でございますが、地方道路税の収入額の42%が市町村に配分され、当町における平成18年度収入額は約4,500万円であり、平成19年度は約4,800万円を見込んでおります。仮に、暫定税率が廃止された場合には、平成18年度においては3,800万円となり、700万円の減収となります。平成19年度においては4,000万円となり、800万円の減収が見込まれます。

三つ目といたしまして、自動車取得税交付金でございますが、自動車取得税収入額の70%が市町村に配分され、当町の平成18年度収入額は約6,700万円であり、平成19年度も同額と見込んでおります。仮に暫定税率が廃止された場合には、平成18年度収入額に置きかえますと、4,000万円となり、2,700万円の減収となり、平成19年度も同額の減収が見込まれるものであります。

さらに、これらのまず税を原資といたしました地方道路整備臨時交付金がございます。この交付金につきましては、事業を実施した場合に交付されることから、補助金的な性格を持つもので

あり、暫定税率が廃止となった場合、交付金事業も廃止となるものと想定されております。

以上のことから平成18年度における道路特定財源の収入額は約2億4,300万円であり、地方道路整備臨時交付金の約1,900万円を加えた2億6,200万円が道路整備のための主要な財源として確保されております。仮に暫定税率が廃止になりますと、約1億1,200万円の減収と考えられ、道路整備事業の大幅な縮小、または廃止を実施しなければならないことから、多大な影響が出てくるものと思っております。当町の町道663キロメートルの路線延長のうち、改良済延長は251キロメートルと、改良済率は約39%、まだ40%に達しておりません。引き続き道路整備事業に取り組むための必要財源というふうに考えてございます。

全国町村会などの地方6団体では、暫定税率の延長を国に働きかけ、政府は1月23日に道路特定財源諸税の暫定税率を維持する租税特別措置法等の改正案を国会に提出しており、この法案の改正手続が実施され、引き続き道路整備に必要な財源が安定的に確保されることが望ましいと考えております。

また、当町での議員各位のご理解をいただきました12月定例議会において、産業建設常任委員会の発議により、道路特定財源の確保について全会一致で意見書を決議いただいております。立花議員も先ほどお話ししておりましたが、立花議員の一般化と暫定税率の廃止を求める考えというものの質問であります。立花議員にもこのことにつきましては、賛成をいただいていたものと理解をしておりました。

当町の状況を踏まえ、私は県の町村会長として、また、南部町の町長として、道路特定財源確保について、去る1月17日に、青森市で道路財源の確保を求める青森県地方6団体緊急総決起大会を開催し、暫定税率を延長すること、道路整備財源を充実することについて、参会の皆さんから全会一致の賛成決議をいただいております。また、2月8日は、北海道、東北6県、新潟、8道県の地方6団体会議の大会を開きまして、ここにおいても全会一致での延長維持を決議をしております。さらに、2月15日においては、全国地方6団体の長の大会がありまして、そこにおいても同じ決議をしているところでございます。また、さらに2月20日には、青森県地方6団体代表者会議を開きまして、現在国会で種々検討されているこの問題に対し、我々地方を預かる者への情報が極めて乏しいと、そういう状況から互いに情報を共有し、この難局に対して対応していくということで、情報等もしっかりと出していただくということを話し合っているところでございます。

道路特定財源の一般財源化でございますけれども、道路の特定財源は受益者負担の原則に基づいて課税となっております。この財源は目的税であり、目的がなくなった場合には直ちに廃止す

べきものであるものでありますが、地方の道路は、議員もご承知のとおり、まだまだおくらしているというのが現状でございます。利用者が納めたものを他の目的に、いわゆる納めていない方々のためにも使用していくということになったときに、利用者負担の方々が不利益をこうむるという、こういう課題もあるわけでございます。これはいろいろ議論をされている点でございますが、また、今国会においては、一般財源化を図る場合に、使途を明確にしていくべきという意見が自民党内の議員の方々からも最近発言をされております。やはりしっかりと明確化して、そしてまた、私自身も59兆円というのが果たして適正な、本当の我々国民がすべて求めている部分の59兆円かということに対しては、私らもいささか疑問もあるように思います。最近テレビ等ではいろいろな部分で道路特定財源の中から使われている報道がされております。あれはどこまで真実の報道かという部分はわかりませんが、そういうことはだれしも許されるべきことではない。やはりああいうむだをしっかりとなくして、そしてまた、しっかりと10年の計画の中で必要な部分がどういう道路なのかと、そういう部分は国会の中で議論をしていただきたいと思いますし、ただ、我々今ここで廃止、即一般財源化となったときに、果たして道路に使用できる金額がどの程度地方に来るのかというのは全く明確化されていないわけございまして、こうなったときに、事遅しになってはいけないと。このことから、まず我々が道路整備をしていく上で、今の暫定税率を確保していただいて、私はその後、しっかりと国会で改善すべきことは改善して、見直すべきことはやはり見直ししていくと。恐らくそういう考えが私は国民の多数の考え方ではないかなと、このように思っております。

行政を預かる者としては、やはり道路財源の確保をしっかりと、そして地方の道路が都市に比べてまだまだおくらしている。これをしっかりと取り組まなければならないというのがまた理事者でもございますので、その財源が確保されないということは、大変なことだと、このように思っております。

次に、国保税の引き上げ等についてでございますけれども、なぜ引き上げが必要かと、こういう、これは立花議員と私も就任しまして、平成17年からもう理事者と議員という形でお付き合いをさせていただき、また、毎回議場で議論をさせていただいておりますので、立花議員の方がなぜ必要なのかというのはわかっている質問だと思いますが、やはり、国保税の中で一般会計の中で行わなければならない。それができなくなってきた場合には、やはりその分を上げて、事業を行っていかなければならないということなわけございまして、合併当初、不均一課税の不公平を解消するため、これ、合併前3地区の国保税に違いがございました。合併してそれをずっと違う内容でいいのかということに早速取り組みまして、国保審議委員の方々にも慎重に審議をして

いただいてスタートをしたわけでございますが、均一課税にすべき、そして、そのじゃあ財源はどうするか。いわゆる1年目は2地区を下げ、1地区を少し上げていただいて、2年目は3地区また上げてもらう。そして3年目にもう一度上げてもらうという、この3年計画でもって国保の正規な状況になるということで、地区ごとの違いがありますが、2年目までは合併前のときより2地区は下がっております。そして、初めて合併前のときより上がるのが1地区、そして1地区は2年連続で上がる形になりますが、それは合併前の国保税の金額の違いでございました。これをやることによって、正常な国民健康保険ができるということでございます。

1年目、2年目当初必要な額より下げての徴収でございましたから、町負担というか、財政調整基金がありましたので、合併前に財政調整基金を確保している町村が2地区ございました。その基金の3億を有効に活用して、この1年、2年取り組んできているわけでございます。これは急激な負担を避けるということで、3年間で見直しをし、適正な税率にするということで、今日に至っているということをまずご理解をいただきたいと思います。しかしながら、年々増加する医療費等の支払いに国保加入世帯から納めていただいている税が追いつかず、先ほど申しました国保財政が逼迫している状況にあります。一般会計からの繰り入れは、国保被保険者以外の一般の方にも負担を強いることとなります。他の部分へのサービスに当然しわ寄せが行くのではないのでしょうか。住民サービスの低下が懸念されないような施策にしていかなければならないと思っております。

以上のことから、平成20年度においても適正な国保税の見直しはやはり不可欠であります。当然ながら、低所得者世帯の国保税については、軽減措置を講じておりますので、ご承知をいただきたいと思います。経済の停滞、そしてまた、不景気感を払拭できない今日、国保被保険者の皆様には所得の増収が見込めなく、厳しい中においても納めていただいております。将来的に国保財政が安定化しなければならない。そのためには健康を保つ、こういう健康事業も一緒に取り組んでいかなければならないわけでございまして、非常に我々としても上げるというのは住民に対しても思いというものはございますが、現在基金を既に3億円を取り崩して、この2年来ていると。

再質問等で詳しい部分には担当課長から答弁をさせますが、恐らく現在20年度に向けて残されている金額は限られた金額、1年、2年で1億数千万円を基金から繰り入れておりますので、20年度にその分を確保していかなければ国保事業が成り立たないと、こういうことをご理解いただきたいと思います。

次に、福祉灯油購入費事業でございますけれども、町では灯油価格の高騰に伴い、緊急対策としまして、独居高齢者等世帯、ひとり親等世帯、重度心身障害者が同居する世帯、そしてまた町内中学校に在学する中学３年生を持つ世帯を対象に、19年12月1日現在、19年度の町民税が非課税世帯であることや福祉施設に入所していないこと、生活保護を受給していないことなど、一定の要件のもと、灯油購入費用の一部を助成をしてございます。特に、中学生への助成につきましては、全国において当町だけの取り組みでございまして、臨時議会でご承認をいただいた後に、東京のＴＢＳラジオから私のところに電話が入りました。３時半からのＴＢＳラジオの電話での生中継に生出演をしていただきたいという、３時半から５時50分までの、東京では一番の視聴率のある番組だそうでございますけれども、そこに「青森県南部町受験生に助成」というきょうのトップ10という中に選ばれましたということで、電話での生出演をさせていただきました。こういう取り組みも他では行っていない部分も取り組ませていただきました。

その中で、生活保護世帯、これについても我々、決めるときに、当然議論をいたしました。その中で、今回は対象にならなかったという部分については、生活保護世帯の方々は今まで価格高騰に限らず冬期間、11月から３月までの間は暖房費として月額１人世帯においては１万8,870円、２人世帯においては２万4,440円、３人世帯においては２万9,160円、４人世帯においては３万3,070円というこういう金額が冬期間、高騰に限らず特別加算されて支給されております。このことから、今回は対象としなかったわけでございますが、ここにまたするということは、いわゆるまた二重加算という部分もあるのではないかとということで、今回もっと大変だろうと思われる方々に対して支援を行いましたので、ご理解をいただきたいと、こう思っております。

次に、精神障害者保健福祉手帳等の取得についてでございますが、先ほど「どこの病院でも」というふうに議員言いましたけれども、私が職員から聞いている中では、どこの病院でもそういうことはしていないと。していないというのは、立花議員は全部の病院ということでおっしゃったと思いますが、私はしているところもあれば、していないところもあるというふうに聞いております。ここはまた担当課長の方から答弁させたいと思いますが、もし、あるところ、ないところがある場合、あかたもどこの病院でもみんなやっているんだと。当町の病院だけやっていないんだという部分は議事録に残りますので、私もはっきりと言わせていただいて、誤解のないようにしていただきたいと思います。

精神障害者保健福祉手帳の申請は、申請者が必要書類を整え、市町村窓口へ提出していただくことになっております。申請者が提出いただくことになっております。しかし、申請者が病院から受け取った診断書等を紛失するということが過去にも起きていたり、あるいは紛失すれば大変

ということから、現在、病院側の配慮により、病院で書類を整え、町へ送付してくれており、この部分については受理をしております。県内どここの病院からでも申請できるということですが、そうなりますと、医師会といろいろな関係機関との調整がございますし、また、当然全部の医師が同じ意見ということでもなかろうかと思われまので、県全体のことになってきますので、これからの動向を見きわめながら対処してまいりたいと思います。現段階では、病院からの申請はあくまでも病院側の配慮によるものであり、制度上は申請者が直接町窓口へ申請書を提出いただくことになっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

済みません。失礼いたしました。1点抜けていたようでございます。

子供の医療費助成についてでございますが、現在町では通院はゼロ歳から3歳まで、入院はゼロ歳から就学前児童を対象として医療費の助成をしておりますが、これは県の乳幼児はつらつ育成事業実施要綱に基づき実施しているものでございます。県では平成20年4月より3歳から就学前児童の自己負担割合が3割から2割とする医療制度の改正によりまして、平成20年10月診療分から補助対象を拡大し、4歳から就学前児童の通院も対象にするとしてございます。

県同様の小学校入学前まで拡大する考えはないかということでございますが、現行制度で事業費が1カ月約100万円、年間約1,200万円となっております。うち2分の1は県補助であり、町は年間約600万円の支出となっております。今後、事業費がどのぐらいになるのか、これを計算、検討してみまして、財政的な部分が維持できていくのか、継続していけるのかと、どこの部分をじゃあ逆に削って、そこの部分に回せるのかという部分を十分検討しまして、今後決定をしてみたいと、このように思っております。

ただ、私も一番懸念するのは、県はいつも助成して、その後3年すると県の補助をカットします。こういうのが今日までもいろいろな事業でいっぱいあります。町村になったときに、カットされて、県はカットして、行政から行政への連絡だけで済むんでしょうが、我々行政に対して連絡で終ると。我々はそれを一人一人に、毎日住民に説明していかなければならない。ですから、県に補助してもらうのは大変ありがたいけれども、本当に継続した事業をしてもらわないと、困ると。それが将来、町がまたその分を負担していかなければならないという部分がいろいろな事業で発生しております。こういう部分は私も県の方にもしっかりと訴えてまいりたいと、このように思っております。

※着席 工藤久夫君

○議長（小笠原義弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） それでは、国民健康保険税について補足説明をいたします。

財政的にどうなるかということでございますが、町長の説明にもございましたように、3億円ございました基金を均一課税のためということで、1億円ずつ使っていこうという当初計画がございましたが、それでも増大する医療費に追いつかず、18年、19年度においてほぼ使い切ると。推定では20年度に回せる金は約1,700万円ぐらの残高しか残ってございません。そのほかにも一般財源からの繰り入れは18年度は2億3,000万円、それから19年度においては2億2,000万円の繰り入れをしているところでございます。そういう状況にあるということをご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 私の方からは、申請手続きについてご説明申し上げます。

この申請手続きにつきましては、先ほど町長の答弁にあったとおりでございます。議員がその中で、「南部町では受け付けない」という発言がありましたが、これは決して病院で整えた書類を私の方で受け付けないということはございません。病院の方で、病院の配慮によって書類を整えて町へ送付してくれている分についてもこれはしっかり受理をしておりますので、その辺、ちょっと何かの言葉のニュアンスで行き違いになったものと思っておりますが、その辺は後でちゃんと確認をしたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

※着席 川守田稔君

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず初めの再質問であります。1番、後期高齢者のことについてありますが、町長の先ほどの答弁には、国の制度だからということで理解してほしいというような話がありましたが、国の制度でも大変地方にとっては厳しい制度でありますので、もう少し独自の減免なり、減額、保険料の減額など、制度の改善を求めているものであります。こういうことを町長は先ほどもお話しした後期高齢者の広域連合議会にどのようなお気持ちで議会に

臨まれているのでしょうか。一度目は欠席され、その後は議員から副広域連合長になられ、議会での発言はないようであります。議会に参加し、だまっていますが、広域連合長は6万円、副広域連合長は4万7,000円、議会の議員には2万8,000円の報酬を支払っております。議会で発言していただかなければ、この制度にどう立ち向かっているのかわかりません。少ない年金から身を削る思いで天引きされる高齢者の気持ちを考えていただきたいと思います。

この制度は、医療、特に命にかかわる大事な保険制度であるにもかかわらず、支払いが途絶えると保険証を取り上げられる大変厳しい制度であります。支払いが途絶えたなら自動的に保険証を取り上げていただかないように、何らかの手立てを考えておられるのかどうか、広域連合の方ではそういうところまで踏み込んでお話がなされているのか、直接町長は副広域連合長としてお座りになっているのですから、本当の胸のうちを聞かせていただきたいと思います。

次は、道路のことについてであります。さまざまな仕組みの説明もありました。町長も私も当町の生活道路を守るための気持ちには変わりがないものと思っております。ただ、その財源確保のやり方といいますか、そういうところでは違いが見られますが、生活道路を直すという気持ちに立っては同じだと思っております。

そこで、町長も何度も話されておりましたが、地方交付税の総額の増額を訴えられて、地方交付税の獲得のためには尽力していただきたいと思っておりますが、道路中期計画に対して先ほどいろいろ述べましたけれども、こういう計画が進むことでは、地方の道路はよくなると思いますが、この点、もう一度お聞かせください。

○議長（小笠原義弘君） 立花議員、一般質問の時間が少なくなっておりますので、質問は簡潔にお願いします。

○12番（立花寛子君） 国保については、みんなで支える制度だから、という制度はもう現在は崩れていると思います。とても払い切れる状況の金額ではありません。そして、今回からは、国保加入者の中からは、75歳以上の皆さん方は後期高齢者医療制度の方に必然的に組み込まれていきますし、その分国保に入る金額は減っていくわけだと思いますが、国保会計とこれから始まる後期高齢者医療制度の会計との関係はどうなっていくのか、こういうことも含めて財源が足りなくなっているのかどうか、この仕組みについてお話ししていただきたいと思います。

それから、福祉灯油のことについてであります。先ほど生活保護世帯の皆さんには冬季加算があるというような数字を述べられておりましたが、生活保護世帯と言いましてもさまざまな基

準がありまして、生活保護を満額いただいている世帯ばかりではありません。まして、生活保護をいただいているということで、身を小さくして肩身の狭い思いをしている方もおられるわけがあります。そういう方々に対して、政府の方でも8,000円以内なら収入とみなさないという国会答弁がありますので、当町は6,000幾らでしたので、生活保護世帯にも十分に助成をすることが可能だと思いますが、この点を再質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず最初に、後期高齢者医療制度の広域連合でございますが、立花議員は議員から広域連合の長になった経緯というのは恐らく知ってご質問をしたと思いますが、南部町長としていわゆる地域ごとからの選出でございます。市の部、町村の部、そういう方々から選挙があって、選挙で当選をするという中での議会なわけでございますが、県南の方として、南部町として当時議員に就任をいたしました。その後、県の町村会長に就任しまして、実は県の町村会長は副広域連合長になるようになってございます。その結果、議員を一たん辞職をして、副広域連合長に就任したという経緯でございますので、当然、理事者側になります。議会での質問というのは理事者側でございますから、ないわけですし、当然議員の皆さんからの意見を聞いて、広域連合長とともに進めていかなければならないと思っております。ただ、当然議会外、そういう会議等では意見を言える機会がありますので、疑問等々が出れば、当然発言をしていきたいと思っておりますし、軽減については、既に軽減制度がございます。そのことを申し上げておきたいと思っております。

それから、道路特定財源でございますが、地方交付税、これが我々一番頼りにするところでございます。増額を求める要望を昨年も何度となく国の方にまた、国会議員の先生方にも働きかけてきました。いささか効果が出るというのが4,000億円ほどが地方の方に組まれるということで、今後これがただ期間的にならないように、しっかりと継続的な交付税の増額という中でまた要望していかなければならないと思っております。

道路特定財源につきましては、先ほども申し上げました、まずしっかりと確保していただいて、我々もむだな道路、立派な道路を決して望んでいることじゃないです。我々が今一番大事なのはいわゆる生活道路、それさえもおくれているという中で、また当然広域的な主要道路もそうです。県道もおくれています。合併する前3町村から一つずつの県道を要望しています。まだ一つとして実現されておらない。こういうのも即急に計画的にやってもらうために、まず財源だけは確

保してもらわなければならないということでございますので、今後、国会において大変議論されているようでございます。自民党内でも一般財源化していてもいいのではないかという方もおられるようでございます。そういうときにもしなったとしても、しっかりと道路の整備で幾らしたんだと、そういう金額を明記されるのであれば、全国の町村長たちも確保されるという部分のはっきりしてくれば、また助かるのではないかなと、こう思っております。

国保税の件でございますけれども、会計の仕組みについては担当課の方から説明申し上げたいと思います。

灯油助成につきましては、我々の町内の財政規模の中でこの部分だけは何とか助成しましょうということでありまして、国はないないと言いながらも埋蔵金もあるような話もあります。あるからそういう金額が出るのかもわかりませんが、我々にはそういうのがないものですから、限られた中でできるだけことは支援をしていきたいと、こういう中の取り組みでございましたから、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） それでは、まず国保の方もございますが、後期高齢者制度の自動的に停止されるのかと、保険証がもう交付されないのかというご質問でございますが、特別徴収は年金からということで、普通徴収が町村が徴収する事務と、そういうことになってございます。ですから、滞納になるということになりますと、現在国保でも行っております資格審査、資格証明書の発行、それから短期証明書の発行、これについて審議会みたいなものがございますが、そういうようなものを通して決定をしていくと。決して自動的にすぐさまそうなるというものではございません。

それから、国民健康保険税の財政的なものの関連性はどうなのかということですが、後期高齢者と。75歳以上の方は国民健康保険から抜けますが、新たに財源といたしましては、保険で賄うわけですが、負担金も1割ということで少ない、そういう中で国民健康保険の方から後期高齢者への支援金が後期高齢者の方に行くことになってございますので、その辺のところを説明しておきたいと、そう思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 時間ですので、以上で立花寛子君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

(午前11時01分)

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

(午前11時13分)

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

8番、中村善一君の質問を許します。中村善一君。

(8番 中村善一君 登壇)

○8番（中村善一君） 通告申し上げた点についてご答弁をお願い申し上げたいと思います。

前に質問のあった事項もあると思いますけれども、私の方からも質問をしたいと思います。

私は議員で監査でもありますので、財政の内容は大体わかっているつもりです。ですから、この場合は情報公開の仕方についてをお尋ねをしたいと思います。

3町村が合併して2年経過しました。大体の方針とか、方向性は定まってきたと思っております。今まで名川はこうだとか、福地がこうだとかということがたくさんありましたけれども、徐々に町政の基本的な事柄が固まってきたと思っています。これからの町政は当たり前の話ですが、町民の目線に立って、町民にわかりやすい単純明快な手法での町政を行うことが重要だと思っております。今の時代、役所主導の時代でもないでしょうし、町民が自主的に活動に参加するかがかぎになると思っております。ですから、町民の町政への意識を引っ張るような開けた町政をどうすれば町民が一つ一つの問題に注意するかが重要になってくると思います。ですから、単純明快な姿勢だと思いますが、どのようにお考えであるのかをお聞かせ願いたいと思います。

財政も同じです。町民との対話の中で欠けていることがあると思っています。それは、あれをやってほしい、これをやったらどうかというのは、話し合いすれば主流です。それに財政は話し合いが少ないと思います。大きくは、広報とかに載るのですけれども、細かくには町民には伝わっていないと思っています。なぜ財政が厳しいのか、町民との共有ができていないと思っています。前の3町村での予算と現在の予算の違いや何を省いて、何をやって、将来どうするのかというように、いろいろ財政での話し合いも必要ではないかと思っております。ですから、もっともっと財政を町民にわからせる工夫が、情報公開が必要だと思いますが、どう思うでしょうか。

次に、バーデハウスのシャワーの件ですが、私は12月に八戸へ仕事の関係で行った帰り、10日ぐらいずっと入浴しました。けれども、風呂に入っていると、まず雨が降ったとき水溜りにパラパラという状態があります。また、最悪は湯船にシャワーのお湯がまともに入ってきます。私の頭にもシャワーの湯がかかったこともありました。頭に来るといえるのか、もうあきらめましたけれども、こんなことがあってよいのかと思いました。石鹸水のようなものが浮いているのが見えますけれども、張り紙がしてあって、これはお湯の成分です。というわざわざ書かなければならないようなそういう状態なのかなと。また、多目的バスも4月から運行すると、かなりの人がバーデにも来ると思いますが、お客さんに多大なるイメージが壊れると思います。もうあれは直すべきだなと思っております。

次に、消防団のことですけれども、私もやっていましたので、少しわかっていますけれども、また、きのういろいろと話を聞きました。簡単に足りないことは、お聞かせ願いたいと思いますけれども、けがとか災害事故の共済補償がどうなっているのかをお聞かせ願いたいと思います。ここで問題は、共済に自己負担があると聞きました。その自己負担、皆さんがどういうふうに参加にして、どういうふうに行っているのかも聞かせ願いたいと思います。

次は、名川分庁舎下の交差点ですけれども、アイスバーンのときのことです。分庁舎から来て、曲がりカーブで、見えにくく、日陰で解けにくく、道路も狭く、そして、坂が終らないうちに信号がある。そして、小学校、中学校の生徒も歩きます。こういう状態です。凍結時にあそこでひやっとしたり、追突をしたりしている人が多々見受けられます。町としてはどう思っているのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中村議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、町民にわかりやすい町政、または財政状況等ということでございますが、最初の町政部分についてでございます。

町民に対してわかりやすい言葉で十分説明しながら、納得していただけるように、町民の立場に立った対応をするよう職員の対応につきましては強くまず指導しているところでございます。

また、税の仕組み、そして医療・福祉・介護等の制度など、これは毎年のように国の制度が変

わってございます。そういう点は非常にわかりにくい部分もあるのではないかなと思ってございます。その点につきましては、町民に対して具体的な例を示すなどしながら、今後もわかりやすい説明方法を工夫してまいりたいと、こう思っております。

また、毎月発行しております広報紙につきましては、余り町民になじみのない、言葉等には用語解説を入れるなど、わかりやすい紙面づくりに努めておりますけれども、こちらの方もさらに工夫を凝らし、内容の充実を図っていかなければならないと、このように思っておりました。

また、町では各地域での出来事や町の条例を載せている例規集、達者村事業取り組みの紹介など、かなりのボリュームの情報をホームページにおいても公開をし、町内外にも情報発信をしているところでございます。最近ホームページでは利用者が情報、お知らせ等が役に立ったかどうかという回答できるアンケート欄も設けております。町内外の読者からは投稿もいただき、広く皆さんから意見を取り入れながら進めているところでございますが、これまで以上にまずは町民のわかりやすい説明、このことはまた広報紙に限らず、配布物などの紙面においても、工夫を凝らさなければならぬと思っております。とかく行政、長い年数を経験しますと、専門用語、日常職員としている専門用語を何気なく当たり前のごとくに会話をする場合があるわけですが、一般住民から見ると全くわからないというのがたくさんあります。私も民間から役場に入ったときに、住基というのがわかりませんでした。職員が一生懸命住基住基って、その住基住基の言葉が会話で通っていると。何なんだろう何なんなんだろうと一生懸命調べてみましたが、住基ネットワークの住民生活化ネットワークの件、略して住基住基と言っていますが、我々行政に携わって初めてわかる言葉であって、一般町民は絶対わからないだろうと、こういう部分も私自身も感じた経験したことがありますので、そういう部分においては十分取り組みをしていきたいと、こう思っております。

次に、財政面でございますけれども、町民への財政状況の公表につきましては、これまで予算の概要については広報4月号において、また決算の概要については広報11月号において、それぞれお知らせをしてきているところであります。

また、一般会計のみならず、特別会計や関係する一部事務組合等も含めた町の総合的な財政状況については、財政状況等一覧表をホームページに掲載し、閲覧可能としているところでございます。

財政破綻を早期に防止するためにつくられました地方自治体財政健全化法では、平成20年度決算から毎年度四つの財政指標を公表することが義務づけられているなど、行財政運営において説明責任を果たすとともに、より積極的に情報開示をしていくということが大変重要であると思っ

ております。これらを踏まえ、今後行政用語を極力使用せず、また、新聞紙面に掲載されました青森県予算の参考説明のように、一般家庭の家計になぞらえながら表示するなど、工夫を凝らして町民の皆様にはわかりやすい財政状況の公表、そういうものに努めてまいりたいと思っております。厳しい財政状況という部分、そういう中においても、やはりめり張りをつけた事業というのはやっていかなければならない。そういう事業を成し遂げなければならぬ。そういうときに財源というものを確保しておかなければいざというときの事業もできない。こういう部分等もやはり説明をしていく必要があるのではないかなと思っております。

町の財政、それぞれの家庭の家計と全く同じシステムでございます。ですから、そういう家庭の中での収入、例えばお父さんの収入が幾らある。お母さんの収入が幾らある。同居している子供の収入が幾らある。そういう中で生活していく上で支出がどれだけ出ていく。これが定期的に固定的に月に出ていくのは幾らなのかで、この月、年間で自由に例えば旅行に行ける。レジャーできる。そういう部分、自由に使えるお金が幾らなのか。全くこれは家庭と同じなわけございまして、そういう部分が目的税以外に一般財源の中で道路の要望等出たとき、いろいろな部分の事業をしていくときに、使える範囲はここまでですと。その範囲が広ければ広いほど、住民の皆さんの要望にこたえていくことができるわけでございますが、その分の自由な分が少なければ、少ないほど事業は展開できないということでございます。そういう部分をわかりやすくやはり説明、表示するというのは非常に大事なことだと思っております。

次に、バーデハウスのシャワーの件でございますが、浴槽のシャワーを使用すると、浴槽に入っている方にしぶきがかかって不快感、迷惑をかける、そういうお話も聞いてございます。これに対しまして、浴場自体が狭いということで、入浴マナーやシャワー使用時の注意書き等で入浴客にお願いをして、対応をしてきたところでございます。さきの健康増進公社の理事会においても、理事の中から「何とかならないのか検討してほしい」という意見があり、新年度20年度の助成事業を活用して、改善したいと考えております。ただ、シャワーのしぶきを解消するとなると、浴槽への出入りの段差みたいなものがどうしても生じてくるのかなど。ですから、一つが解決できれば、また一つの課題が出てくる可能性もあるかも知れません。そういう部分も十分検討しながら、20年度において改善をする予算計上もしておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、次に消防団の活動状況とまた、けが等の補償についてでございますが、活動状況等につきましては、昨日川井議員からもご質問がありまして、お答えをしておりますので、簡潔にし、補償の部分のお話をさせていただきたいと思っております。

18年、19年で見ますと、火災は年20回前後発生しております。また、最近の傾向として、高齢者や認知症の方の行方不明者の搜索活動がふえてきている状況でございます。消防団員の活動に対するけが等の補償でございますが、青森県市町村総合事務組合に加入をしております。消防団員が公務上の災害を受けた場合に、消防団員等公務災害補償等共済基金の公務災害補償制度に基づき損害の補償を行うものであります。

また、消防団員として5年以上勤務、退団した場合、多年の労苦に報いるため、消防組織法第15条の8の規定により非常勤消防団員に係る退職報償金の支給を行う制度も含まれてございます。

この負担金は条例上の団員割、人口割等で算出され、平成20年度においては、南部町は1,600万円ほどとなり、町の予算に計上をしているところでございます。

また、消防団員が事故、または疾病により死亡、入院した場合、入院については15日目からの適用となりますが、福祉共済制度に基づき、共済金を支給する消防団員福祉共済がございます。掛金1人当たり3,000円を現在団員の個人負担として、全団員に加入をいただいております。

また、消防団員が疾病、傷痕により、死亡、入院した場合、入院については3日以上14日以内に限る見舞金、住家または非住家の火災、風水害、地震、落雷、地すべり等の災害に遭った場合に、青森県消防協会罹災互助会規約に基づき、見舞金が支払われる消防団員罹災互助会がございます。掛金1人当たり1,000円を団員の方々の負担として全団員加入をいただいております。

町では消防団員の公務災害上の補償につきましては、1人当たりに換算しますと、町として2万1,537円を負担しているところでございます。消防団の皆様には消防団員福祉共済、消防団員罹災互助会の加入についての1人当たり合計4,000円の団員負担で加入をいただき、消防団員が万が一災害やけがをこうむった場合の補償対策を行っているところでございます。

消防団員福祉共済等、消防団員罹災互助会の自己負担につきましては、合併協議に当たり、3町村との団員負担の比較検討を行い、合併協議会において決定し、それを実施しているものでございます。

次に、名川分庁舎から白山側信号までの道路の件でございますが、県道櫛引上名久井三戸線は、総延長約27キロメートルとなっております。その三戸線と一般県道では最長で、南部町においても大字法師岡から大字大向まで町を横断している道路であります。その間急カーブや急斜面等の箇所が多数ございます。地域住民の通行に支障を来していることは承知しております。

特に、議員のご質問の名川分庁舎から白山側信号までは急斜面に続き、信号機が設置されている状況であるため、凍結時においてはスリップによる追突事故が発生している場所でもございま

す。

三八地域県民局地域整備部の道路管理課によりますと、この箇所は以前、排水性舗装を施しておりましたが、ほこりがたちやすく、おおよそ３年で目詰まりを起し、路面が悪くなると、ということから普通舗装に変えたという説明を受けております。ここは信号機をつけるときにも、議論になった場所でございます。名川中学校の開校、そのときに信号機があった方がいいという議論と、逆に信号機があると、いわゆる分庁舎から下がってくる方が果たしてとまれるのかなという、こういう議論がありました。そこで、三戸警察署、そしてまた交通指導隊の方々、中村議員さんも指導隊、安全協会ですか、されておりましたので、そのときにごらんになったかどうかはわかりませんが。そしてまた、学校関係者等々、あらゆる団体の方々も集まっていたいて、協議をした結果、やはりまず信号機が必要であろうと。これは逆に子供たちが歩いてくる場合、特に五日市、下名久井方面から歩いてくる子供たちがあそこを横断しないと学校に行けないと。そういうのがあって、やはり信号機をつけてくれという意見がございました。非常にあその場合は課題が多いわけですが、今のところ凍結抑制剤等をしっかりと重点的に散布をしながら、今後もさらによりよい改善策があるのかどうか、警察を含め、関係機関等からもご指導をいただきながら取り組みをしてまいりたいと、このように思っております。

なお、再質問、細部等につきましては、担当課長の方から答弁をさせたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。中村君。

○８番（中村善一君） まず、情報公開ですけれども、町民の中ではこのごろは税金は上がる、介護保険料は取られ、後期高齢者も始まり、水道、電気、灯油は上がり、下がったのは米と年金と、悪いことだけが一人歩きしております。やっぱりこういう中では、わかりやすい町財政が必要だと思います。さっきもちょっと説明しましたけれども、かなり難しく、説明をすると難しくなります。わからなくだんだんなってきます。ですから、まだ町長も言っていましたけれども、家庭の収入のことにたとえてとか、そういうのが物すごく大事になってくるんじゃないかなと思います。

この前、ある新聞に、県の当初予算が載っていましたけれども、生活費が500万円のサラリーマン家庭にたとえるということで載っていました。読んでみます。ちょっと時間かかりますけれども。「大黒柱である父親の給与収入が県税、地方消費税等が122万円、さらに年老いた親からの援助、地方交付税、国庫支出金として233万円、灯油代や食費も値上がりし、その分を穴埋め

するために、新たに71万円を借金、県債発行。ただし、将来の不安を減らすため、借金総額、県債残高ですけれども、900万円で何とか横ばいにとどめた。貯金は基金残高から13万円を取り崩し、残りは17万円、貯金が底を突くのが目前だ。支出を見れば、食費や光熱費、人件費などは182万円で、ほぼ前年並み、車や家具の購入、投資的経費は114万円で、前年より低く抑えたと。離れて暮らす大学生の息子への仕送り、補助費です。町村への補助費だと思いますけれども、84万円、閉塞感を打破する明るい材料は見えず、夫婦からはため息が漏れる。」こういう新聞に載っていましたけれども、やっぱりこういうふうにわかりやすい、そういう記事とかそういうのを載せた方が私はいいいと思います。

また、各課でやっていることもシリーズとか、そういうことでこれもNHKのテレビでやっていましたけれども、今現在やっていますけれども、「暮らしと予算」ということで、青森県の予算をずっとシリーズでやっていますけれども、教育関係では生徒の多い学校に先生を増員する予算は幾らとか、農業高校、工業高校の実習、地域のを生かして加工を進める予算は幾らとか、理科、数学が嫌いな子供に教育に興味を持たせるような著名な講師を呼ぶということで予算は幾らとか、こういう町民が理解できる言葉で、何をしようとしているのかを明瞭に発信できれば、もっともっと町政に興味を持ってくると思います。考えて、広報でも何でもいいと思いますけれども、知らせる工夫をすればいいと思いますけれども、どうするかをお聞かせ願いたいと思います。

バーデハウスのシャワーですけれども、やるということですから、私はあれを見ていて、もうシャットアウトというか、あそこの洗うところと風呂との間に何かをやらなければ、もうステンレスとか、私はちょっとわからないけれども、そういうのできちんと分けなければ、もうだめじゃないかと思います。ある人が言っていましたけれども「あんな汚い風呂に入られない」なんて言っていましたけれども、やっぱりそこまで行くのはちょっと考えられないんですけれども、ですから、ちょっと金がかかってもきちんとやるべきだと思います。

消防です。合併の何だかで決まったそうですけれども、4,000円、1人自己負担をしています。消防団、自分の補償を、共済です。自己負担4,000円、20人いれば8万円です。8万円が多いかはちょっとあれですけれども、足りなくて町内会からとか、財産区からとか、個人から援助をしてもらって運営をしています。そういう中で仕事も危険です。この保険を出動手当から出すのは何か矛盾を感じます。多分団員の人もわかってないんじゃないかなと思います。ですから、そこら辺はもう1回考えて、やっぱり仕事が仕事ですから、町で負担をするのが私は当たり前じゃないのかなと思います。考えてもらいたいと思います。

分庁舎の交差点、なかなか私も考えてわかっていれば、ここであつとしゃべりたいんですけども、なかなか考えられません。ですから、あそこで事故を起すのは知らない人とか、ぼやっとして考え事をしてあそこに突っ込んでいく人です。もうみんなでわかっています。わかっているんですけども、ですから、来年の11月ごろまでにでも、曲がりカーブの手前の方にでも看板を立てて、凍結時注意ということをやるということもいろいろ対策をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 財政のことでちょっとお話し上げたいと思います。

まず、行政用語の中でもやっぱりこの財政的な用語というのは固くて、難解で、町民の皆さんにはとってもなじみにくい言葉が多くなっています。町長の答弁の中にありましたけれども、財政状況の公表については、主に広報紙を使って町民の皆様に情報提供をしていますので、わかりやすい紙面にすべく担当者間で十分検討して、町民の目線に立って創意工夫し、内容を充実させてまいりたいと、このように思っております。

それで、中村議員からただいまご提案の件でございますが、早速20年の当初予算から実行してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） まず、広報のことでありますけれども、議員がおっしゃるように、興味があるように、それから、読みやすいようということで、一つは、難しい漢字は使わないように、そのときにはかなを使うとかという、そういう工夫はしてございます。それから、字が多くなりますと、どうしても最初から目を通しにくいということで、そうなるときには写真を入れたり、イラストを使ったりしております。そのほかに、広報以外に町のホームページも使用してございますけれども、これには、町の意見、要望、問い合わせ等が入ってきておりまして、例えば道路に穴があいている。それを埋めてほしいとか、ことしは職員の採用試験の計画はございますか、ありませんかという問いもありますし、また、広報を読んで、広報に対する感想も来たりしております。端的にはよかったとか、ここの部分についてはこのように改善したらいいのではな

いかという意見もいただいておりますので、広く意見をいただきながらいい広報づくりに努めていきたいと考えております。

それから、消防の方でありますけれども、一つは、町で負担している1人当たり2万1,000幾らの負担でございますが、これが完全な公務災害でございますして、消防団に対する災害補償であります。これにつきましては、公務災害とそれから退職報奨金、まず、退職報奨金でありますけれども、30年以上勤められた分団長をとえますと、およそ80万円であります。団員につきましては64万円ほどであります。それから、公務災害についてでありますが、もし亡くなられた場合という補償の金額がありますけれども、これにつきましてはおよそ2,200万円ほどでございます。それから、同じように、重度の障害者になった場合には2,200万円ほどという補償であります。そのほかに、1年間の療養期間中につきましては、休業補償というのもございまして、これがおおよそ300万円ほどでありますし、また、1年6カ月経過して、重度の傷病になった場合にはこれにも年金がつくという、いろいろな補償がございます。

それから、中村議員がおっしゃいました自己負担している分野でありますけれども、一つは3,000円の方なんです、これは完全に死亡とか障害の方の補償でありますけれども、最大で2,000万円あります。それから、これに公務のときになった場合にはさらに1,000万円ほどプラスという制度でございます。

それから、1,000円の方の団体罹災互助会の方ですけれども、これは補償する項目がいっぱいあるものですから、最大で30万円の見舞金という制度でございますが、最初に申し上げました公務災害以外の今自己負担いただいている部分につきましては、公務以外、いわゆる普段のことについても補償するものですから、任意加入の形でございます。南部町の場合には全団員から加入していただいておりますが、合わせますと4,000円ということで、負担はそんなに安くはないんですけれども、現在はこれまでの合併協議会の意向を尊重して自己負担をお願いしているわけですが、これを全団員に置きかえますと、およそ260万円ちょっとになりますけれども、それに財政の負担にもかかってきますので、これは当面は自己負担していただきたいとは考えておりますけれども、そういうことであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 中村議員の名川分庁舎から白山側信号までのところの県道道路改

良ということですが、まず今町長が言いましたけれども、前にも立花寛子議員がご質問してありますけれども、歩道の整備はどうなのかなということですが、県では今現在、この区間については特に改良の計画はないということを伺っております。その中で、冬場の今の凍結対策ですが、排水性舗装をするのが一番効果があるわけですが、財政的に県も厳しいということから、凍結防止剤の散布を重点的に行いながら、さらに予告信号は設置してあるんですが、議員指摘している看板を設置したらということですので、これを分庁舎の手前の方から順次何枚か取り付けをして、冬期間だけですけれども、つけるのを県の方と協議して、提案してまいりたいなというふうに思っておりますので、重点的にともかく凍結防止剤の散布について努めていきたいなというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。中村君。

○8番（中村善一君） 今までいろいろ聞きましたけれども、一番もう1回言いたいのは消防です。

どう聞いても自己負担の部分がおかしく聞こえます。もう1回町長から説明を受けて、町長は夕張市のことを言っていましたけれども、何でもかんでもの中に入るのかどうかを考えてもらって、強くお願いをして、私の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほど総務課長の方からも説明が詳しくあったと思いますが、町でもって2万1,000円あたりの負担でもってそういう災害に対しての部分は最低限の部分については負担をさせていただきます。先ほど個人負担の部分というのはその公務以外においても適用できるという部分がありますので、これを逆に全分団加入というふうに、あくまでも任意なわけですが、全分団加入となっていることが逆に、だったら町が負担をすべきじゃないかという解釈になっているのかなとも、こう思いますが、万が一というのはやはりそういう補償をされていると安心する部分が当然あるわけでございます。これは合併当初、実は名川地区はございました。南部地区、福地地区は既にもう自己負担で加入しておりました。そういう部分もありまして、合併前に消防団の幹部と関係機関の中で、やはりその部分は団員みずからの負担であるべきじゃないかということで決定をして今取り組んでいるわけございまして、町としては最低限度の部分、2万

1,537円の部分は町でちゃんと負担をして補償しているという部分でご理解を賜りたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 以上で中村善一君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分）

○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

（午後1時01分）

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

4番、根市勲君の質問を許します。根市君。

（4番 根市勲君 登壇）

○4番（根市勲君） 初めての議員として職を与えていただいた根市勲でございます。よろしくお願いいたします。

今回、議員として最も大切な一般質問をさせていただきます。

何分浅学非才、上手な質問は最初からできないと思いますが、町民の豊かな暮らし実現のために、町長と一丸となって頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今回、達者村事業について質問いたします。

私は、今まで達者村のことについてよく理解しておりませんでした。私は町内の住民の方々からも、また仕事柄町外、県外の方からもいろいろな質問を受けます。しかし、今回インターネットで今までの達者村事業のことを調べて、自分なりにようやく大まかな今までの経過と今後の進むべき目指す方向が半分ぐらいわかってきたような気持ちでいます。

今回お聞きしたい1点目は、通告してあるとおり、達者村のホームページに掲げてあります平成16年10月9日の達者村開村に当たっての工藤町長さんのあいさつを見れば、「日本一おもしろい村を目指し、達者村、新しい暮らしの旅創造」と題して、達者村はこれまでの観光地をめぐる旅とは違い、新しい暮らしの旅を創造しようというもので、その理念は見るから暮らしへ、周遊から滞在を目指しているものであります。その内容は客としてサービスを受けるものではなく、達者村民として何かを知るといように、あくまでも自分のリズムで農村にある資源を活用し、

新しい価値を見出し、自然の中に身を委ねることとしております。と書いてあります。

日本一おもしろい村目指す達者村とは、中長期的に考えた場合、具体的にどのような地域づくり、人づくりを考えているのでしょうか、ソフト、ハード、両面でわかる範囲で教えていただきたいと思います。

次に、2点目として、この達者村の事業は、将来的には田舎暮らしを望む人が多いと言われる首都圏等に住む中高年誘客を中核としており、中期滞在や定住してもらうことを目指していると掲げてありますが、農地、中古住宅のあっせん等の事業は視野に入れてあるのか、また、現行の農地法、農業委員会のあり方に問題はないのか、考えを聞かせてください。

私の近所にも田舎暮らしに憧れて引越ししてきた中高年の方がおりますが、せっかく永住して趣味の農業や木工等を楽しく始めようとしても、農地の取得、または隣の農地の一部を借りようとしても思うようにならないという悩みを聞きます。やはり、人間は幾つになっても興味を持って頑張るのがなければ達者村には暮らしていけないと思います。交流から滞在、滞在から定住に向けた行政と地域住民のサポートがなければ、この事業は成功しないと思いますが、定住者増に向けての具体的な障害は何かを考えた施策はどのように考えているのでしょうか。

また、現在の農地法、農業委員会の枠組みの中で、問題がないのか、考えを聞かせていただきたいと思います。答弁のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市議員のご質問にお答えを申し上げます。

達者村につきましては、青森県が平成15年度に策定しました県の農林水産業と観光を結びつけた「あおりツーリズム」のモデル事業として現在は南部町全域において達者村のエリアとして各種事業を展開してございます。このきっかけでございますが、達者村の開村にいくまで、昭和61年、名川地区でございますが、さくらんぼ祭りを開催いたしました。そのときに単なるサクランボ狩りだけではなく農家民泊をし、そして農作業を手伝った方々にその農家の方々が手伝い料としてサクランボをお土産に差し上げると。こういうことを昭和61年から取り組んでいたわけでございます。そしてまた、その後、修学旅行の受け入れを旅行会社の方から要請がありまして、農業体験の修学旅行を受け入れてもらえないかと、こういう話が来しました。平成5年に全国でモ

デル地区を国の方でグリーン・ツーリズムの指定をしたわけですが、そのときは恐らく東北で当時名川町だけだったと記憶をしております。全国のモデル指定を受けて、年々積み重ねてきた事業が現在の達者村という事業に展開になっていることをまずご理解をいただきたいと思います。

この事業は、グリーン・ツーリズムの活動をさらに発展させるため、地元の資源、文化、人材などを総動員し、来訪者の方々との交流を深め、達者村ファンをふやしていただきながら、将来的には中期的、短期的、長期的、ひいては定住をしていただけるようにしてもらおうということを目指しているものでございます。

コンセプトの中に「日本一おもしろい村」という用語が出てまいりますが、達者村は都市部の中高年をターゲットとしてスタートいたしました。団塊の世代の方々を含め、ここ1年、2年前からいわゆる団塊の世代と言われている方々が大量に退職を迎えると。恐らくどこの市町村もそういう方々をターゲットにしながら誘客を図りたいという思いがそれぞれの町村があると思います。そういう中で、いち早く16年に達者村を立ち上げて、県と一緒にいわゆる大人の方々の誘客を図ってきたわけですが、主としては中学生、高校生の修学旅行の方が人数的は多いわけですが、そういう団塊の世代の方々が大量に退職を迎えて、旅行もするでしょうし、第二、第三の人生として住んでみたい、そういうところもあるのではないかなということで、そこをターゲットとして目指させていただきました。

希望としては昔懐かしい土いじり、そしてまた健康づくり、仲間づくり、旅行の4点が団塊の世代の方々としての要望が挙げられているようでございます。達者村では、こういった方々の希望をかなえ、農業にいそしみ、田舎暮らしや郷土料理を楽しみながら、昔から地域で暮らす人たちとの仲間となって、趣味や地域活動を実践していただこうと考えており、地元住民と来訪者が交流し、和気あいあいと暮らす様子を「日本一おもしろい村」というような用語で用いております。

サクランボ狩りや農家民泊といった短時間のふれあいから中期、長期滞在、やがては定住へとステージを上げていただけるよう、今後も積極的に交流を推進してまいりたいと、このように思っております。

なお、この事業はグリーン・ツーリズム事業ではございますが、地域資源を見直し、再活用といった観点から、地域づくり活動とも言えるものでございます。地域に住む元気な人材、農業や自然環境といった既存の資源を生かしていくというソフト事業が主であり、特に施設のようなハードを整備して進めていくというところは想定してございません。既存施設を生かし、そして自然を生かし、そういう部分を強調しながら、取り組んでまいりたいと。

今担当課においては、もし滞在したい、そういう方々が出てきたときに、いわゆる受け皿がなくはない。そのときに、それ用の新しい施設を建てる。これはまた大変なわけでございまして、空き家を今調査をしております。そういう空き家バンクを今調べて、そういう施設の活用も図っていこうと、こういう取り組みでございます。人が来れば、いろいろな情報も入ってまいります。そしてまた、私はいつも言います。人が来れば必ずお金を使ってもらえます。我々が旅行に行くとき、ある程度その分お金を使ってこようと、お土産を買ってこようと、そういうことを準備して行くわけですが、我々のところへ来てくれる方々もまさしく同じだと思っております。多くの方々が来て住んでもらえる。そういうことでもっていろいろな情報、そしてまた、来てくれる方々ばかりじゃない、地元の方々がまた元気を出せると、そういうことにつながっていくものと思っております。事業展開していくには、特に、もちろん住民の方々が一緒になって取り組んでもらわなければ、これは進めるものではございません。合併前の名川地区の住民の方々はもちろん全町民とは言いません。ある部分ご理解いただいているとは思いますが、特に合併後の南部地区、福地地区の方々においては、合併前の町村においては事業展開していなかったわけですから、一部知っているところがあります。達者村事業という部分は初めてな部分がありましたが、大変どういふものかという部分を考えている方々もあると思いますが、しっかりとそういう部分を事業を説明をし、そしてまた一緒になって盛り上げてもらえるようにしていかなければならないと思っております。

現在は既にホームステイの修学旅行を受け入れる方々、南部地区、名川地区、また福地地区の住民の方も会員に加入し、受け入れをしております。徐々に達者村事業、いわゆる町がどういふグリーン・ツーリズムを進めていこうとしているのか、どういふ達者村を築いていこうとしているのか、これを少しずつ時間をかけながら浸透していただけるように、頑張ったいと、こう思っております。

次に、農地等の件でございすけれども、先ほども若干申し上げました中古住宅のあっせん、これは空き家バンク制度を今設けております。それを有効に活用していきたいということでございます。この登録につきましては、基本的に空き家の所有者が物件登録を町に申請するものですが、今のところ5軒について申請の準備が進められている状況であります。登録が完了し次第、町のホームページで公開する予定となっております。

また、3月3日には、今までは南部町のホームページの中で達者村事業という説明はしてございましたが、独自に達者村ホームページを開設いたしました。同じように公開し、広く情報提供をしてまいりたいと思っております。私も先般全部あけて見ましたが、大変濃い内容のホーム

ページになっております。ぜひ議員の皆さんも開いてみていただければ、本当に達者村一つでもこれだけの情報があるのかなというぐらい提供しておりますので、ごらんをいただければと思います。

農地のあっせん等でございますが、農地法、農業委員会の問題でございますが、達者村事業は団塊の世代が当町で田舎暮らしを楽しむための受け入れ態勢づくりや地元での地域資源を活用した農業の担い手育成を目標としておりまして、町の農業の活性化も含め、就農を推進するために、農地を耕作目的で取得する場合、いわゆる下限面積と言っておりますが、今までは50アール以上じゃないと取得できないという農地法がございました。これを昨年見直しをさせていただき、昔は農地を守る農家の人たちがいっぱいいて、広い面積を栽培していたわけですが、今は逆に農家が少なくなってきて、遊休農地がふえてきている状況でございます。当時恐らく50アールと決めたときの状況と今の状況が全く違ってきている。そういう中で、遊休農地をふやさないためにも、取得しやすい面積にした方がよろしいんじゃないのかということを農業委員の方々にもご相談をさせていただき、昨年从这个50アールを20アールに引き下げて、就農条件を緩和してございます。ですから、非常にいわゆる今までサラリーマンであった方々も農業をしたいということになれば、以前より大変農地を取得しやすい状況になっておりますので、こういう部分も打ち出しながら、遊休農地がまず少なくなっていく、こういうことにもつながっていけるものと思っております。

また、農地のあっせんにつきましては、農業委員会の方で随時あっせんをしてございますので、広報等でも毎回お知らせはしてございますけれども、そういう取得したいという方々、また場所がこの辺がいいという方々、農業委員会の方へ行けばちょっと条件等しっかり教えてもらうことができますので、その辺の活用をお願いを申し上げたいと思っております。

いずれにしても、私どもも、まず地元が元気がなければ来る人たちは来ないと。やはり元気があるところには多くの方々が寄ってまいります。マスコミも取り上げます。そういう部分でいろいろ達者村事業というものに対してまだご理解をいただけない部分があるかと思いますが、地元が地元で足を引っ張っては町は発展しない。それを住民の方々に私どもしっかり理解をしていただいて、住民の皆さんと一緒に迎い入れる。そういう体制を今後とも築いてまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。根市君。

○4番（根市勲君） 町長さんの答弁は非常にわかりやすく、我々と違って教える立場の方が非常に聞きやすいと思っております。ありがとうございました。

私は自分の今までの経験の人生を振り返って考えたときに、地域の活性化、元気のある町をつくる。一番大切なことは、さっき町長さんが言っているとおり、町の資源、人材的なもの、歴史的なもの、自然的なもの、鉱物的なもの、その他いろいろに付加価値をつけて町外に高く売ることとし、外国と貿易をたとえたときに、貿易黒字を高めることだと思います。町民一人一人の暮らしがよくなり、豊かさを実現できるようにならない限り、農林業も商工業も発展しないでしょう。後継者も育たないでしょう。若者が喜んで地元で暮らせるように、希望のある働く場確保と企業の立地も必要だと思います。今までの達者村の事業に携わった多くの方々に深く敬意を表するとともに、今後ともさらなる達者村事業の振興と南部町の発展を祈り、ともに頑張ることをお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で根市勲君の質問を終わります。

13番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（13番 川守田稔君 登壇）

○13番（川守田稔君） 私は通告どおり次の2点について町長並びに担当課長から所見を伺いたと思います。よろしくお願いいたします。

まず、1点目は、剣吉踏切改修とそれに伴う県道の拡幅工事に伴う家屋移転の件について、町の取り組みをお伺いしたいと思います。

県からの事業規模の説明を聞きますと、70軒前後の家屋移転が発生するやに伺っております。地元に住む議員としまして、70軒の移転がどういうことなのかなと、余り正直申しまして現実的にいまだ考えられない状態にあるんですが、ですが、その70軒と言いますと、半端な件数ではないとの認識があります。県の側の説明では、測量、用地買収云々と、段階を踏んでの説明会は行っているようですが、そういった流れの中で、やはり移転先の確保ということが移転の対象になった人たちにとっては非常に興味がある関心のあることであります。関心があるというよりも、不安があると言った方がいいような感じがあります。幸か不幸か反対の雰囲気ではない状態で進んでいるものですから、翻って考えますと、今の状況で私は反対でございますというような表明ができないような住民がいるようであります。そういった声が次々と聞こえてきたりもします。ですが、こういった規模の改修というのは何とか成功裏に完結していただきたいという願

いもありまして、県の対応とは別に特別の措置をもって、町の方でなるべく早い時期に移転先に対しての具体的な道筋を示していただけないものかなということをお伺いしたいと思えます。できれば町長直々にお答えいただければ幸いです。そのほか、担当課長のご答弁もよろしくお願いいたします。

2点目、先ほど根市議員が質問なさった内容とも重なるのかなと思いますが、私は別な観点から伺いたいと思うことは、農家経営の実態を正しく把握することは非常にこれからの今後農業政策を進めるていく上で大事なことでありと考えますし、不可欠なことでありと考えます。詳しい内容というのはどういうことかと申しますと、例えば売上高でありますとか、経費の部分、さらには将来に対しての設備投資の余裕がどの程度のものなのか。また、経営形態によって非常にうまくいっている方もあれば、言葉は悪いんですがそうじゃない人もおられるように私には見えません。ですから、そういった経営形態、例えば直売でちゃんと対応しているのか、例えば農協で対応しているのか、例えば南部市場なのか、そういった雑多なことであります。そういったことが現在の売上高収入に対してどういうふうな格差として生じているのかという、そのことを町はどのように把握なさっているのかということをお伺いしたいと考えています。

どうぞ、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、剣吉踏切改修及び県道拡幅工事の件でございますが、皆さんもご存じのように、剣吉踏切、あそこは道路が6本交差しているところでございます。恐らく何十年前から要望をし続けて来、しかし、実現できなかった路線でございまして、高架にしたらどうかという話も以前はあったようでございます。そのときに、高架だと商店街が通過になってしまうとか、いろいろな議論がされてきていながら、やはりいい策がなかなか見出せないという中で今日まで来たわけでございますが。数年前、県の方もやっと本格的に動いてくれまして、県道軽米・名川線と県道名川・階上線、いわゆる交差しているところでございます。町道剣吉駅停線が合流し、見通しが悪く、たびたびまず事故も発生をしている踏切であり、県が改良工事に入る計画で現在進めております。これは県の事業でございます。

工事内容におきましては、平成18年第5回定例会でお答えをしておりますが、国道104号合流

地点から剣吉橋までの区間、この区間を改良工事する計画で事業を進めております。三八地域県民局道路整備課によりますと、現在用地及び建物調査を実施している状況でありまして、ことしの夏ごろまでに用地買収面積、土地単価、補償物件等、詳しい内容が示され次第、地元説明会を開催し、地権者の方々に説明をする予定だと伺っております。

ここの第1回目の説明会のとき、名川町時代でしたから、名川町長でございました。本来、県の事業でございますから、直接的に県と地権者の方々との話し合いになるわけでございますが、私も第1回目の説明会開催のときに、恐らく移転問題が生じてくるでしょうと。それもこの計画でいくと、先ほども70軒ほどと載っておりました。最終的には移動しなければならないという結果が出るのは、もう少し少なくなるのか同じなのかまだ聞いておりませんのであれですが、いずれにしてもそういう件数近い部分になったときに、いわゆる移転先であると。これについては、我々も県の事業だからもう県でやってくださいという姿勢はとりませんよと。我々も県の事業であっても地元としてできるだけ一緒に協力し合って進めていきたいと。でなければ、何十年も実現できなかったこの大きな事業がまた振り出しに戻ってしまうということであいさつをさせていただきました。担当課長も同席しておりましたし、そういう流れのもとで今後も進めていくよと。

ですから、今後何軒の方々が移転が必要になって、どの程度の方が移転を求めるのか、ここにつきましては、説明会を利用し、移転希望者の調査を行い、その内容に応じた場所等の検討をしてみたいと考えております。移転先が同じ地区内、いわゆる町内会となりますと、果たしてその面積が同じ町内会の中ですべて対応できるのかどうか、また、土地単価がどうなのか、そういう部分も検討していかなければなりませんし、まずは我々もだれだれのAさんの土地がどのぐらい、何平米かかりますと、こういうのが具体的に今度は出てまいりますので、ある方は若干庭が狭くなっても現在地の方がいいと、生活はしていけるといふ方もありますでしょうし、この分の面積しかなくなるのであれば、私は移転を希望すると、いろいろな方々があると思いますので、まずこれを調査をしようと。そして、どのぐらいの最終的な面積が必要になってくるかということ調べまして、そういう土地が町内、地区内にあるかどうか、あった場合には値段的に交渉が可能かどうか、こういう順番で進めていきたいと、こう思っておりますので、特に地域の方々、一大事業でございます。この道路は五戸町、また合併する前の南郷村からも早期の改良整備をお願いしたいということを長年言われてきた道路でございますので、県だけではなく、我々も一緒になってできるものは一緒に取り組んでいきたいと、こう思っております。

次に、農業経営の実態把握でございますけれども、現在町で個々に対象とした売上高とかとい

う調査は実施してございませんが、5年に一度の国が実施しております農林業センサス、これが大体どの町村ももとにしているわけでございます。このデータを活用していきながら、今は特にまた認定農業者、これを国の方で進めていく方向になっておりまして、農業で頑張っていく意欲のある農業経営者を支援するために、町が認定し、関係機関とともに支援する制度で、平成5年に国が効率的かつ安定的な農業経営を生かして農業の発展に寄与することを目的として、農業経営改善計画、この認定制度を創設しまして、この計画書をつくっているのが認定農業者でございます。この計画書の作成に当たりましては、町職員の方も一緒になって、また県の普及センターからもご指導をいただいてつくるわけでございますが、みずからの経営の現状を把握し、5年後の目標と、そしてまたその達成のための方策を具体的に検討して資料をつくるということでございまして、申請書は県の指導のもとに経営改善の方向性や品目の現状、あるいは農業機械の更新、そしてまた将来の数値目標、これを達成できるような具体的な計画書を掲げて県の方に申請をし、認定をされれば認定農業者という制度でございます。

我々も全部の農家の方々のというのは非常に難しいと思いますが、農林業センサスの場合は、すべての農家の方々が所得、経費、そういった部分も調査をいたしますので、これが一番の基礎データとなってくるものかなと、こう思っております。

いずれにしても、いろいろな既存のデータを再確認をしながら、やはり私ども行政も今財政的なことも考えて、昨日もスピードスプレーヤーのご質問等もありました。限られた当町の予算の中でやっていかなければならない。そのときに、やはり農家の方々も3年後、5年後、こういう先のときにはどういう事態に対応しなければならないのか、例えばトラクターも買わなければならない時期が何年になるのか、そういう部分等も先を見た中で、計画的な経営をしていただき、その中で我々行政としても支援していかなければならないもの、特に農業については基幹産業という南部町の農業でございます。あれもこれもすべて支援というわけにもいきませんが、しっかりとポイントポイント、そういう部分の支援というものはしてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げ、再質問等々細部についてはまた担当課長の方が詳細に説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 川守田議員の方から移転の家屋が約70戸ということでございましたけれども、70戸全部が移転家屋になるということではないです。支障となる家屋で70戸ぐらい

ということで、実際に移転される家屋はまだはっきり決定しておりませんので、町長がさっき言いましたけれども、ことしの夏ごろにどのぐらいの面積がかかっているとかというのは全部出ますので、それによって、家屋の移転の方が何軒ぐらいというのが具体的に出てくるのかなというふうに思っております。

ここで何軒というのは、これはあれなんですけれども、大体私らの図面が出ていますので、それですと、約20戸ぐらいかなというふうに思っております。

県の方で今年度の19年度の事業ベースですけれども、概算事業ベースで約13億3,900万円ほどの予算を見込んでいるということで進んでおります。

さらに今の用地調査の結果によりまして、予算が膨らむのかなということも懸念しておりました。それで、さっき道路財源の話がありましたが、この道路は国のそれこそ道路特定財源を入れる事業でございますので、この道路特定財源が確保されないと工事の延長が見込まれるということで、説明会、もう3回、4回目ほどやっているんですけれども、その中でやはり地元の方々から言われたことは、「早い機会にその工事をして、早いうちに完了していただきたいなど。そうしないとやはり自分たちの補償するものもはっきりしないので」ということを言われておりますので、県の方もできるだけ早くということで、何年ぐらいとまでは言いませんでしたけれども、今言ったみたいにそういうような感じで進んでおります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 質問にお答えをいたします。

調査を実施していないということでありますので、農林業センサスのデータをお知らせしたいと思います。

販売金額でございます。100万円以下、これが608戸となって約40%。それから100万円から200万円、これが322戸で21%です。それから200万円から300万円、これが167戸で10.9%となっております。それから300万円から500万円、これが181戸、11.8%です。500万円から700万円、これが106戸で6.9%です。700万円から1,000万円、これが75戸、4.9%。あと1,000万円以上、これも75戸で4.9%。100万円以下でございますけれども、約4割を占めている状況となっております。それから、500万円以下、全体で8割を占めているという状況となっております。

それから、農林省統計データ、これはセンサスに基づいたデータでございますけれども、南部

町の農業、粗生産額でございます。全体で98億7,000万円と試算されてございます。これは総農家数約2,000戸ございますけれども、それで割った場合は1戸当たりの粗生産額が480万円ほどとなります。

それから、販売農家数、こちらの方がデータによりますと約1,600戸となってございます。これで割りますと約1戸当たりの粗生産が600万円程度となってございます。

なお、粗生産額でございますけれども、この主な品目の内容につきましては、米が約7億円、野菜につきましては約18億円、果実につきましては42億円、それから、畜産が21億円となってございます。

それから、販売先というご質問がございました。それで、農産物出荷先別経営体のセンサスで見たデータでございますけれども、農協出荷が約31%を占めてございます。それから、農協以外の集出荷団体、これが約7%となってございます。あと市場出荷になります。これが約35%。それから小売業者に売っている方が約6%。それから、直接消費者へ販売されている方、これが約3%程度となってございます。

あと、格差につきましてでございますけれども、農家の方の個々の経営形態が異なっておりまして、また兼業、専業等もございます。町としては調査は実施しておりませんので、現在把握できておりません。今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 踏切改修と県道の改修に係ることにしましては事情はわかりました。事あるごとに言われるんですが、確かに喜んでいる方もいっぱいいらっしゃるんです。「家が新しくなるよ」という、そういう意味ですがね。ですけれども、その中には「おじいさんとおばあさんと私2人だし、あと何年もここに住むわけじゃないし、今さらもうほかに移って新しい家建てろというのね」という、そういったお話もされることがあるんですよ。それで、そういうことの根源というか、奥にあるのは何なんだろうという、じゃあどこに代替地を求めてくれるんだろうとか、そういった雑多な不安の要素の中にあるんだと思うんです。ですから、そういったことをこの事業をどうしても成功したいと思うのであれば、やっぱりそういったことを先駆けて対象の住民の方に示していただきたいって思うのは私のお願いです。

またやはり町として、もしくは県が直接動いてくれるとは思えないのですけれどもね、代替地

云々ということに。ただ、個人で移転先は見つけてくださいということになっちゃえば、やはり面倒くさいよなということになるんだと思うんです。何でかという、1対1で「土地を売ってください」「はい、売ります」と言えればいいんでしょうけれども、「売ってください」「だめでございます」とかということの方が多かったりするんだと思うんです。どうしても公共の事業として例えば土地を提供してくれる人にとっては、公共事業として非課税の部分で対応してもらえれば売りやすくなるのかなという、人情でございます。そういったもろもろのことが最近こうよく見えるようになってきました、やっと今の時期になって。それを踏まえての質問とお願いでありますので、よろしく対応してください。

2点目、いろいろなデータのとり方があって、今あるデータというのはそれなりの目的に応じてそういう目的を持った方がつくったデータなんでしょう。これはこれとしてそういうデータの使い方がなされているんだと思うんですけれども、私がちょっと気になるのは、売上に関しては、これは専業農家もありますし、兼業農家もあるでしょうから、売上高が構成がどうだということは今の時点ではどうのこうのって言うつもりはありません。ですけれども、最低限先ほども申したいと思うんですが、将来に対する設備投資、例えば後継者ですとか、まだ年齢的にこれからまだまだ将来があるという、そういった人たちにとってはやはり将来どういう設備投資をする余力があるのかどうかとか、またはスピードスプレーヤーでもトラクターでも、例えばハウスでも、雨よけハウスでもその他もろもろ何でもよろしいでしょう、設備投資したらその費用対効果として減価償却ができていんでしょうかと。心配するのは、減価償却の部分が生活費の部分に食われてしまっている状況はないんでしょうかと。いろいろ行政、国であれ、地方自治体であれ、政策として補助金を差し上げますというのは、それはよろしいことだと思うんですよ。ですけれども、何か炊きつけもらって、結局まきは自分で買わなくちゃならないわけじゃないですか。そういうまきを買う余力があるのかどうかですね。そういった実態をどういうふうに把握していくべきなのかというのは一つのこの場でその答えを求めるわけではないんですけれども、問題提起として発言しておきたいと思うんです。

例えば、どうなんでしょうか、農業立町ということをやっているんであれば、やはり税収の多くは農業所得から構成されているのが当たり前と言ったらおかしいでしょうか。税収の上で農業所得から納められている税収というのはどれぐらいあるもんなんでしょうか。データがあったら教えてください。ないですか。よく言われることです。農家の方というのは秘密にしたがると。余り収入が幾らだとか、売上がどうのだとか、そういったことは隠したがるんだよということがあるんです。悪く言えば誤解しないで聞いてもらいたいんですが、正確に、正直に申告をなさっ

ている方は、中村さんはどうなんですかね。どれぐらいあるんだろうかなという、そういう素朴な疑問もあります。

それで、例えばまた別なものの見方をしますと、一生懸命毎日働いているその人たちの労働対価というのは幾らぐらいになるんでしょうかという思いがありますね。じゃあ例えばそれは時給換算したら幾らなんだろうと。という何かそういう状況なわけですね。そういう状況なんであれば、やはりそうじゃなくて、農業以外の経営の方がなさっているような所得の申告ですとか、そういったことをちゃんと農業の分野にも持ち込むようなことというのは必要なんじゃないのかなと。それは税収をあわよくばふえていただきたいという思いと、経営内容がどういう状況になっているかということを正しく把握して、それに対して農業政策の方向性をみつけるという意味では、非常に大事なことで私は個人的には考えます。そのことについてのご所見も伺いたいと思います。担当課長の方よろしく願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 農業所得者の税収云々というお話をされましたけれども、国税については私の方でちょっとわかりかねますけれども、個人の市町村民税については、大体町で約8,300人ぐらいの方が納めていただいています。それであと、農業者の関係については301名というような数字が出て、所得割が358万7,000円、それから、均等割が83万2,000円というような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 川守田議員の移転先という話でしたけれども、まず原則代替地ということは県はございません。そういうことで、今の道路の計画の中では代替地という言葉は出てきません。

移転する場合ですけれども、家屋移転ということで取り壊しをして、それがすべて新築の移転補償ということになりますと、その家屋に移転する取り壊しするとか、それから補償物件については税金がかからないわけですが、移転する先の方を3年以内に見つけないと、それも次に自分が移転する先の方に3年過ぎますと、土地を取得した方に税金がかかります。そういうこ

とで、県では町長も申しましたけれども、３年以内のうちに町がその移転する方を選んで、その中でお互いに話し合いをしてやるというような形です。ですから、町の方は、移転先を見つけて、ここがどうですかというような見つけ方をするということで、あとは個人対個人のそういう交渉になります。町は入りますけれども、その土地の価格がいろいろありますので。そういうことでご理解願いたいということです。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えします。

経営内容の把握でございますけれども、まず、農業経営をしていく場合は経営の実態を把握いたしまして、経営管理を進めていくことが必要でございます。農家の方でございますけれども、まず、時間的余裕がないといった方もございますが、経営者が高齢化という方もございます。帳簿づけは大変だという意見が聞かれてございます。若い人であればパソコンを活用した帳簿づけを行っている人もございます。これからの経営でございますけれども、やはり帳簿づけ、そして生産履歴など、経営内容をしっかりと把握して、目標を立てて経営を行っていかなければ、今後の農業経営は厳しくなってくるものだと思って考えてございます。帳簿の記帳とか、認定農業者につきましては青色申告等を勧めているわけでございますけれども、今後ともその指導をしてまいりたいと考えてございます。

それから、農業政策ということ、税収に結びつく対策でございますけれども、また、生活に必要な収入を得ることが大事でございます。農業で生活できない場合、ほかに働き口を探すということになります。とにかく収入を上げるということ、第一重点目標であると考えてございます。農業の活性化を図ることを重点に置きまして、町としても農業で頑張っていく意欲のある農家を支援し、活性化を図っていきたいと考えてございます。そのためには、認定農業者ですね、そちらの方の拡大を進めてまいりたい。

それから、経営の安定を図るためには施設の整備なども必要になります。そのことから、補助事業等を活用した取り組みを続けていきたい。そして、所得向上を図っていただいて、税収につなげていければなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君）　ありがとうございます。

農業の分野でも最近の国の方の法律の整備ですとか、新しい事業の動向のことなんか私なりに解釈しますと、以前は国の方からおりてくる予算の受け皿として農協というのがほとんどだったような印象があるんですけども、最近例えば農業生産法人であるとか、社団法人であるとか、何かしらの法人、何かしらの組合、そういったことに直接予算がおりてくるような環境ができあがってきたような感じがしています。そういうふうな国の予算の使い方もシフトしてきているのかなという、全体的な印象としてそれを踏まえて申し上げるんですが、例えば集落営農というのはこれからの今打ち出している経営形態として国が推し進めている一つだと私は考えていますけれども、例えばそういう形態にシフトしていくにしても、例えばちゃんと補助金をもらうことですか、融資を受けることですか、そういったことが発生する場合には、やはりそれなりのちゃんとした帳簿を持っていないことには貸す方が相手しないんだろと思うんですね。私が言ったのは別な意味としてです。何か1日田んぼ、畑に出て一生懸命働いてきて、帰ってきてお風呂に入ってご飯食べたり、お酒飲んで、そのまま寝る。そのほかにやはり事務整理をするということが不可欠な世の中になってきているわけですね、農家といえども。

そういう意味も含めて、そういう経営のいわゆる本当の経営ということを意識した町の政策ですとか、方向性を定めることというのは念頭に置いて進めていただければなど、私は個人的に思っ
て発言しました。

以上です。

○議長（小笠原義弘君）　以上で川守田稔君の質問を終わります。

ここで2時15分まで休憩いたします。

（午後2時05分）

○議長（小笠原義弘君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時17分）

○議長（小笠原義弘君）　日程第1、一般質問を続けます。

14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（14番　工藤久夫君　登壇）

○14番（工藤久夫君） 私は今回通告してあります2点について質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、どのような観点から今回質問するかということを自分なりに現在の町を取り巻く問題点について感じていることを述べてみたいと思います。

21世紀に入ってから、小泉内閣の時代になってからでしょうか、三位一体の改革、つまり地方交付税の見直し、補助金などの廃止と削減、それに基づく税源移譲という三本柱の中で、交付税の削減だけが際立った形で行われてきて現在に至っている、そういう状況があるわけです。結果、地方の自立、地方分権の推進、地方の裁量を増していくという当初の目標は余り達成されていない、そういう現状にあると思っております。今定例会の開会前に配付されました南部町の財政健全化計画の資料を見ますと、この町の問題点や課題がまだまだいっぱいあるということを改めて感じております。この資料の3ページに載っております財政状況の分析に書かれている財務上の特徴や財政運営の課題、そして留意すべき事項等に記述されている内容を詳しく見てみると、夕張市のことを対岸の火事だと笑って見ていられない、もっとこの町も一生懸命頑張らなければいけないと、改めて感じているこのごろです。そのためには、大きく二つの視点でこの町の取り組むべき課題があると思いますので、質問させていただきます。

1点目は、いかにして町に入ってくる金をふやすか。

2点目は、町から出る金をいかに減らしながら効果を出すか。

そういう2点になることだと思います。

町長、あるいは副町長初め、ここにおられる理事者の立場で余り触れられたくないことをあえて発言することも議員の大事な仕事だと思いますから、聞きにくい点もあるでしょうが、私の南部町に対する深い愛情だと思って聞いてください。

それでは、具体的に1点目の町の活性化、人口増の政策について伺いたいと思います。

町の企業誘致の今までの成果と取り組みをどのように考えているのかについてであります。私が結果感じていることは、担当者や町長はその立場で一生懸命努力してきたことだと思いますが、残念ながら成果は余り上がっていない現実だと思います。その辺をどのようにお考えでしょうか。

次に、今後は企業誘致の方針を今まで以上に方向を変えていかない限り、企業誘致というのは大きな進展は期待できないように思いますが、この点についてどのようなお考えかお知らせいただきたいと思います。

それから、昨年秋に取りまとめられました町の総合振興計画の中で、人口の予測の数字を見ますと、少し控え目で遠慮がちな数字かなと思いますが、もっと積極的に若年者の雇用策を進めな

がら、人口増加を図ることをしないと、この町は元気が出ないと思いますが、その点どのように考えておられるでしょうか。

また、福地工業団地というのは残念ながら造成されて10年ぐらい経過しましたが、いまだに1坪も分譲できておりません。せいぜい森林組合の原木置き場に一部を無償で利用してもらっているぐらいの現状であります。そこで、さまざまな制約もあの工業団地の場合にはなくなってきたと思いますから、進出を希望する企業があった場合に、雇用とか、設備投資の規模によっては一定の基準を定めて、場合によっては無償で貸与等を考える段階ではないかと思いますが、この点いかがお考えでしょうか。実は昨年秋ぐらいから、この町選出の県会議員の先生と一緒にになりながら、中央の方からある上場会社の工場をこの福地工業団地に立地させたいということで、いろいろ根回しをしてきた経緯があります。結果はその企業は三沢市の方に立地を表明して、残念な結果に終わりました。なぜ三沢市に行くことになったかという理由を尋ねましたら、「あなたもインターネットを見ればわかりますよ」というようなことでしたから、ホームページでいろいろ調べてみたんですが、三沢市とこの南部町の企業誘致の部分を比較してみると、違いは一目瞭然だったように思います。後でその企業の方から聞きましたら、「この企業誘致のところにアクセスをしましたら、すぐ担当者からこの会社の方に訪問があって、間もなく三沢市の市長もトップセールスで顔を出して、話はとんとん拍子で進んだ」と。ですから、私らが南部町の工業団地の話を幾ら話しても、これじゃあ勝負にならなかったのかなということで、結果として検討のテーブルにもものせてもらえなかったようなことだったということでした。

そこで、私が感じたことは、どんな企業でも、厳しい現在の経済状況下で、少ない投資で最大限の効果が上がる立地条件の場所を求めていると思います。町政運営上、常に考えてほしいことは、町内の現在の企業とか、商工業者の状況を常に把握しながら、行政としてどのようなバックアップが必要か実施していくことだと思います。

昨年、五戸町に進出したある企業が、八戸市に本社を移転して、工場も増産体制を八戸でとるようになったという報道がありました。これは、せっかく五戸町に来て商売を始めて、会社が軌道に乗って大きくなったら、よそへ移転したということは、今まで育てた地域から見ると、大変な損失だと思っています。ですから、この町でも常に行政としてここの町内の企業は絶対外へ逃げないように、逆によそからいい企業がどんどん来て働く場を確保するという、そういう姿勢が一番大事でしょうし、トップセールスというものの重要性も大事だと思いますが、その辺についてお答え願いたいと思います。

次に、出る金を抑えるといいますか、控えるという視点から、これからの町の行政サービスの

向上と、課の統廃合とか、職員の定員のあり方について質問したいと思います。

長期的に考えた場合に、この町には一般行政の事務職はどの程度が適正だとお考えでしょうか。

また、管理職の割合といいますか、組織上、課の数とか、人数が最終的にはどの程度がよいと考えているのでしょうか。なぜこのような質問をするかといいますと、合併して効率的な行政を目指す場合に、早目に定数や行政改革の目標を定めて、場合によっては勧奨退職を募るような施策というのは元来理事者の立場ではなかなか行動に移すことには勇気が要ることだと思います。あえて私は言わせていただきますが、住民全体にとってプラスになることは、あるいはよいと言われることが、必ずしも行政の現場で働く職員の皆さんには同じよいことだということにはつながらない場合もあると思います。

実は合併をしない町という宣言をした福島県に矢祭町という町があります。その今までの取り組みをいろいろずっとインターネットで調べてみたんですが、この矢祭町も、例えばお隣の三戸町だとか、階上町さんなんかも一応自立で合併をしないということで、私らから見ても参考にすべき行政改革に一生懸命取り組んでいる、そういう施策が見られるわけですが、その点、どのようにこの矢祭町というのを見ているのか、答弁をお願いしたいと思います。とりあえず、その辺を答弁よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、町の活性化、また人口増の政策等についてのご質問の中で4点ございますが、現在企業誘致の今までの成果、または取り組みについてご説明を申し上げます。

今までの成果と取り組みでございますけれども、合併時の誘致企業は8社でございました。19年度の今現在、福地第一工業団地内で操業を開始した2社から誘致工場の指定申請書が提出をされております。

また、町内において操業している企業からは、増設に伴う誘致企業の指定申請書が提出される予定でございます。

提出された申請書によりますと、第一工業団地の2社で常時雇用45名、うち町内居住者18名となっており、雇用条件の厳しい中であっては大変ありがたいわけでございますが、さらに企業誘致、これは当然私どもも願い、取り組みをしているわけでございますが、現状的には非常に厳し

い状況下であるというのも正直に事実なところがございます。私も八戸の企業誘致説明会、そういう会合にも出かけました。そしてまた、そういう中で会社の方々の意見も聞きました。そのときに、いわゆる「今インターネットが普及している中で、光ファイバーがまず通っていないというところは条件的に非常にもう弱いですよ」と、こういうことを言われましたから、ちょうどN T Tの所長さんも来ておりました。その方に「やはり光ファイバーの早期導入というのをお願いしたい」と。これも非常にすぐにN T Tさんの方も導入というのは難しい。やはりこれは利用者がどのぐらいあるかという部分が非常に影響してくるわけございまして、当然株式会社でございいますから、そういう部分で利用する方々がふえていくことによって、町内においても光ファイバーを導入することができるのであると、こう思っておりますので、まずそういう一方面からだけでなく、両面、三面から見ながら、取り組みをしていきたいと思います。

あと、今の方針を変えない限り大きな進展は期待できないのではということございしますが、まさにそういう部分の時期にもうなっているなという部分は感じております。6月と9月の議会においても、お話申し上げましたが、現在青森県をツーブロックとした広域的誘致活動体制を説明しましたが、当町としての取り組み、見直しも検討してございます。南部町工業誘致条例等に関しては特に改正を要するものはないと思っておりますけれども、企業の方々からの問い合わせのときは、まず聞かれることは担当課から聞きましたら、「分譲価格が幾らですか」ということをまず第一に聞かれるということでございします。現在分譲価格は平米単価7,000円で来ているわけございしますけれども、あえて相手方も聞く意図というのは価格について相談の考えがないかということをもまず問いかけていると感じていると、担当課からも聞いておりました。私どももこの単価に現在こだわってばかりもいられないなという思いもございします。今まで先に購入された方々も当然あるわけございしますけれども、できるだけ眠らない、生かされた土地の活用というのは当然なことだと思っておりますので、現在1社、工業団地について交渉の会社がございします。当然単価的な部分もお話されておりますので、我々もそこをあくまでもその従来の単価にはこだわらないで、来てもらえるというのは非常にありがたいわけですし、また分譲地を購入していただけるというものも大変ありがたいわけございしますので、そういう部分をさらに検討しながら、無償という部分についてはいかがかなという部分がありますが、それに近いような形で考えていく必要はあるだろうと、このように思っております。

トップセールスにつきましては、私もどちらかというと表に立って活動するタイプの一人だと思っておりますが、誘致を含めながら、他の部門においてもまたトップセールスにも努めてまいりたいと、こう思っております。

これは非常に人口、若者の雇用促進、なかなか企業が来てくれないということから、大変な部分が正直ございます。ただ、6月、9月議会のときにも申し上げました当然われわれ地元企業誘致をしていくのが第一の目指す姿でございます。しかし、どうしても交通アクセス、または立地条件等々を比較されたときに、どうしても負けてしまう部分の要素もございます。私はですから、八戸の北インター工業団地、こういう部分にもどんどん来ていただいて、そこに我々の南部町の若い職員たちが勤めることができる。こういうこともしていかなければならないのではないかなと。当町だけで一生懸命来てほしいという、しかし現実的には大変厳しいという流れのときに、同時進行、そちらの方も来てもらって、そのときは八戸さん、企業誘致頑張ってください、我々の青年、若い雇用もそれなりにしてもらいたいと。こういうお願い、要望というものをしていく必要があると思っておりますし、また、そういう発言もしてございます。

次に、先ほどはふやす方の質問ということ。今度は減らすという方のご質問をいただきました。

当町の3月1日現在の職員数でございますけれども、普通会計職員が249名、市場、病院、老健なんぶなどの企業会計職員107名の計356人となっております。

このうち管理職手当を支給している職員、管理職でございますが、普通会計が32名、企業会計が11名、計43名となっております。管理職の職員数を割合で申し上げますと、普通会計が12.9%、企業会計が10.3%、合計で12.1%という割合になってございます。

当町の職員数につきましては、平成18年7月に策定された南部町集中改革プランにおいて、平成18年度から平成22年度までの5カ年の数値目標を示しているところでございます。この計画の数値は合併10年後、いわゆる平成27年度までに職員数191名を目指すというものでございます。毎年度の退職者数のほか、毎年度の採用者数を勘案し、27年度に職員数が191人になるという計画でございます。

191人という数字でございますが、これは類似団体と比較してみた場合の職員数でございます。類似団体とは人口規模、また産業別の就業人口等々をもとに国が定めているものを計算しまして出している数字でございます。当町の規模ではこの職員数は先ほど申し上げました191人でございます。したがって、3月1日現在の職員数で申し上げますと、普通会計職員249人から27年度には191人、23%の削減を目指すという数値でございます。当町では現在分庁舎方式をとってございます。職員の削減に伴いまして、分庁方式での事務形態には限界があるものもございます。さらに、削減をしていくと同時に、将来的には分庁舎方式というものも見直しをしていかなければ、それ以上の削減というのもどうしてもやはり厳しくなるだろうと。ぜひこのことについては議員の皆さんからも将来の南部町が分庁舎方式でこの先ずっといいのかという部分もこれは検

討していかなければならない課題だと、このように思っております。

ただ、そういう場合においても、窓口サービスというのはしっかりと地区ごとに残していくということを取り組みながらいくことが大事であると、こう思っております。

当町では現在、町長部局に限って申し上げますと、14課1室1課内室、1課内室というのはグリーン・ツーリズム室です、及び23の出先機関がございます。これらの課や出先機関などの数を減らす。いわゆる課の統廃合を行うことに伴い、管理職の割合も減少することとしております。本定例会におきましては、課設置条例の一部改正において、3課の廃止、1課の新設、2課を1課に統合及び1課は名称変更のお諮りをお願いしているところでございまして、トータルでは現在より3課減少、いわゆる管理職も3名減少するという方向でご提案させていただいておりますので、そちらの方もよろしくご理解をいただきたいと思います。

次に、合併しない福島県矢祭町の件でございしますが、皆さんも新聞、またはテレビ等でおわかりのことと思いますが、何から何まで行政がやる時代はもう終ったと。町が自立することが必要だと。国が推進する合併に反対するのではなく、合併しないと言っているだけということで、平成13年に「合併をしない町」を宣言し、人件費の削減等々を行い、企業誘致等も確保し、交付税に頼らない自立する財政運営に取り組んでいる町ということで、全国に有名なわけでございます。

それぞれの自治体で立地条件、産業構造、さまざま違いがあるわけでございますので、すべて矢祭町と同じくできるかという、これはまた地域別がございします。この町はまさに住民が自分たちの手でもって取り組みをする。そこまで理解してもらうには恐らく相当な時間もかかったらうと思います。一つの道路をつくるにも住民がつくる。資材は町が提供する。そういうことをやっている町、村もあります。

それが我が町今すぐと言ったときに、どれだけの住民パワーをいただけるものか、またご納得をしていただけるものか、また、企業として雇用をしている会社、そういう部分において恐らく影響が出ない程度の工事だと思いますけれども、そういう地元企業、この地元の方々がほとんど勤めているだろう、こういう部分というものも考えていく、これもまた理事者としての一つの考えを持っていかなければならない、1を立てれば1が減る。常にそういう状況なわけございまして、我々理事者としてはそういうものも一つ一つトータルを見ながら取り組まなければならない。そういう立場であると思っております。

いろいろな部分、そのほかにも報酬の削減等々を行っております。再質問等で具体的なそういう部分がございましたら、特別職含め、また議員の報酬等も新聞に先般出ておりましたので、質問によってはまた私の方から具体的に数字も出して答弁いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） 矢祭ってまず私30年ぐらい前から仕事でよく通ったりして見ているんですけども、最近感じることは、やはり目まぐるしくあの地域がよくなっているというか、活気があるなというのを感じていますね。あそこの財政力指数というんですか、自主財源比率というのを調べてみますと、ここも今までどうでしょう、0.26か0.27ぐらいでしょうか。この町も10年ぐらい前までは0.25ぐらいだったと思うんですが、現在0.35か0.34ぐらい。あと数年して大きい工場が動いてくれば、10年後には0.57ぐらいになるんじゃないかと。ますます合併しないで正解だったというのが形として見えてくるというのが、いろいろ載っておりました。

現在の南部町の年間の予算というのが簡単に言えば約100億円なわけですから、365日で割れば1日当たり2,700万円ぐらいお金が動いているということになるんですね。例えば役場が年間何日働いているのかというと、一般的な事務の場合は240日ぐらいでしょう。そうすると、1日当たり四千百六十、七十万円の金が年間の予算で割れば一般会計でいけば動くということになるわけです。このお金を1%詰めただけでもえらい金が残る計算にはなるんですけども、そういう点から考えて、要するに町民から言われることは、定数を早目に見直しをして、住民サービスに支障がないようにしながら、なおかつ浮いた金を前向きなことに使うのがいいことじゃないかということをまず言われるわけですね。こう言えば、職員の皆さんは非常に大変だと思うんですけども、でも、常にそういう意識を持って、いろいろやるということが大事だと思うんですね。

ここの町の場合に、今のままでいくと、あと10年ぐらいで人口は2,000人ぐらいまた減るんじゃないかなという気がしているんですけども、これをふやさないためにどうするかというと、やはり子供を育てやすい環境にする。例えば第3子以降に少し出産のお祝い金をやるだとか、保育料を下げるだとか、妊婦健診を無料化するとか、いろいろな施策が考えられるわけですけども、まずは1回にはできないにしても、そういう視点で前向きに少ない経費を生かすという方向を目指さないとまずいと思って言っているわけですので、悪くとらないでくださいね。

まず、そういうことで私もいろいろ調べながら、こういうのはやったらいいんじゃないか、ああいうのはやったらいいんじゃないかというのをこれからも提案していきたいと思いますので、その辺で私の質問は終わりたいんですが、最後に、財政調整基金といいますか、基金を取り崩して返済に充てるというのも大事でしょうし、また、幾らかでも節約して基金はふやすという考え

も、これもまた大事なことだと思うんですけれども、要は財布の中身が今よりもよくなるようにお金を使ってもらいたいと。その辺を改めて要望しながら私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほど最後に職員の削減ベースをちょっと説明するのを忘れましたので、参考までにご紹介させていただきます。

平成18年3月において、退職者22名ございました。それに対して採用はなしでございます。それから、19年3月には退職者12名に対して専門職、どうしてもこれは介護保険の制度の関係での専門職を採用しなければならないということで1名。この3月でございますが、12名の退職に対して採用3名と。3年間で42名の職員の削減に努めてございます。これは当時の行財政改革プランよりもさらに6名多い削減で取り組みをしてございます。私どもも職員もそういう中で、しかし、事務的にはこれは停滞はしてはならないと、こう思っておりますので、さらに職員一同気を引き締めながら、いつも私が申し上げております私どもは町民の税金でもって給料をいただいていると。これを忘れてはならないと。これをいつも職員にも申し上げておりますが、さらにその考えを周知徹底しながら住民のための職員、これを基本に今後とも取り組みをさせていただきたいと思います。

現在、町の財政厳しい状況でございますが、きょうは傍聴人の方々もいらっしゃいますから、簡単にわかりやすく申し上げたいと思いますが、今町が借りてきたものを返す部分とお金を借りて事業を、これはお金を借りてやっぱりやらないと事業というのはできないわけございまして、100を返したときに、120を借りていると借金はさらに膨らんでいきます。100を返して借りるのを80、70で抑えていく。このことによって少しずつ借金を減らしていく。こういう形で町も取り組みをしてございますので、今後ともまた町民の、そしてまた特に議員の皆さんからご指導をいただきながら、行財政改革にも取り組んでまいりたいと、こう思います。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

.....

◎散会の宣告

○議長（小笠原義弘君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月8日、9日は休日のため休会とし、3月10日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時53分）

第15回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成20年3月10日（月）午前10時開議

- 第 1 報告第1号 専決処分した事項の報告について
専決第1号 工事請負契約の一部を変更する契約の締結
(福田地区処理施設機械電気設備工事)
- 第 2 議案第2号 平成20年度南部町一般会計予算
- 第 3 議案第3号 平成20年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 4 議案第4号 平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 5 議案第5号 平成20年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算
- 第 6 議案第6号 平成20年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議案第7号 平成20年度南部町老人保健特別会計予算
- 第 8 議案第8号 平成20年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 9 議案第9号 平成20年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 10 議案第10号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 11 議案第11号 平成20年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算
- 第 12 議案第12号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 13 議案第13号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 14 議案第14号 平成20年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 第 15 議案第15号 平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 16 議案第16号 平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計予算
- 第 17 議案第17号 平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 18 議案第18号 平成20年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 19 議案第19号 平成20年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 20 議案第20号 平成20年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 21 議案第21号 平成20年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 22 議案第22号 平成20年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 23 議案第23号 南部町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

- 第 24 議案第24号 南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 第 25 議案第25号 南部町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第 26 議案第26号 南部町街なみ公園条例の制定について
- 第 27 議案第27号 南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議案第28号 南部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 議案第29号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議案第30号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 31 議案第31号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 32 議案第32号 南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 33 議案第33号 南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 34 議案第34号 南部町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 35 議案第35号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 36 議案第36号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 37 議案第37号 南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 38 議案第38号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 39 議案第39号 南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 40 議案第40号 南部町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 41 議案第41号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 第 42 議案第42号 八戸地域広域市町村圏事務組合理約の一部を変更する規約について
- 第 43 議案第43号 八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の一部放棄について
- 第 44 議案第44号 平成19年度南部町一般会計補正予算（第5号）

- 第 45 議案第45号 平成19年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第3号）
- 第 46 議案第46号 平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 47 議案第47号 平成19年度南部町ポートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 48 議案第48号 平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 49 議案第49号 平成19年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第 50 議案第50号 平成19年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 51 議案第51号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 52 議案第52号 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 53 議案第53号 平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）
- 第 54 議案第54号 平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

2番	夏堀文孝君	3番	沼畑俊一君
4番	根市勲君	5番	松本陽一君
6番	河門前正彦君	7番	川井健雄君
8番	中村善一君	9番	佐々木勝見君
10番	工藤幸子君	11番	馬場又彦君
12番	立花寛子君	13番	川守田稔君
14番	工藤久夫君	15番	坂本正紀君
16番	小笠原義弘君	17番	佐々木元作君
18番	東寿一君	19番	西塚芳弥君
20番	佐々木由治君		

欠席議員（1名）

1番 工藤正孝君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小 野 寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐 々 木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福 地 総 合 サ ー ビ ス 課 長	庭 田 卓 夫 君	名 川 総 合 サ ー ビ ス 課 長	田 村 淑 延 君
南 部 総 合 サ ー ビ ス 課 長	山 口 裕 貢 君	会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君
名 川 病 院 事 務 長	堀 合 悦 夫 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	佐 々 木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総 務 課 総 務 推 進 監	小 萩 沢 孝 一 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	佐 々 木 秀 雄 君
社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

◎開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第15回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第1号の上程、説明

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、報告第1号、専決処分した事項の報告について、専決第1号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結、福田地区処理施設機械電気設備工事を議題いたします。

本件について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） それでは、1ページからになります。報告第1号、専決処分した事項の報告について、専決第1号、福田地区処理施設機械電気設備工事変更契約の締結についてをご説明いたします。

変更理由でございますが、浄化槽の設計指針に変更があったために、汚水の混入と越流防止のために汚水処理層にバッフル装置という仕切り板を追加し、182万1,750円の増額としたもので、2.8%の増額変更となります。地方自治法の規定により町長が専決処分できる簡易な事項の指定について、議会で定めた100分の5の範囲内での変更契約として、平成20年2月22日に専決処分したものでございます。地方自治法の規定によりこれを報告するものでございます。

2ページをごらんください。2ページに専決処分書を添付してございます。

3ページをお願いします。3ページですが、平成18年12月14日にご議決いただきました事項に加えて、3番目に追加請負代金182万1,750円を表示しております。

以上簡単ですが、ご説明といたします。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 変更の理由をもう一度詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） お答えいたします。

うちの方の福田処理施設の浄化槽なんですけども、ジャラスの14型という最新式の浄化槽でございます。これが最新式の物でございますので、いろいろ内容について、処理方式について設計指針にたびたび変更がございます。バッフル装置という汚水を流入する所があるんですけども、一般の汚水と流入を分けるために、区画するために、四角い流入装置を新しく追加したものでございます。よろしいでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） その変更に関して契約の段階でそれが分からなかったのですか。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） この工事が継続費を組んでございまして、2カ年にわたる工事でございます。

それで、設計した段階ではもう既に設計書ができておりまして、その後の設計指針の変更となりましたので変更しました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
報告第1号を終了します。

※着席 川守田稔君

◎議案第2号から議案第22号の上程、委員会付託

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。この際、日程第2、議案第2号から日程第22、議案第22号までの平成20年度南部町各会計予算議案21件を、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第22号まで一括議題といたします。

お諮りいたします。だだいま議題といたしました議案21件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員でもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議をすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第22号までの議案21件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により委員会で互選することになっております。

よって、委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集いたします。本日、本会議終了後この議場において開催いたしますので、ご了承願います。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第23、議案第23号、南部町職員の自己啓発等休業に関する条例の

制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） それでは、議案第23号についてご説明申し上げます。

地方公務員法が改正され、職員が身分を保有しながら自己啓発のための大学の履修、あるいは国際貢献活動ができるよう自己啓発等休業制度が創設され、詳細につきまして条例で定めるところとされたことにより、南部町職員の自己啓発等休業の実施に関し必要な事項を定めるものであります。

次のページをお開き願います。町の職員として2年以上在職した職員が公務に関する能力の向上に資するため、大学、大学院での履修及び国際貢献活動をする場合、3年を限度に休業することができるとするものです。この自己啓発等休業は職員が申請を行い、任命権者の承認を受けることが必要であるとしております。その他、承認の取り消し、報告等に関し定めるものであります。

なお、地方公務員法においては、休業期間中は給与の支給をしないとしております。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第24、議案第24号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） それでは、議案第24号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてご説明いたします。

今回の条例制定は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、通称、企業立地促進法に基づき青森県が策定した県南・下北地域活性化計画が、平成19年7月30日に国の同意を受けたことに伴い、当該計画の対象地域に南部町が含まれていることから、同計画に沿って設置される施設に係る固定資産税の課税免除を行うために条例を制定するものがあります。

9ページをごらんください。第1条は、趣旨として地方税法の規定に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に規定する承認企業立地計画に沿って設置される施設に係る固定資産税の特別措置について、必要な事項を定めております。

次に、第2条であります。課税免除として企業立地期間、国の同意日、平成19年7月30日から5年を経過するまでとしてございます。

それから、規定業種につきましては、製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業等となっております。

それから、対象施設には承認企業立地計画に従って特定事業施設で当該施設の用に供する家屋、構築物及びその敷地である土地の取得価格の合計額が3億円を超えるものであること。製造業に係るものは、5億円を超えるものとなっております。土地にあっては、同意日以降に取得し取得の翌日から1年以内に当該家屋または構築物の建築に着手があった場合に限り規定を定めてございます。

それから、次のページをお願いいたします。第3条は、課税免除の期間として固定資産税を課すべき最初の年度以降3カ年度とすることを規定してございます。

それから第4条は、課税免除の申請及び決定についてを定めてございます。申請は、課税免除を受けようとする者は、申請書を12月25日までに町長に提出しなければならない。また、決定については、申請の提出があったときには、課税免除をするかどうかについて申請者に通知をしなければならないことなどを定めてございます。

第5条であります。課税免除の取り消しについて明記してございます。虚偽の申請、不正な行為があったとき及び条例、規則に違反したときは当該課税免除を取り消すことができることとなっております。

それから、11ページの第6条でございますが、規則への委任ということで、条例の施行に関して必要な事項は規則で定めることとなっております。

附則として、この条例は交付の日から施行し、平成19年7月30日から適用するということになってございます。

なお、この条例に基づいて固定資産税の課税免除をした場合は、免除額75%が地方交付税で措置されることとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） とかくこの問題では、若い人方の仕事場確保のためには必要ではないかということもよく言われるわけですが、うまくいけばいいのでしょうけれども、さまざまな条件で撤退された場合の後始末とか、また、そこで働いている方々の身分保障、生活保障などが断ち切られるなど、大変厳しいことも考えられますが、一番この問題で私がお話したいのは、住民の皆さんの受け入れ態勢がとても受け入れられないというようなことになりました場合、その承認された企業側の計画を尊重されるのか。もしくは、住民の皆さんのこの場所ではその工場を建てることを認められない、よしとしない、そういう運動が出た場合にどちらを優先されるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） ただいまのご質問にお答えします。

企業の計画を優先するか、町の住民対策を優先するかということの質問と承りますが、あくまでも工場誘致等を協議する場合は、雇用計画及び生産計画等を提出していただいて町が決定するわけでございます。例えば、産廃とかそういった部分では、いま問題になっておりますけれども、議論はいろいろすると思いますが、あくまでも住民の意思の方を優先するという形になろうかと思っております。この場合は、雇用計画等が大きなポイントを占めてくると思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ただいまこの条件にあった企業が立地されるような具体的な会社などはおありなのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 具体的にいまのところは企業等ないわけでありまして、これはあくまでも国の法律に基づいて県、市町村がそれに対応するための法律制定ということであります。具体的にどここの企業という形ではございません。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第24号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定について討論を行います。

いま全国の地方自治体が繰り広げております大企業に対する企業誘致補助金の積み上げ競争、呼び込み合戦を一層促進し、地方の格差をより一層拡大するものです。また、立地大企業に対す

る工場立地法の規制緩和は、誘致企業のコスト負担だけを目指していて、工場周辺住民の生活環境を損ないかねません。当町の特色を活かして農村地域にふさわしい農業振興こそ、望ましいやり方ではないでしょうか。

以上の理由により、議案第24号には反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかにございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

.....

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第25、議案第25号、南部町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 12ページでございます。議案第25号、南部町後期高齢者医療に関する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由は、平成20年4月1日から青森県後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、町が行う事務等必要な事項を定めるために、条例を制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。13ページ、総則、第1条、趣旨でございますが、町が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによるというものでございます。

第2条は、町が行う後期高齢者医療の事務でございますが、（1）から、葬祭費の支給に係る

申請書の提出の受付。2番目としまして、保険料の額に係る通知書の引渡し。3番目、保険料の徴収猶予に関する申請書の提出受付。4としまして、保険料の減免に係る申請書の提出の受付。5番目としまして、申請書の提出受付。6番目としまして、付随する事務を定めるものでございます。

次に、2章、保険料、3条、保険料を徴収すべき被保険者でございますが、（１）にございます、南部町の住所を有する被保険者でございます。（２）としまして、高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって病院等に入院等をした際、南部町に住所を有していた被保険者等住所の定めがございます。

次に、とびまして第4条、普通徴収に係る保険料の納期でございますが、第1期を7月1日として2月までの8期によって徴収するものでございます。

次に、第5条、保険料の督促手数料でございますが、300円と定めるものでございます。

それから、延滞金。こちらも、国保条例と同じ基準になってございます。

次のページの第3章、罰則でございますが、こちらも国保条例と同じく罰則規定を設けてございます。

次に、附則でございますが、第1条、この条例は、20年4月1日から施行する。第2条、延滞金の割合の特例でございますが、各年の特例基準割合がございまして、延滞金の年率は7.3%と定めてございますが、特例基準割合がその年に下回った場合はその下回った特例基準割合で行いますというものでございます。

最後のページでございます。16ページでございますが、第3条、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の納期の特例でございますが、これは被扶養者であった者は半年間の凍結がございます。でございますので、9月までは凍結されると。その後の納期を定めて10月1日から2月末までと。第5期でもって収めていただくというものでございます。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） これは一般質問なども含めて何回も何回も討論されて聞き飽きた感もあるかもしれませんが、初めてここに条例の制定の条例が出ましたので質問するのであります。

まず、この先ほどの町が行う後期高齢者医療の事務、第2条から（１）、（２）と箇条書きに

ありますが、「（３）広域連合条例第19条第２項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付」、その下、「（４）広域連合条例第20条第２項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付」、これは具体的にどういう条件が付けられているもののでしょうか。第１点目の質問です。

第２点目の質問は、次のページの14ページの第４条、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は次のとおりであると、第１期から第８期まで８回にわたって徴収されるわけですが、年金からの天引きということだったと思いますが、年金は２カ月に１回徴収されるとか聞いておりますが、これはどういう計算で引かれるものなのかこの点をお聞かせください。

それから、保険料の督促手数料300円についてであります。国保税の時にもお話ししたんですけども、市などに比べても最高、高い金額。市などでは50円、それもなかなかの金額だと思うんですが、それより比べて300円はとて高いです。払いきれない人が遅くなっているのに、また300円を徴収されるというのはいかがでしょうか。ぜひ、この数字は認められないです、改善する考えはないのでしょうか。

前後しますが、あるところでは、これは国保税に関する減免条例とか要項というものを作っている町村も多いのですが、この後期高齢者医療制度に対しても町独自の減免条例や要項を作り、いくらかでも加入者の負担を減らすべきだと思いますが、こういう町独自の減免制度を作る考えはないのでしょうか。

以上お聞きいたします。

○議長（小笠原義弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） まず、町が行う事務の（３）、（４）でございますが、徴収の猶予及び減免に係ることでございますが、これは災害等を、非常に大きな特別認めなければならぬような災害が起きた場合に適用されるものでございまして、そういうものでございます。

次に、第４条の関係でございますが、私の説明がちょっと不足しておりましたが、普通徴収に係る保険料の納付でございますので、切符をきるものでございます。広域連合からの方は、年金からの天引きでございますが、普通徴収の方は町村が切符をきって対応することになってございますので、こういうふうに定めているものでございます。

次に、督促料300円でございますが、これは広域連合で各町村の賛成を得まして決まった300円でございます。

次に、町独自の減免ができないのかということでございますが、これも保険者の広域連合で決

めたものでございまして、町独自でかえるというものではないとそう思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 4条の普通徴収ではなく特別徴収でございますが、2カ月に一遍年金から天引きするというところでございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 特に私は年金から天引きされて大変困っている、ましてそんなに年金をお持ちにない方々からも天引きされる。これは税金徴収の中でも最も許しがたいやり方ではないかなあと思うんですが、税金というものは自ら納めるものであって天引きという考えはどこから出てきたのか、とても許しがたいやり方なんですが。その年金は2カ月に1回しか振り込まれないということで、この7月から31日まで、8月まで、こう8回、どうやって計算されて、年金が自分の手元につくときは、はっきり天引きされたことがわかるようになっているのかどうか。事務的にどういう手続きで天引きされた年金が振り込まれるのか。その具体的な例、現実の問題で回答していただきたいんですけども。

○議長（小笠原義弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 2カ月に一遍の年金が振り込まれるときには、保険料は引かれて通帳に入ることになります。

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第25号、南部町後期高齢者医療に関する条例の制定について討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者だけを集めた新しい医療保険を作ろうというものです。現在の医療制度では、自営業者や年金生活者などは国民健康保険、企業などで働いている人は組合健康保険や政府管掌健康保険、サラリーマンの扶養家族なども健康保険に入っています。ここには、年齢による区別はありません。4月からは、75歳以上の高齢者はいままで入っていた国保や健康保険を無理やり脱退させられ、有無を言わず新しい制度に加入させられます。4月以降に75歳になる人は、誕生日の月から加入します。年齢を重ね病気がちになる75歳以上の人だけを他の医療保険から切り離し、受けられる医療内容にも差をつけることを狙ったものです。年齢で差別する医療制度は、皆保険制度をもっている国では世界でも例がありません。

制度の最大の問題は、後期高齢者の医療給付費がふえれば後期高齢者の保険料の引き上げにつながるという仕組みになっていることです。そのことが受診抑制につながることもなり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらすことが懸念されるところであります。

また、すべての後期高齢者が、介護保険と同様の年金天引き方式で保険料を徴収されます。保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期保険証、資格証明書が発行されます。生きている限り保険料で苦しめられるとんでもない制度です。しかも、「75歳以上だけをどうして区別するのか、年寄りや死ねというのか」などの怒りが広がっています。

日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党は、2月28日、4月から実施される後期高齢者医療制度を廃止する法案を衆議院に提出しております。4野党の法案は、後期高齢者医療制度の導入そのものを撤回させる内容です。制度導入そのものに反対していることを表明し、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

.....

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第26、議案第26号、南部町街なみ公園条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 議案第26号、南部町街なみ公園条例の制定についてご説明いたします。

提案理由であります。南部町街なみ公園として、みちのアルコープ公園及び出会いの木公園を設置するものである。

この条例の制定であります。旧名川町の五日市地区で実施しておりました街なみ環境整備事業が、平成18年度で公園を設置し、事業が完了したことに伴いまして、新たに公園条例を制定するものであります。現在の公園条例は、農村公園、自然公園と大きく分けてあります。この中で、この街なみ公園は町内会の中にあるということで、街路公園という位置づけで新たに条例を制定するものであります。

次のページをお開き願います。第1条は、設置条例であります。

次に、第2条は名称及び位置ですけれども、名称はみちのアルコープ公園、位置は南部町大字下名久井字台所屋敷3番地5。出会いの木公園、南部町大字下名久井字五日市11番地1。

第3条は、管理運営ですけれども、公園は町長が管理する。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第27、議案第27号、南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第27号についてご説明いたします。

重点分野の強化を図るとともに、職員数の減少に応じた組織のスリム化により事務の効率化を推進するため、行政組織を改めるものであります。

次のページをお開き願います。第1条は課の設置についてであり、「企画課」を「企画調整課」に名称を変更し、「福祉課」と「健康増進課」は統合し「健康福祉課」に、「農林課」の次に、農林課の課内室でありましたグリーン・ツーリズム推進室を課に昇格させ「農村交流推進課」とするほか、福地、名川、南部総合サービス課は削るものであります。

第2条は事務分掌についてであります。それぞれの課が担当する事務を追加あるいは改めるほか、総合サービス課に関する事務は削るものであります。

なお、各総合サービス課が行っていた窓口業務及び出納業務につきましては、住民生活課が担当することとしており、住民へのサービスの低下はまねかないようにするものであります。

附則、平成20年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 20ページの真ん中辺りに、総務課のことで「（12）多目的バス運行事業に関すること」とあって、何行か下に企画調整課の「（4）バス運行事業等地域交通政策に関すること」、だぶっているようなだぶらないような、この辺詳しく説明してほしいということと、総務課のところの「（13）下名久井簡易郵便局に関すること」というのは、ちょっといままでの経緯がわからないもんですから、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 総務課中段の辺りに、12号、「多目的バス運行事業に関すること」、それから企画の方に、4号がありますが、「バス運行事業等地域交通政策に関すること」ということで、このことについて説明申し上げます。

まず、総務課の方はこれまで名川総合サービス課が担当しておりました名川里バスに関することであります。主にそのことであります。

それから、企画課の方は交通政策、いわゆる交通全般に関わる部分でありますので、総務課の方は部分的なことということをお願いいたします。

それから、下名久井簡易郵便局につきましては、名川総合サービス課長の方が詳しく存じていると思いますので説明をお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） それでは、お答え申し上げます。

現在、下名久井簡易郵便局につきましては、名川総合サービス課長で1カ月に2回ほど行って、会計検査をしております。上名久井郵便局から委託を受けまして名川総合サービス課長の方で、先ほど言いましたように、月2回ほど行って管理しております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） 業務を上名久井の郵便局から委託されているということですか。この施設は誰が所有して、運営の責任は役場にあるのですか、郵便局の方にあるのですか。

○議長（小笠原義弘君） 名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） 管理運営につきましては、下名久井の財産区の17字財産区で管理運営しておりまして、責任は町にございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかにはございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第27号、南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

保健福祉課の仕事内容に、「（９）後期高齢者医療制度に関すること」が入っております。後期高齢者医療制度そのものの導入に反対しているため、この条例には反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第28、議案第28号、南部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第28号について説明をいたします。

先ほど議決をいただきました議案第23号、南部町自己啓発等休業に関する条例における休業職員は、定数に含めないとするなどなどの改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。第2条の改正であります。職員の定数の中に、法、これは公務員法であります。これに規定する自己啓発等休業している職員を含めないものとするものです。

第3条については、職員の減少が進んでいることから、町長の事務部局の定数「335人」を「310人」に改めるものです。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第29、議案第29号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第29号について説明をいたします。

次のページをお開き願います。第14条の改正であります。表の下の欄の条例の第8条第2項とあるのは勤務時間条例のことであり、中の欄は同条に規定している「公務のため臨時または緊急の必要のある場合には」、職員に正規の勤務時間以外に勤務を命ずることができるので、同じように、右の欄の「公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定めている場合に限り」、育児短時間勤務職員に対しても正規の勤務時間以外に勤務を命ずることができるものです。これは規則で定めることとなりますが、大規模災害が発生した時のことを想定しております。その他、字句の表現を改めるものであります。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

.....

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第30、議案第30号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第30号について説明をいたします。

次のページをお開き願います。別表第1の改正であります。これは行政職給料表のことであり、4級及び5級の一部を改正するものです。

30ページをお開き願います。表の右側の欄であります。5級についてです。下から5行目、「40万4,200円」という金額があります。ここから次の31ページをお開き願います。右の欄上から12行目の「41万1,700円」までを削るものであります。さらに、このページ左の欄、これは4級のことですが、上から4行目、「39万1,900円」から最後の「40万5,200円」までを削るものであります。

34ページをお願いします。この結果、改正後は左の欄、4級の最後の号給が「39万1,200円」、右の欄が5級ですが「40万3,700円」になるものであります。

附則であります。第1項、施行期日ですが、この条例は平成20年4月1日から施行する。第2項では号給の切りかえ、第3項では給料の切りかえに伴う経過措置を規定してございます。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。松本陽一君。

○5番（松本陽一君） 今まであった4級、5級が、それぞれ、4級が20号、それから5級が16号ですか、減るわけですが、その間にいま該当している給料の方々は4級なり5級へ昇格するのか。あるいはまた、ここでは経過措置として給料の不足分はプラスして支給するというようなことですが、それは給料という名前になるんですか、そのプラス分は。それをちょっと伺います。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） まず、給料の変更のことではありますが、35ページをお開き願います。号級の切りかえでありますけども、4級は94号から113号まで、5級は86号から101号までカットします。そういたしますと、いままでこの中にあった職員は93号に該当させる、5級につきましてはその手前の85号に該当させるということであります。

次に、その中にいた職員はどうなるかということではありますが、号級上は下の方の号級に下がる形になります。ただ、先ほど切りかえに伴う経過措置ということで、現在支給を受けている金額と差額が生ずるわけではありますが、その差額は支給いたしますので、現在もらっている金額につきましては維持できるということであります。

もう一つは、この変更がかかった時に、しからばその職員がそこにいた時はどうなるのかということではありますが、基本的にはその級に足踏み状態になります。ただ、5級から6級、いわゆる参事級に昇格する場合がありますけれども、それに該当する場合には、上の級にいく場合に救われるということではありますが、コストの関係ですべてが救われるというものではありませんので、そのように受け止めてほしいと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第31、議案第31号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第31号について説明をいたします。

次のページをお開き願います。第1条の改正であります。医師に支給する診療手当及び地域手当について、老人保健施設を加えるものであります。

第2条の改正は、行旅死亡人取扱従事手当、特殊自動車運転作業手当、滞納整理従事手当、保育園職員、幼稚園職員、児童館職員の特殊勤務手当、これは保育業務に係る部分であります、この六つの項目を削るものであります。

また、廃止する各手当の説明に関する条項についても、それぞれ削るものであります。

附則、第1項、施行期日ですが、この条例は平成20年4月1日から施行する。第2項は経過措置、第3項は内払について規定するものであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第31号は原案どおり可決されました。
ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時57分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時12分）
.....

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第32、議案第32号、南部町特別会計条例の一部を改正する条例の
制定について議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 38ページでございます。議案第32号、南部町特別会計条例の
一部を改正する条例の制定についてでございます。平成20年度から新たに南部町後期高齢者医療
特別会計を加えるために、条例を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。南部町特別会計条例の1条に12号として、「南部町後期高齢
者医療特別会計、後期高齢者医療保険事業」を加えるものでございます。この条例は、平成20年
4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第32号、南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

新年度から新たに南部町後期高齢者医療特別会計を加えるため条例を改定するものでありますが、後期高齢者医療制度の撤回、中止を求めています。制度の導入そのものに反対している立場から、条例改定には反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第33、議案第33号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第33号についてご説明いたします。

消防団員の減少が続く中、災害支援団員を配置することにより不足する消防力を補完し、消防力の強化を図るものです。

次のページをお開き願います。第3条、団員の資格についてであります。同条第3号に「特定の消防活動に限定して従事する団員、災害支援団員にあっては70歳」を加える。

次、別表第1は団員の年額報酬であります。「その他の団員」のところに「災害支援団員にあっては10,000円」を加えるものであります。

なお、災害支援団員として元消防職員、元消防団員を考えております。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） この条例に関して直接内容がどうのこうのということではないんですけども、特定の消防活動にというような枠を設けてですね、団員の拡大を図るとというのが趣旨と解釈しますが、そういう流れの中でものを考えるのであればですね、個人ではなかなか新しい団員の拡大というのは難しいのかもしれませんが、最近の流れの傾向として感ずるのは、その地域の企業自体が分団の所属となって従業員を消防活動に参加させるという、そういう動きがいろいろ全国では始まっているように私は思っています。

そういう意味でですね、防災計画ですとかそいった中にですね、そういう取り組みを織り込んでもいい時期なんじゃないのかなという気がしているんですが、ご所見をいただきたいと思えます。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） まず、いまの災害支援団員ということですが、基本的には新しい団員を探していく。ですから、これをもとに新しい団員、若い団員をとということで、考えて

いないということではなくて、あくまでもそちらの方に力を入れていくというのが前提であります。ただ、現状は分団によっては定数から少し離れすぎているところもございますので、やむなくこの方法を取るということでもあります。

それから、先ほどご意見をいただきました企業の職員を消防団の中にとということでもありますけれども、この件につきましても、今後そういうのが可能かどうかということを含めながら私たちも勉強して、もしそういうことが必要だとなりますと、今お話がありました防災計画の中に進めていくよう考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 多分、そういうふうな企業としてのコミュニティ活動を担うような、そういったことを求められる時期が、近い将来来るんじゃないのかなと思ひまして私は質問したんですが、そのことに関して翻って考えますと、先ほど条例を審査しました職員に関して自己啓発に関することですか育児休業に関する条例整備云々という、そういう条例整備というのはですね、民間の企業に行政が先立って手本を示しましょうという意図があるように解釈しているわけなんですけど、先ほど申しました条例改正と企業が防災活動に参加するという二つの観点をあわせて考えますと、役場の中で一つの分団を構成してもよろしいのではないのかなという考えがあります。少々荒唐無稽な意見なのかもしれませんが、公僕としての町の職員であるという位置づけがあるのであれば、やはりそういった方向性も一つ検討していく必要性はあるのではないのかなという考えのものと発言であります。法律に照らし合わせれば強制はできないんだと思うんですけども、一つの可能性としてですね、どう考えるのかご所見を伺いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） いまお話をいただいた件につきましても、役場の職員が団員になるというのは町長が常々勧めていることであります。また、職員の採用とか臨時職員の採用の際でありますけれども、消防団員をどのように考えているのか、消防をどのように考えているのかというのを質問事項の中に入れて、もし職員になった時は積極的に団員になるようにというのを促してございます。

人様にお願いするということでもありますけども、自らがそういうのに参加していくということもこちらの方で考えておりますので、職員が団員に積極的になっていくということもこれからも続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 坂本正紀君。

○15番（坂本正紀君） 災害支援団員ということですけども、これは消防団員と同じような活動内容になるわけですか。それとも、地震とか水害とかそういう時に限ってになるのかそれ一つと、消防団には各分団があるわけですけども、災害支援団員にあたっては一分団で何名ぐらいとか考えているのかお伺いします。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） まず一つは、災害を何を想定しているのかというご質問であると思いますが、火災、水害、地震、そういう災害が起きたときということで考えてございます。

ですから、普段の日常の活動、訓練とか、それから、いま分団で1日、15日に団員が集まっておりますけども、そういう普段の活動は考えてございません。あくまでも、災害が起きたときに協力していただくという団員として考えております。

それから、団員の数でありますけども、あくまでも定数を超えない、総人数で741名の定員でありますけどもそれを超えないこと。それから、分団につきましてもそれぞれの各分団何人何人という規定がございますけども、それを超えない数字ということで考えております。

当面は、現段階では3人以内ということで考えておりますが、今後につきましては、その状況によっては変わっていくかもしれませんけども、入口ではそういう考えでおります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第34、議案第34号、南部町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(立花和則君) それでは、議案第34号、南部町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

次のページをお願いいたします。第2条第1項中「第23条」を「第18条」に改める。これは学校教育法第23条が学校教育法等の一部を改正する法律の改正により第18条に改められたため、当町の条例の一部を改正するものであります。

この条文の内容でございますが、学齢児童が病弱あるいは発育不全等の事由により就学困難と認められる者を、就学義務の猶予または免除するという規定になってございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第35、議案第35号、南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第35号、南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

次のページをお願いいたします。南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第2条の関係は、重度心身障害者医療費において65歳以上の対象者については、後期高齢者医療費制度に加入することが対象者としての要件であることを追加することと、それから条文中の生活保護法に関する記述をただし書きに改めるものでございます。

次に、第3条の関係ですが、これは支給の制限ですが、世帯全員が国民健康保険被保険者の場合、合算した所得額の制限額を「670万円」から「600万円」に改めるものでございます。

次に、第5条の関係ですが、第5条は助成の額でございます。「老人保健法」という字句をすべて「高齢者の医療の確保に関する法律」に改めるものでございます。また、「医療費」を「療

養費」に、そして「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行する。

経過措置でございますが、「この条例による改正後の南部町重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による」というものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず第1点目でございますが、65歳以上の対象者で後期高齢者医療制度に、なんかこの後期高齢者医療制度の中の説明に、この制度に心身障害者の方が入るか入らないかは選択できるとかという内容の条文があったと思いますが、万が一選択しなければ障害に見合ったサービスが受けられなくなるのかどうか。入った場合はどのような負担になるのかをまず第一点の質問です。

二点目は、先ほどの説明にありましたが、基準所得額を合算した額を「670万円」から「600万円」に引き下げた理由は何でしょうか。ご質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず第1点目でございますが、この高齢者の医療の確保に関する法律ということで、まず後期高齢者でございますが、これに加入しないという選択をした場合はですね、重度心身障害者の方でそのまま医療を受けられると。加入した場合は保険料を徴収される、されるとは変ですが徴収の対象になるということでございます。あくまでも、65歳以上の方については、この高齢者の制度の中での医療を受けるという場合は、必ずこの制度に加入をしていただくということになってございます。

また、「670万円」から「600万円」に改められたその理由ということですが、確たる下げられたという理由はちょっと私ども把握してございません。申し訳ないですが。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第35号、南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず初めに、支給の制限の内容についてであります。基準所得額を合算した額を「670万円」から「600万円」に引き下げ、支給する世帯を狭めることになり同意できません。

また、老人保健法の改定により後期高齢者医療制度が開始されることに伴い条例を制定するわけですが、後期高齢者医療制度に反対する立場から条例の改定には反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

.....

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第36、議案第36号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 議案第36号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。これは国民健康保険法が改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。第4条第1項、1号中とございますが、現在0歳から3歳までは保険料の負担が2割でございますが、これを6歳まで拡大すると、小学校に入るまで2割にしますよという改正でございます。

次に、3行目にございます同項第3号中「10分の1」を「10分の2」とございますのは、これは70歳から75歳の自己負担割合は、今の1割から2割になるということでございます。ただし、20年度に関しては、これは凍結されるものでございます。

次に、（4）国民健康保険法第42条第1項第4号にございます「10分の3」につきましては、現役並み所得の方は3割負担でございますというものでございます。

次に、第5条の関係でございますが、これは出産一時金でございます。次の6条と関連がありますので、次の6条は葬祭費でございます。ともに2項にございますように、前項に規定に関わらず葬祭費の支給は、他の保険で支給を受けられるものは国民健康保険の方からは出しませんよというものでございます。

次に、第7条第1項中とございますが、これは今ございます保健予防の項目が8項目ほどございますが、これが特定健康診査等の項目と重複するものが四つございます。それは、生活習慣病予防、健康づくり運動、栄養改善、母子保健、この4項目を削るものでございます。

この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず初めに、第7条第1項中の内容についてであります。「特定健康診査等行うものとする」とありますが、この診査に係る予算は国保会計から出るのでしょうか。その理由と国保加入者以外の住民健診に係る予算はどこから使われることになるのでしょうか。

二点目、国保会計から後期高齢者医療会計へ繰り入れられるとかお話があったようですが、こ

れはどういうことを意味しているのでしょうか。特にこの中で問題にしているのは、特定健康診査、いわゆるメタボリックシンドローム、そういう病名を持たれた方が国保加入者にたくさん出れば出るほど、保険料が際限なく引き上げられていくものなのかどうか。その歯止めをかけるにはどうするのか。国からの国民の健康を守るための予算を引き入れられないのか、この見通しはどうなっているのかお聞きします。

○議長（小笠原義弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 後期高齢者の方にお金が流れるとのお話してございますが、国民健康保険の特別会計の中から後期高齢者への支援分ということでお金が流れるものでございます。

特定健診等につきましては、確かに健康診査をいたしまして、病気が見つかって、それは医療費がかかります。ただし、これを早いうちに食い止める、指導によって抑えると、早い段階で医療費がかからないようにするというものが目的でございまして、ただ単に医療費が上がるんじゃないのかということは当初は考えられますけども、その後、だんだんに医療費が少なくなるという趣旨で始めるものでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） 特定健診についてでございますが、今回のですね高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴いまして、医療保険者の義務として制定されております。よって、町としても国民健康保険事業として展開するものでございますけども。

そして、予算の方の関係でございますが、昨年度一般会計で持っておりました健康対策といたしましては、老人保健法の適用ということで8,050万ほど計上しておりました。そして、平成20年度におきましては、健康対策費といたしまして3,985万ほど計上してございます。この差額分について2,000万ほどでございますけども、国保特別会計の方で特定健診、そして特定保健指導ということで計上してございます。

内容といたしましては、そんなに変わらないんですが、ここにもあります、先ほど住民生活課長の方から説明がありました生活習慣病、母子保健等の予防事業を展開するという事項がスライ

ドしてきて、こちらの方で展開するものでございますけども。

そして、がん検診等ございます。その分は、今申しました3,985万の方に、健診センターの方には2,090万、名川病院さんの方には1,713万ほど予定して計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 特定健診の分に関しまして、関連質問したいと思います。

先ほどの答弁の中でですね、初期のうちに原因をつきとめて重篤な事態を未然に防ぐ云々という内容だったのですが、それでは実際にどのような基準で当町においては、特定健診という行為が推進されるのか伺いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） 平成20年度で予定している特定健診の内容でございますが、皆さんご存知のように、腹囲ということで、内臓脂肪に着目する健診ということでございますけども、男性で85センチ、女性で90センチという腹囲を加えまして、あと内容的には血液検査等を行って、身長体重、BMIといいますかその指数を持って判定していくこととなりますが、血液の中には血糖値、脂質、脂肪分でございますけども血压と、そういう項目を加えまして。

そして、従来住民健診で行ってきた健診とそんなに違いがなくて、コレステロールの種類があるんですけども、その種類が一つぐらい減るような感覚で実施するという予定になっております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 今までの健康診断の基準では、腹囲というお腹の回りということはなかったわけなんですね。それ以外は、今までの健康診断の内容とさして変わらない内容ということなんです。しからばですね、そういったお腹の回りの85センチだ、90センチだというそういったサイズを管理することによってですね、どれほどの初期の成人病の可能性として把握ができて、例えば、ひいては、それから重篤な事態に陥る現象をどれほどに食い止められる、阻止できるの

かというそういった試算のようなものは多分ありませんよね。ありませんよね。その上で言ってもしょうがないかなと思うんですけれども、前にも申したと思うんですが、こういったことが開始されることによってですね、別な想定外な現象が起きてくるんじゃないのかなというもろもろのことなんです。ひいては、ただただ医療費の高騰ですとかそういったことで、今までなされてきたシルバープランですとかゴールドプランですか、そういったたぐいの政策とですね、どういう差別化としての特定健診というのはなされるのか、はなはだ疑問に思うんです。これまでとどう違った立場で取り組むのでしょうか。お答えいただきたい。

○議長（小笠原義弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） 先ほど申しました高齢者医療確保法、老人保健法が無くなってそちらの方の適用ということでございますが、従来の住民健診におきましては、社会保険等が最優先されております。よって、被扶養者等町の方で実施してきたわけでございますけれども、国民健康保険加入者含めて一般の町民を対象にしてきたんですけれども、受診率、実施率といった時、大変不安定な分母になってございます。今の法律の適用では、医療保険者ごとに徹底すると。例えば、受診率でいきますと、5年後には65%の受診率をやりなさいと。そして、メタボリックシンドロームに該当した方には45%の実施率を求められています。そして、その予備群、その指定された方が5年後には、どこと比較していくのか分かりませんが、10%の減少を目指していくと。そういう目標を掲げられて、後期高齢者保険の方に係る支援金、その額の増減に対してペナルティを加えられております。

よって、今までの住民健診とは比較にならないほど、予防という重点では力が入るものと思っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 分かりました。多分、そういう特定健診を受けますと私ですとか隣の工藤久夫議員は、要対象、干涉のもとに指導される立場になるんだと思うんですが、健康診断徹底の意味ということでですね、常に状況を考慮に入れながら柔軟な対応をしていただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第36号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

6歳までの子どもの病院窓口負担が2割となり、年齢が3歳から6歳まで引き伸ばされたことは、子育て支援の手だてとして喜ばしいことであります。その一方で、70歳から75歳までの病院窓口負担は1割から2割へ引き上げ、収入が現役並みの世帯は3割へ負担が増えたことは、納得できません。

また、高齢者の医療の確保に関する法律の規定が加えられることについて反対している立場から、一部認められる項目、条文はありますが、条例改定には反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分）

○議長（小笠原義弘君） それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

.....

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第37、議案第37号、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） 議案第37号、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

48ページをお開きください。この条例の一部改正は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に題名が改正されるため、次のページのとおり、49ページです、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例第9条第1号中の「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改めるものです。

附則として、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第37号、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

老人保健法の改定により、後期高齢者医療制度が開始されることに伴い条例を改定するわけで

ありますが、後期高齢者医療制度に反対する立場から条例の改定には反対するものであります。
反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第38、議案第38号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第38号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。この改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年4月1日から施行され、これに伴い平成18年度、19年度の保険料を減額し、平成20年度にはもとの保険料に戻すという激変緩和措置が講じられました。今回、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴い、激変緩和措置として平成20年度においても保険料を減額できるよう関連する字句を改め、条項を追加するものでございます。

内容は、税制改正前は1段階、2段階、3段階保険料だった方が、改正後4段階、5段階に該当する場合、そのような方々の保険料の激変を緩和するため平成20年度の保険料を減額するとい

う措置でございます。

51ページの表でございますが、この表は4号保険料に該当する方でございます。該当条件の欄が2つに区分されていますが、上の欄は税制改正前に1号、2号保険料だった方、下の欄は3号保険料だった方となっております。4号保険料は55,524円ですが、これを上の欄に該当する方は平成20年度の特例額として「46,084円」に、下の欄に該当する方は「50,526円」とするものでございます。保険料はちなみに平成19年度と同額でございます。

52ページの5号被保険者についても、同じくそれぞれ減額の措置を講ずるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行する。2の経過措置として、「改正後の南部町介護保険条例の一部を改正する条例附則第5項の規定は、平成20年度分の保険料について適用し、平成19年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による」ということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第39、議案第39号、南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 53ページをお願いいたします。議案第39号、南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例改正は、既に供用開始している上名久井地区に新たに処理区域を追加し、19年度完成する福田地区については、平成20年4月1日から供用開始するために処理施設の名称、位置及び処理区域を改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。別表中、上名久井地区に新たに大字平字三部長根ほか20字を追加し、福田地区には大字福田字間ノ原ほか40字を加えた表に改めるものでございます。なお、順番については五十音順に並べております。

この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第40、議案第40号、南部町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） それでは、議案第40号、南部町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由です。建築基準法第39条の規定により定めた災害危険区域の基準高の見直し等による変更を行い、あわせて福地地区及び南部地区の災害危険区域を追加するものである。

この条例の一部改正は、名川地区の馬淵川沿いの低い土地を災害危険区域にしてあるものに、新たに大字苦米地の一部と大字相内の一部の低い土地の区域を追加する改正であります。

次のページをお願いいたします。災害危険区域の指定、第2条です。「法第39条第1項の規定による災害危険区域は、馬淵川に接続する区域で、町長が別に指定する区域とする」、2項、「町長は、前項の規定により災害危険区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示する」、附則、この条例は公布の日から施行する。

前回と変わりましたのは、ここに「別表を削る」とありますけども、別表で定めてありましたけども、今回からは告示で変えるということで、告示によりその区域を定めるということでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

.....

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第41、議案第41号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 57ページでございます。議案第41号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明をいたします。

提案理由であります。青森県新産業都市建設事業団の平成20年度の設置団体負担金が増加することから、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部を変更することについて、構成団体と協議するため、地方自治法第300条第5項の規定の例による同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

58ページをお願いします。平成20年度に設置団体において負担する額の総額は、一番下の計の欄でございますけれども、757万2,000円。青森県がその2分の1を負担、残りの2分の1を3市5町で均等割と基準財政需要額による按分により負担するものであります。南部町の負担金は下から2行目ですけれども、18万9,000円。これは前年度比で2,000円減となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

◎議案第42号から43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。この際、日程第42、議案第42号と日程第43、議案第43号は関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号、八戸地域広域市町村圏事務組合理約の一部を変更する規約について及び議案第43号、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の一部放棄についてを議題といたします。
本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） それでは、議案第42号及び議案第43号についてご説明いたします。
まず最初に、59ページでございますけれども、議案第42号、八戸地域広域市町村圏事務組合理約の一部を変更する規約についてご説明をいたします。

提案理由であります。出資による権利の一部放棄に伴う八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金の額を減額するため、規約の一部を変更することについて、構成団体と協議する

ため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。これは老朽化した消防本部庁舎、これは46年で築35年でございますけれども、この移転新築。場所は、八戸市民病院南側の田向地区を予定してございますけれども、この事業費の財源として、構成市町村の出資金で積み立てた9億円の基金のうち、5億円を取り崩して充当するための規約変更を昨年の12月議会で構成市町村のご議決をいただきましたので、県知事より規約変更の許可がありました。出資金の額を減額するために規約の一部を変更するものでございます。

そこに、表がございますけれども、左側の表が、現状の基金9億円の構成市町村の出資金で、一番上が八戸市でございます。その次が三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ、そういう順の表になってございます。出資金の61%は八戸市が出資してございます。町村が39%で、この39%は基準財政需要額により按分して算出してございます。南部町の出資金でございますけれども、下から5行目でございますけれども、7,356万9,000円という出資金になってございます。それで、右側の表が減額した分の出資金、5億円を減額した分の出資金で、減額率は全市町村とも55.6%となつてございます。南部町の出資金額は、上から5段目でございますけれども、4,087万2,000円減額になりまして3,269万7,000円となるものでございます。

続きまして、次のページの議案第43号、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の一部放棄についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、先ほどご説明したように八戸地域広域市町村圏事務組合において八戸地域広域ふるさと市町村基金の一部を取り崩し、同組合消防本部建設事業費に充てるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、同基金に対する出資金に係る権利の一部を放棄するものでございます。

次のページをお開き願います。放棄する権利でございますけれども、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金のうち、これは南部町の出資金の減額分でございますけれども、4,087万2,000円に係る権利でございます。権利放棄の相手は八戸地域広域市町村圏事務組合、権利放棄の期日でございますけれども、平成20年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第42号及び議案第43号は原案どおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第44、議案第44号、平成19年度南部町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。
本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(堀内富士夫君) 63ページでございます。議案第44号、平成19年度南部町一般会計補正予算(第5号)について説明いたします。

第1条は歳入歳出予算の補正予算でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億3,001万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億7,936万円とするものでございます。

第2条でございしますが、繰越明許費を設定するものです。

第3条は、地方債の補正でございまして。

69ページをお開き願います。69ページでございます。第2章繰越明許費でございますけれども、款、項、事業名、金額でございまして、3款民生費、1項社会福祉費、地域福祉計画策定事業63万円、次に、10款教育費6項保健体育費、アイスアリーナ改修事業1,564万5,000円、11款災害復旧

費、1項農林水産業施設災害復旧費、事業名同じでございます、100万円でございます。計、1,727万5,000円を翌年度に繰り越して使用したいため、地方自治法第213条第1項の規定により設定するものでございます。

次は、70ページでございます。第3表、地方債補正でございます。限度額を変更するものでございまして、上から順番に読み上げますと、畑地帯総合整備事業2,830万円から250万円減額いたしまして、2,580万円とするものです。急傾斜地崩壊対策事業200万円から全額減額いたしまして、ゼロとするものでございます。

次は、町道整備事業、特定道路分でございますが、6,660万円から2,070万円を減額いたしまして、4,590万円とするものです。

次も町道整備事業でございますが、過疎道路分でございます。8,840万円から1,540万円を減額いたしまして、7,300万円とするものでございます。

次は、公営住宅整備事業7,230万円から3,030万円減額いたしまして、4,200万円とするものでございます。

最後でございますが、公共土木施設災害復旧事業300万円から30万円を減額いたしまして、270万円とするものでございます。

以上の限度額の変更でございますけれども、事業費の確定に伴い減額補正いたしまして、限度額を定めるものでございます。

次に、歳出から説明いたします。81ページに進んでいただきたいと思います。81ページでございます。3、歳出でございます。今回の歳出補正におきまして減額補正が大部分を占めてございます。その主な理由といたしましては、対象者、利用者の減によるもの、事業費確定による減額、入札等による契約減、決算見込みによる減額、負担金補助金の確定による減額が主なものでございます。増額部分と減額補正の部分の中で、主なものをご説明してまいりたいと思います。

83ページでございます。83ページの10目地域交通対策費4,576万に879万4,000円を追加し、補正後は5,456万2,000円とするものでございまして、主な内訳は19節の負担金補助及び交付金763万8,000円、内訳として補助金、生活交通路線維持のための補助金を増額補正してございます。

次は、87ページまで進んでいただきたいと思います。87ページでございます。3款民生費の中の3目でございます老人福祉総務費659万7,000円を増額補正してございます。内訳は、28節の繰出金、老人保健特別会計繰出金676万円でございます。その下の4目の老人福祉費でございます。減額が大きい額でございますが、5,121万7,000円の減額補正でございます。主なものは、右の方の内訳でございますが、13節の委託料849万円の減でございますが、説明欄中、高齢者等外

出支援サービス事業などなど利用者の確定、減によるというものでございまして、この分委託料を減額補正してございます。

次が、88ページでございますけども、88ページの5目老人福祉施設費848万8,000円の増額補正でございますが、主なものは、説明欄中、28節繰出金821万5,000円、介護老人保健施設特別会計への繰出金を増額補正してございます。

次が、6目の障害者福祉費でございまして、補正額が1,618万4,000円の減額補正でございます。主なものは、20節の扶助費でございまして、1,293万5,000円の減額補正でございまして、説明欄中、重度心身障害者医療費840万円の減などなど給付費の減額による減額補正でございます。あわせて特定財源も減額補正してございます。

次が、89ページでございますけども、2目のところで保育所費でございます1,717万6,000円の減額でございますが、決算見込みを立てましての不用額を調整してございます。

続いて91ページでございます。91ページのところで、4目の老人保健対策費792万8,000円の減額補正でございますが、13節の委託料、青森県総合健診センター、これは住民健診に係る分の792万8,000円を減額してございます。

次は、同じページの4款衛生費のところでございますが、1目の塵芥処理費319万3,000円。委託料の減額でございまして、これは契約残、入札残による不用額を減額してございます。

次の2目環境整備事務組合費でございます。1,302万2,000円の減額補正。これは一部事務組合の負担金が確定いたしましたので、減額しております。その下の3目の塵芥処理事務組合費も同じ考え方の減額でございます。

次に、92ページでございます。92ページが6款農林水産業費の1項の2目の農業総務費でございます。補正額が1,034万3,000円の減額補正でございまして、補助金のところでございますが、内水面漁業振興対策事業の補助金の減額でございます。事業費が確定したことによりまして、歳出と歳入の県補助金をいずれも連動して減額してございます。

次が、94ページでございます。12目の欄でございますが、農業集落排水事業費、補正額が1,183万円の減額でございます。これは農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額したものでございます。

次が、95ページの7款商工費でございますが、7款商工費1項3目の観光施設費でございます。補正額は54万6,000円でございますけども、内訳といたしましては、15節の工事請負費209万4,000円の減額。これはチェリリン村の龍神タワーの入札減に係るものでございます。28節の300万円の増額補正でございますが、農林漁業体験実習館特別会計繰出金を300万円増額補正してございま

す。

同じページで8款土木費の2項の1目の道路橋梁費でございます。1,483万3,000円の減額補正でございます。中身的には11節の需用費が315万7,000円。消耗品でございますが、凍結防止剤の購入費でございます。13節は1,900万円の減額補正。道路台帳統合業務の入札残に係るものでございます。14節の100万円につきましては、道路の整備のための機械の借上料でございます。

続いて、2目の道路橋梁新設改良費4,324万円の減額補正でございます。これは13節から15節、そして17節にわたって、入札の残などなどの不要額を減額補正してございます。それに伴いまして、特定財源国庫交付金あるいは地方債を連動して減額してございます。

次が、96ページでございます。96ページのところでの8款土木費の5項住宅費の中での2目住宅建設費1,460万円の減額補正でございます。次のページに入りますけれども、15節の工事請負費1,300万円の減でございます。内訳になりますが、公民館解体工事で1,400万円の減額でございます。これは南部地区の公民館の解体に係る入札残を減額補正してございます。

次が、9款の消防費でございますが、その中の1目の常備消防費1,139万3,000円。これは広域市町村圏事務組合への消防費の負担金が確定したことにより減額したものでございます。

次の2目の非常備消防費、補正額2,234万3,000円の減額でございます。内訳的には9節の旅費265万5,000円、費用弁償とありますが、消防団員の出勤回数が増えたための増額でございます。15節のところの工事請負費でございます。1,624万3,000円の減額補正。内訳の説明欄中書いてありますけれども、消防団拠点施設新築工事1,500万円の減と屯所解体工事。これは南部地区の消防団、いわゆる沖田面地区の消防団の屯所を19年度に補正して事業を行うことになりましたけれども、19年度にはちょっと事情がございまして事業を中止いたしました。この分につきましては、20年度当初予算に措置してございますので、事業は20年度に行うということとしております。特定財源の2,000万円のその他の欄中でございますが、これは原燃交付金をこの屯所の事業中止によって連動して減額したものでございます。

次は、98ページでございます。98ページが10款教育費の1項2目事務局費1,856万6,000円の減額補正でございますけれども、いろいろと不用額の調整でございますが、大きいものは21節の貸付金1,519万円の減額、奨学資金貸付金となってございまして、利用者、対象者あるいは当初予算からの不用額を調整し減額補正したものでございます。

次は、99ページに入りますけれども、小学校費でございます。1目の学校管理費1,089万2,000円の減額補正でございますけれども、主なものは13節950万6,000円、送迎タクシー業務などなど契約によって不用額が生じた分減額調整してございます。18節の備品購入費でございますけれども、287万

4,000円減額補正。説明の中で学校教育設備備品とございますけども、名川地区の小学校へのパソコン導入での入札での減額でございます、その分減額補正してございます。

次が、102ページまでお進み願います。102ページでございますけども、2目の保健体育施設費134万8,000円の増額でございますけども、中身的には15節のところでございますが工事請負費165万2,000円の増額となっております。説明欄の中では、暖房機取替工事とあります。これは名川地区にあります海洋センター1,050万円。これは、助成金が19年度中採択になりませんでしたので、19年度の事業は行わないということで減額でございます。一番最後のところでございます電光掲示板改修工事1,257万2,000円。これは、福地アイスアリーナの電光掲示板を改修するものでございまして、19年度中に一部補正で行ってまいりましたが、第64回国民体育大会冬季大会アイスホッケーの会場になるということでございますので、電光掲示板をちょっとグレードを高くしまして、大会用に、よりよい掲示板にするために今回補正して繰越明許費の中で説明して、20年度まで繰り越してこの事業を完了するというものでございます。

歳出の最後ですけども、103ページでございますが12款公債費1項の1目の元金でございます。9,277万5,000円を減額してございます。元金分でございます。この元金分の減額でございますが、補正で繰上償還を行うということで補正してきたわけですけども、政府資金、いわゆる公的資金の中で保証金なしの繰上償還を予定しておりましたが19年度中、それは7%以上のものが19年度に該当になりましたので、その分の差額を減額してございます。連動しますけども、このことについては、20年度の当初予算に計上し繰上償還を行いたいとこのように考えてございます。利子でございますけども2目、これは借入れの確定あるいは利率の確定によりまして不用額を減額してございます。以上が歳出の補正でございます。

続いて、歳入について説明いたします。74ページまでお戻り願います。74ページでございます。歳入でございますけども、歳入の補正につきましても歳出の事業費の確定によって減額補正などがありまして、その特定財源にある国県支出金、諸収入あるいは町債を連動して減額補正してございます。主な補正のみを説明してまいりたいと思います。

まず1款の町税でございます。個人それから法人合わせまして2,020万円を増額補正して、町民税合計5億4,813万円としてございます。

次の2項の固定資産税でございますが、400万円減額して7億7,718万7,000円としてございます。

次の4項のたばこ税につきましては、930万円減額しまして1億973万3,000円としてございます。

75ページでございます。9款の地方交付税でございますして、1億1,968万8,000円の増額補正でございます。これは説明にございます普通交付税の補正ということで、普通交付税の確定額から今まで何回か補正してまいりましたけれども、その留保額がありまして、その分全額補正にしております。ちなみに、19年度中の普通交付税の決定額が44億227万6,000円。百万単位で申し上げますと、19年度の普通交付税が44億200万円という決定額でございました。

次に、76ページでございますけれども、大きな額だけ申し上げてまいりますが、13款国庫支出金でございます。2項の中での4目教育費国庫補助金1,034万円の減額補正でございますが、説明のところにありとおり放課後こどもプラン事業補助金908万7,000円を減額してございます。

次が、77ページでございますが、77ページの14款県支出金の2項県補助金の中での1目総務費県補助金2,604万7,000円減額してございます。説明の中での市町村合併支援特別交付金2,533万8,000円減額してございます。この県の合併支援交付金でございますけれども、交付総額が5億円というふうになってございます。毎年度いろいろな事業に充当しておりますけれども、このように事業費が確定になりますと不用額が出てまいります。けれども、これは繰り越して交付を受けることになりますので、次年度以降いろいろと事業に充当して総額5億円を県からいただけるということでございます。

続いて4目の農林水産業県補助金1,701万9,000円の減額補正でございますが、78ページのところで大きいものは、内水面漁業振興対策事業費補助金1,025万9,000円。これは事業の確定によりまして、県の補助金、歳入歳出とも減額しております。

次に、5目の教育費県補助金927万1,000円の減額でございますが、放課後子どもプラン事業補助金908万7,000円。国、県とも同額減額してございます。

次に、79ページでございますが、15款財産収入、2項財産売却収入の中で補正額3,396万4,000円を減額補正して、補正後が1,475万8,000円となっております。これは不動産の売り払いの予算でございますして、当初予算におきましては7物件、いわゆる補正前の額4,872万2,000円を売れるものとして計上いたしました。が、年度中売れた物件がトータルで6物件でございまして、1,475万8,000円を売却いたしました。その差額を減額補正したものでございます。

次に、17款の繰入金でございますが、2項の基金繰入金でございます。1目の財政調整基金繰入金、補正前が2億6,777万1,000円でございます。今回9,531万4,000円を減額いたしまして、財政調整基金からの繰入金を1億7,245万7,000円とするものでございます。このことによりまして、19年度末の財政調整基金の残高でございまして、百万単位で申し上げますと財調基金と申し上げますけれども4億8,300万円となります。

次に、2目の減債基金繰入金でございます。2億6,487万5,000円減額しまして補正後がゼロとなっております。全額繰入停止するものでございます。このことによりまして、減債基金の今年度末の残高でございますが、百万単位で申し上げますと8億9,900万円となるものでございます。

次に、19款諸収入でございますが、雑入の欄でございますけども、3,018万7,000円の減額であります。説明の中で4つ目でございますが、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業2,070万円の減額でございます。歳出でも先ほど申し上げましたが、南部地区の沖田面消防団の屯所の事業、今年度事業先送りということで、来年度行うということでこの特定財源を減額したものでございます。一番最後のところのB&G財団助成金でございますが630万円の減。これも先ほど歳出でも申し上げました海洋センターの暖房機修理、今年度事業が採択にならなかったということで歳入歳出とも減額してございます。

最後になります、80ページでございますが、20款町債でございます。地方債の補正のところでも申し上げましたが7,120万円減額し、今年度の町債発行額が9億3,410万円とするものでございます。事業費の確定によって町債も減額するというものでございます。

以上で一般会計の補正予算（第5号）についての説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君

○12番（立花寛子君） ページ数でお伺いいたします。まず、79ページの歳入のところに係る13款2項1目7節高齢者医療制度円滑導入事業費補助金150万1,000円……。失礼いたしました76ページ、もとい、13款2項1目7節高齢者医療制度円滑導入事業費補助金150万1,000円についてですが、これはどういう使われ方をするものなののでしょうか。ご質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 76ページの13款2項1目の説明でございますが、後期高齢者制度円滑導入事業費補助金でございます。後期高齢者医療それから国保の方の関係でございます。先ほど説明いたしました70歳から74歳までの方の特別措置でございます。凍結とかそれから半額とか、そういうもろもろのことをですね、する基金の導入です。要するに、ソフト事業、これを

そういうものがあるために急遽導入してくださいよということで、補助金をいただいたものでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今は基金の導入ということの説明でしたが、私はこういう金額は住民の皆さんの説明会とか、そういう制度内容の住民説明会などに使えるのかなと思いましたがまったく違うものでした。

ところで、この制度導入にあたってはパンフレットなども配布になったんですが、なかなか内容がわからないということがあちこちから聞かれております。住民の皆さんを集めて説明会を開くなどのお考えはないのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 後期高齢者医療制度につきまして、町民の方に説明するということで、まさに今日からですね、夕方6時から3地区2カ所ずつですね、計6カ所で、延べ6カ所で説明会を行うこととなっております。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 財政課長さんにお伺いします。すべての公債費の元金に対して利子はトータルして何%になっているんですか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 元金に対する利子ということで、今現行ですね、いろんな事業で利率が設定されていますけども、現行利率といたしましてはだいたい1.6から2.1%で今借り入れることができます。銀行資金あるいは政府資金などなど、それから借り入れの期間、20年とか30年、それらの条件によって若干変更がございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。川井健雄君。

○7番（川井健雄君） 89ページお願いします。3款1項2目の7節賃金の減額の理由と4目の学童保育費の国からの補助金がなくなって一般財源からの繰り出しになってますが、なぜ国からの補助金がなくなったのかをお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず最初に7款の賃金の1,192万円の減額ですが、これは臨時職員のあれですけども、入所児童が少なかったために保育士を採用しなくてもよかったということと、それから子育て支援の方にも予定をしてございましたが、子育て支援の方に町の正職員が従事したために臨時職員の賃金がいらなかったということでございます。

それから、学童保育の財源の補正でございますが、ここはですね、福祉課でやっています学童保育とそれから社会教育課の方の放課後特別児童の保育事業の関係でですね、教育委員会の方の事業が実施されなかったために、学童保育の部分だけで行ったために補助金がなかったということでございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第44号、2007年度南部町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、7節後期高齢者医療制度円滑導入事業費補助金150万1,000円について、制度導入円滑に行うため予算の計上ではありますが、後期高齢者医療制度導入に反対している立場からこの項目には賛成できません。議案第44号には

反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第45、議案第45号、平成19年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 議案第45号、平成19年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,137万2,000円とするものであります。

112ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。1款1項給食費、1目給食管理費の3節職員手当と4節共済費、11節需用費、12節役務費、13節委託料、14節使用料及び賃借料、19節負担金補助及び交付金につきましては、19年度支出の見込みによりそれぞれ73万7,000円を減額し、賃金につきましては正職員の病気休暇により6万2,000円を増額として、全体では67万5,000円を減額するものであります。2目給食費、11節需用費、給食日数の確定により132万8,000円を減額するものであります。

前のページ、111ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。1款分担金及び

負担金、1項負担金、1日1節給食負担金は、給食数の確定により個人負担金133万円を減額し、2款繰入金、1日1節一般会計繰入金につきましては、歳出の減額により67万3,000円を減額調整するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 些細なことです。包丁研磨料とあるんですが、人に頼んで研がかなければならないような包丁なんですか、どれぐらいの予算を取っているんですか。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

包丁研磨というのは、包丁は個人で研ぐこともできるかもしれませんが、給食の中では調理員は委託をしておりますし、包丁もかなりの使用量と聞いておりますので、すべて業者をお願いしているものと聞いております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 包丁なんていうものはですね、肉切る人もいれば魚切る人もいるし、野菜切る人もいないじゃないですか。一様に切れなくなるというたぐいのものじゃないですよ。消耗が激しい人もいれば、なかなか切れがとまらない人もいると思うんですが。これは、衛生管理上支障があってというそういうあれがあるんでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

衛生管理上というのではなくて、調理するには包丁が切れた方が、仕事が素早くスムーズにい

くと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 衛生管理上と言いましたのであれなんですが、衛生管理上からいけばですね、包丁の管理は非常に重要なポジションを占めているわけですね。そういったことなのかなという素朴な好奇心でした。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

（午後1時58分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時12分）

.....
◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第46、議案第46号、平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議案第46号、平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は歳入科目の変更によるもので、歳入歳出の予算総額の増減はございません。

119ページをお開きください。1款1項1目の農林漁業体験実習館使用料から100万の減額補正、次に、2款1項1目の財産売却収入から200万の減額補正をしまして、3款1項1目一般会計繰入金で300万の増額補正を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第47、議案第47号、平成19年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 121ページでございます。議案第47号、平成19年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますけれども、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ646万5,000円とするものでございます。

今回の補正予算についてであります。ボートピア南部の売り上げが当初の見込みより落ち込んでおりますので、環境整備協力費の減額と平成18年度からの繰越金の確定により、歳入のそれぞれの科目の予算額を調整し、歳出の不用額を減額補正するものでございます。

126ページをお開き願います。歳入からご説明をいたします。第1款第1項ボートピア交付金、1目環境整備協力費でございますけれども、当初予算では14億円の売り上げを見込みまして、その0.5%で700万円を予算計上しておりましたけれども、12月末の実績から売り上げが12億7,500万程度になるものと見込まれますので、62万7,000円を減額するものでございます。

2款の繰越金につきましては、前年度繰越金が確定しましたので、9万1,000円を追加補正するものでございます。

次のページをお開き願います。歳出でございますけれども、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の19節負担金補助及び交付金につきましては、町づくり助成金の実績に基づきまして、不用額のうち歳入減の分の53万6,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第48、議案第48号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(小野寺直和君) 128ページでございます。議案第48号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

第1条でございますが、既定の総額にそれぞれ206万円を追加し、歳入歳出それぞれを29億6,744万円とするものでございます。

歳出から説明をいたします。135ページでございます。主なものから説明をしていきたいと思いますが、第2款保険給付費、1項1目の一般被保険者療養給付費1,119万2,000円。これは、3月から11月までの決算見込みの不足額を追加するものでございます。2目の退職者被保険者療養給付費でございますが、445万円でございます。

次のページをお願いいたします。3目及び4目は財源の補正でございまして、合わせて1,564万2,000円を増額するものでございます。

次に、2款2項1目一般被保険者高額療養費でございまして、861万9,000円。これは、1月までの状況により、不足額を計上するものでございます。2目は財源補正でございまして、861万9,000円を補正するものでございます。

次に、2款5項葬祭諸費でございまして、葬祭費として130万円を追加するものでございます。

次に、３款老人保健拠出金、１項１目の老人保健医療費拠出金でございますが、4,086万円を減額するものでございます。

次に、137ページですが、９款諸支出金でございます。１項３目の償還金でございますが、18年度実績の確定により超過交付分を返還するものとして、1,595万5,000円を計上してございます。

次に、歳入でございますが、133ページをお開き願います。３款２項１目の財政調整交付金でございますが、交付見込みの見直しで3,081万8,000円を補正するものでございます。

次に、４款療養給付費交付金、１項１目の療養給付費交付金でございますが、これも３月から12月までの状況を見、1,766万4,000円を追加補正するものでございます。

次に、６款共同事業交付金、１項１目の高額医療費共同事業交付金。これは、事業確定によりまして2,014万1,000円を計上してございます。

次に、134ページでございますが、８款繰入金、１項１目の財政調整基金繰入金でございますが、18年度決算の確定により6,734万2,000円を減額するものでございます。

以上簡単ですが説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第49、議案第49号、平成19年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 139ページでございます。議案第49号、平成19年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

1条、既定の歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ1億3,363万7,000円を減額し、総額を23億5,731万7,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。146ページでございます。1款医療費、1項1目の医療給付費でございますが、1億2,504万円を減額するものでございます。次に、2目医療費支給費634万円減、3目の審査支払手数料225万7,000円、合わせて1億3,336万7,000円を減額するものでございます。

次に、歳入でございますが、1款支払基金交付金、1項1目の医療費交付金でございますが3,733万8,000円、老人医療費交付金分でございます。審査支払手数料交付金を減額の242万6,000円、合わせて3,776万4,000円を減額するものでござます。

次に、2款国庫支出金、1項1目の医療費国庫負担金でございますが、8,300万6,000円を減額するものでございます。

続いて3款県支出金でございますが、1項1目の医療費県負担金でございますが、2,075万2,000円を減額するものでございます。

次に、4款繰入金でございますが、1項1目一般会計繰入金でございますが、一般会計から676万円を繰り入れするものでございます。

以上簡単ですが説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

.....

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第50、議案第50号、平成19年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(立花和則君) それでは、議案第50号、平成19年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,679万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億7,564万3,000円とするものでございます。

それでは、最初に歳出の主なものについてご説明いたします。

155ページをお願いいたします。第1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中の13節は、142万7,000円の追加。これは、後期高齢者医療制度に伴う被保険者管理システムの改修委託料でございます。

第2款保険給付費、第1項保険給付費、1目介護サービス等諸費は、3,406万3,000円の減額でございまして、内訳は居宅介護サービス給付費1,712万2,000円の減額、施設介護サービス給付費5,787万2,000円の減額、居宅介護住宅改修費243万4,000円の減額、居宅介護サービス計画給付費254万7,000円の減額、それぞれ給付見込みの減によるものでございます。地域密着型介護サービス給付費は4,591万2,000円の増額。こちらは、給付見込み増による追加でございます。3目介護サービス等諸費は910万6,000円、次に、156ページ、下のページになりますが、4目特定入所者

介護サービス等諸費は262万3,000円、5目介護予防サービス等諸費は1,917万6,000円をそれぞれ減額するものですが、いずれも給付見込みの減によるものでございます。

第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費は、事業の精査による追加及び減額でございます。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。152ページをお願いいたします。第1款保険料、第2項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料は886万円、2節の現年度分普通徴収保険料は1,081万円をそれぞれ減額しておりますが、激変緩和措置による減額が主なものでございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目の介護給付負担金は739万3,000円の減額。給付見込み減によるものでございます。第2項の国庫補助金、1目調整交付金は2,489万7,000円の追加。負担率の変更によるもので、当初6.7%から7.5%に変更してございます。

153ページお願いいたします。第4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金は1,451万4,000円、2目の地域支援事業支援交付金は60万2,000円をそれぞれ減額するものですが、給付見込みによる減でございます。

第5款県支出金、第1項県負担金、1目介護給付費負担金は783万1,000円の減額。給付見込み減によるものでございます。

第7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は4,121万8,000円の減額。これも給付見込み減によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第51、議案第51号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 159ページになります。議案第51号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条、第1項、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,951万円とするものでございます。

164ページをお願いします。総括表、歳出でご説明いたします。事業費の確定による減額でございます。1款下水道建設費では、NTTケーブルの移設を計上してございます。これが310万、そして委託費を530万減額して、この差し引きの170万円を補正額として計上したものでございます。

2款公債費でございますけれども、これも事業費が減額確定しまして一時借入金が減ったための利子の減額130万6,000円でございます。合計、補正前の額2億7,251万6,000円に対し300万6,000円を減額補正し、2億6,951万円とするものでございます。

上のページ、163ページをお願いいたします。歳入でございます。2款繰入金ですが、落札減による額の確定、それから消費税額の還付金の確定により一般会計からの繰入金を300万6,000円減額し、2億6,951万円とするものでございます。

162ページにお戻りください。第2表繰越明許費でございます。下水道建設費、これは南部沖田面地区の下水管の埋設工事7号において、試掘掘りの結果、NTT光ケーブルの移設に期間を要するため事業費を1億2,890万繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 下水道工事に使用している菅渠、直径何センチですか。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長

○環境衛生課長（神山不二彦君） 場所によって違いますけれども、現在今言っている繰り越しに係るものは、250を350に変更してございます。

○議長（小笠原義弘君） 工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） かなり大きい菅渠とそれから目安ですけれども直径50センチありなしぐらいのとあるようですので、どちらがメインの菅渠として1本通るのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長

○環境衛生課長（神山不二彦君） 通常は250から350ぐらいで足りるんですけども、現在河川の下をいっている推進工法というのがございます。そういうのはどうしても大きい菅渠でないと推進できない、力が出ないものですから、600の菅渠という形になります。

それから、一般の幹線でも鉄道等がありまして推進工法でいかなければならないものは、どうしても大きな菅渠で推進にして、推進力を保つという形になります。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第52、議案第52号、平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 続きまして、議案第52号、平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,795万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,670万3,000円とするものでございます。

174ページをお願いいたします。歳出、総括表でございます。1款総務費でございますが、委託費の落札減と管理費の減で132万3,000円の減額でございます。

2款建設費でございますけども、これは建設事業費の確定によりまして1億2,313万9,000円の減額としております。

3款公債費でございますけども、これは一時借り入れしなかったためと19年度利子額の確定によるもので、348万8,000円の減額となっておりまして、合計額で9億9,465万3,000円に1億2,795万円を減額補正し、8億6,670万3,000円とするものでございます。財源内訳によりまして「その他」は下水道使用料でございます。

上の173ページになります。歳入でございます。2款使用料及び手数料、水道使用料の増に伴う使用料と督促手数料の増による98万9,000円の補正でございます。

それから、3款、4款、7款はいずれも入札減、事業費の確定によるもので表の補正額となっ

ております。合計 9 億 9,465 万 3,000 円に対し 1 億 2,795 万円を減額補正し、8 億 6,670 万 3,000 円とするものでございます。

170 ページにお戻りください。継続費を組んでございますので、第 2 表継続費の補正でございます。これは福田地区の流末処理場に係る継続費でございます。平成 19 年度福田地区の補助事業費の確定によります。それで、継続費の総額及び年割額を 2,600 万円減額して、右側になりますけれども、補正後の総額を 2 億 3,000 万円に、そして、19 年度の年割額を 9,000 万円とするものでございます。

171 ページにお進みください。繰越明許費になります。これは、上名久井地区の農業集落排水事業において交付金事業への移行、それから、補助金の追加と入札減によりまして事業量が増加しました。そのため、交通規制、渋滞、適正な工事日数の確保などの理由から、繰越措置での事業の実施をお願いするものでございます。

続きまして、172 ページ、下になりますけれども、4 表には先ほど説明しました地方債の補正、事業費の確定による地方債の補正の限度額を補正したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号は原案どおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第53、議案第53号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 178ページをお願いします。議案第53号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正ですが、既定の歳出歳入予算の総額に増減はございません。歳出のみの補正をお願いするものでございます。

181ページをお願いいたします。1款1項2目の一般管理費でございますが、今回の補正内容3点ございます。一つは、職員の扶養手当の増に伴いまして、3万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

二つ目は、買受人や出荷団体に交付している奨励金の交付額が決定したことに伴い、83万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

三つ目でございます。農家訪問など渉外活動に利用しています軽自動車がいぶ古くなりました。そこで、中古の軽自動車を購入したいので、その所要不足額の予算補正をお願いするものでございます。

3款1項の予備費は、歳出の調整を図るものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 今の説明の中に中古の軽自動車とありましたけども、どういうのですか。軽自動車でも、トラックですか。

○議長（小笠原義弘君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） お答えいたします。

説明に入る前に説明不足がありましたことをお詫びいたします。平成19年9月議会で糖度センサーの備品購入費155万円をご承認いただきました。その後糖度センサーを購入いたしまして、その時の購入額が132万3,000円ほどで購入いたしました。予算残がありまして、22万7,000円残があります。今回の補正と合わせて70万前後の中古を買えればなあというふうに考えてございます。

あわせて、私ども町営市場の方は特別会計の方で一般会計からの繰り入れ3,300万円ほどお願いしてございます。そういったこともいろいろ考えまして、経営が好転するまでしばらく我慢して、中古で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 関連質問でお願いいたします。先ほどもおっしゃってあったように、糖度計センサー導入して、今稼動しているんですよね。そういう選別を行ってですね、流通経路の変化といいますか、こういった繁栄が現れてきたのかちょっと説明いただけますか。

○議長（小笠原義弘君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 糖度センサーのことのお尋ねでございます。私ども糖度を、うちの機械の方では13度以上という設定をしまして、仲買人を通して販売をしております。私どもに寄せられる声は、今までであれば町営市場からりんごを箱で買っていても、おいしいのがあったりおいしくないのがあったりいろいろあったと。今回はこういうことをしてもらってとてもおいしい、自信を持って買ったり人にあげることができる。1回買った方はリピーターといいますか、再度注文してくれる方が結構あると考えております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第54、議案第54号、平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長(佐々木利文君) 議案第54号、183ページになります。平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ731万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,562万9,000円とするものでございます。減額の補正につきましては、決算見込みに伴う財源調整を行ったものでございます。

初めに、歳出について説明いたします。189ページをごらんいただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正額につきましては243万8,000円を減額し、歳出予算額を2億6,543万2,000円とするものでございます。3節職員手当と4節共済費、7節賃金については、人件費等の減額でございます。2目療養費については42万円を減額補正し、5,782万9,000円とするものですが、11節需用費につきましては、医療費及び医薬材料費に依存する入所者等の増加により188万円増額補正し、13節委託料については給食業務委託につきまして230万円減額するものでございます。なお、3款予備費につきましては、財源調整を図るため445万8,000円、全額減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。前に戻りまして、188ページをごらんいただきます。

1款サービス収入、1項介護給付費、1目施設介護サービス費の補正額につきましては、1,253万9,000円を減額し、歳入予算額を2億3,574万1,000円とするものですが、入所者の緊急入院等による退所者の増加、また通所者の減少などによりサービス収入が当初予算見込額を大幅に下回ったため減額せざるをえなかったものでございます。サービス収入に連動し2款の分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金についても299万2,000円を減額補正することとなり、歳入予算額を5,995万6,000円とするものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金については、821万5,000円を増額し歳入予算額を7,700万3,000円とするものですが、サービス収入等の差額分について財源調整を図ることになったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

.....

◎散会の宣告

○議長（小笠原義弘君）　以上で、本日の本会議日程は全部終了いたしました。

なお、本会議終了後、引き続き予算特別委員会が開催されますのでよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後２時50分）

第15回南部町議会定例会

議事日程（第5号）

平成20年3月14日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第2号 平成20年度南部町一般会計予算
- 第 2 議案第3号 平成20年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 3 議案第4号 平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 4 議案第5号 平成20年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算
- 第 5 議案第6号 平成20年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第7号 平成20年度南部町老人保健特別会計予算
- 第 7 議案第8号 平成20年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 8 議案第9号 平成20年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 9 議案第10号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 10 議案第11号 平成20年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算
- 第 11 議案第12号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 12 議案第13号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 13 議案第14号 平成20年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 第 14 議案第15号 平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 15 議案第16号 平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計予算
- 第 16 議案第17号 平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 17 議案第18号 平成20年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 18 議案第19号 平成20年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 19 議案第20号 平成20年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 20 議案第21号 平成20年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 21 議案第22号 平成20年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 22 常任委員会報告
- 第 23 閉会中の継続調査の件
- 追加第1 町長提出議案追加提案理由の説明
- 追加第2 議案第55号 南部町教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福地総合サービス課長	庭 田 卓 夫 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	佐々木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総 務 課 総 務 推 進 監	小萩沢 孝 一 君

教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君
社会教育課長	工 藤 光 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

◎開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第15回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時05分）

◎議案第2号から議案第22号の委員長報告、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 議案審議に入ります。

お諮りいたします。この際、日程第1、議案第2号から日程第21、議案第22号までを会議規則第37条の規定により、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第22号までの平成20年度南部町各会計予算議案21件を一括議題といたします。この議案は予算特別委員会に審議を付託しておりましたので、ここで、委員長の報告を求めます。委員長、坂本正紀君の登壇を求めます。坂本正紀君

（予算特別委員会委員長 坂本正紀君 登壇）

○予算特別委員会委員長（坂本正紀君） 予算特別委員会の報告をいたします。

去る3月10日の本会議におきまして、本委員会に審議を付託されました議案第2号から議案第22号までの平成20年度南部町各会計予算議案21件につきましては、3月12日、13日の両日に本委員会を開催して慎重に審議した結果、全議案が原案のとおり可決されましたことをご報告いたします。

○議長（小笠原義弘君） 予算特別委員長の報告が終わりました。委員会の審議結果は、議案第2号から議案第22号まで、それぞれ原案のとおり可決であります。質疑は予算特別委員会で行いましたので省略し、これより討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 2008年度南部町一般会計予算案について討論を行います。

国の方針である集中改革プランをもとに、財政健全化計画をすすめていると説明がありました。財政指標など極端に悪化しているのでしょうか。財政運営課題の一つである給与水準、定員管理の適正合理化の内容を見ますと、自治体労働者には、人員削減で労働強化を強いられるなか、臨時職員は不安定雇用にとどめられております。町税、利用料等の徴収対策の内容は、景気回復の遅れを背景に恒常的な滞納者が増えつつあるとあり、労働者派遣法や最低賃金の見直しが必要です。留意事項の欄には、平成17年度末の基金残高は12億9,500万円と類似団体平均残高8億2,500万円を上回ってはいるが、大規模災害等不測の事態に備えることなど考えねばなりません。基金残高の額を持って、住民のサービスはできないとはっきりいえる状況にあるのでしょうか。どのように考えていったらよいのか、これからの施策が待たれるところであります。子育て支援の一つになります保育料の引き下げ、家賃補助など若者対策を要求し、反対討論といたします。

2008年度南部町国民健康保険特別会計予算案に対する討論を行います。1984年度以降、国が市町村への国庫補助を削減しました。国の負担割合を49.8%から34.5%に削減したことが大きな原因です。そのため、国保加入者に重い負担が課せられ、その上、不況が長引き失業、倒産、非正規雇用の増大、病気などの影響で、払いたくても払えない状況が続いています。国保税を払うことで貧困とワーキングプアをつくっているといえるのではないのでしょうか。今、当町に求められていますことは、保険料を納付することによって生計を維持することが困難な場合は、資格証明書は発行しない、こういう町独自の基準を設けることです。国が国民の生活と健康を守るという責任を果たし、支払い能力に見合った国保税に引き下げることが一番の解決策ではありますが、当町の独自努力を果たすことを強く要求し、反対討論といたします。

2008年度南部町老人保健特別会計予算案に対する討論を行います。82年、公費医療制度の抜本改悪の突破口として、老人保健法の制定を強行し、83年2月から老人医療費の有料化を実施しました。病院窓口負担を引き上げ、被用者保険のボーナスにも月収と同様に保険料を賦課する総報酬制を導入し、政府管掌健康保険の保険料率を見直しました。総報酬制の下で、保険料率を8.2%にするなど、サラリーマンの保険料引き上げで、老人の医療費を賄おうとするなど、労働者にも、

お年寄りにも許しがたい制度です。国の方針では、3年後の様子を見て決めるといっています。老人の医療を守るという名目で開始されたことにはなっていますが、内容は、そうではありませんでした。老人保健法そのものに反対していることを表明し、反対討論といたします。

2008年度介護保険特別会計予算案に対する討論を行います。介護保険法は、保険あって介護無しとの多くの国民の反対を押し切って、2000年4月から始まりました。介護保険制度導入の狙いは第1に、社会保障の制度を憲法25条が定めた生存権補償から相互扶助の制度に変質させることです。そして、福祉は金で買うものとして、社会保障を大企業などのもうけの場に行っていることです。そのために、国と地方自治体が責任を負って、国民の生存権を補償するための措置制度の解体と連動させています。第2に、介護医療制度から切り離し、介護保険料を医療保険に上乗せして徴収したり、年金からも保険料を取るなど、介護保険を軸に社会保障を抜本的に改悪する新たな突破口にしていることです。厚生労働省は、介護保険料減免3原則、1、保険料の全額免除、2、資産状況等を把握せずに、収入のみに着目した一律の減免、3、保険料減免分に対する一般財源の繰り入れの禁止によって、自治体の保険料減免への締めつけを行ってきました。それを跳ねのけて、減免自治体は広がってきております。訪問介護や通所介護、リハビリテーションなどの利用料を減額している自治体も少なくありません。自治体として独自の施策をとることはできるわけですから、介護保険料の軽減や免除、利用料の引き下げなどを行うべきです。以上の理由を述べ、反対討論といたします。

2008年度南部町後期高齢者医療特別会計予算案について討論を行います。後期高齢者医療制度は、世帯で加入する国保などと違って、個人で加入する制度です。保険証も個人単位になり、後期高齢者医療保険証が交付されます。夫が76歳、妻が73歳などのケースの場合、夫は後期高齢者医療制度に入り、妻だけは国保に残り、それぞれ後期高齢者医療保険料と国保税を払うことになります。年金額が月1万5千円以上の人は、介護保険料と合わせて後期高齢者医療保険料を年金から天引きされます。受ける医療の内容も差別されます。日本共産党は、世界にも例の無い年齢差別の医療制度に反対です。誰もが安心してかけられる医療制度にするために、1、高すぎる窓口負担を引き下げる。2、公的医療保険の解体を許さず、保健医療を拡大する。3、医療への国庫補助引き上げで、保険料の軽減、医療保険財政の立て直しを図ることを提案しています。日本の総医療費は、国内総生産の8%、サミット参加7カ国で最下位です。高薬価や高額医療機器などにもメスを入れつつ、無駄な公共事業や軍事費を見直し、大企業、大資産家に応分の責任を求めるなら、公的医療保障を拡充できます。住民の健康と命が守られる新しい政治への転換を求め、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。ただいま討論がありました議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第10号は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号から第5号、議案第9号及び議案第11号から第22号までの16件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号から第5号、議案第9号及び議案第11号から第22号は、原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第22、常任委員会報告を議題といたします。本件は、お手元に配布しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。委員長に対して質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終

わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(小笠原義弘君) 日程第23、閉会中の継続調査の件を議題といたします。本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎日程の追加

○議長(小笠原義弘君) お諮りいたします。

本日、町長から議案第55号、南部町教育委員会委員の任命について、議案1件が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案1件を、日程に追加し議題とすることに決しました。

ここで、会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

(午前10時22分)

○議長(小笠原義弘君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前10時24分)

◎町長提出議案追加提案理由の説明

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、追加提案についてご説明を申し上げます。

議案第55号、南部町教育委員会委員の任命についてであります。南部町教育委員会委員の任期満了に伴い、委員1名を任命したいので議会の同意を求めるものであります。住所、三戸郡南部町大字剣吉字小沢田10番地1、氏名、山田義雄氏。昭和22年10月8日生まれ。任期は平成20年4月1日から平成24年3月31日まで、この方を適任と認め、南部町教育委員会委員に任命したいので、ご同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長(小笠原義弘君) 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第2、議案第55号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は同意することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(小笠原義弘君) 以上で、今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 平成20年第15回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、3月4日から14日までの11日間の日程で開会されましたが、議員各位には、年度末の何かとご多忙の中ご出席いただき、まことにありがとうございました。平成20年度の一般会計及び各特別会計の当初予算案他条例案など慎重審議いただき、ご議決、ご承認賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。さらには、追加提案させていただきました人事案件につきましても、原案のとおりご同意いただき重ねて御礼を申し上げます。今議会のご審議の中でいただきました町政に対するいろいろなご意見、ご提言を真摯に受け止め、本職初め、職員一丸となって、事務事業を推進してまいる所存であります。

来る平成20年度は、町総合振興計画の計画期間の初年度の年であります。先般、基本構想をご議決賜った後、前期基本計画を確定いたしましたところであり、いよいよもって新町の計画に沿ってまちづくりが進められていくこととなります。計画の基本構想にも掲げました、3つの重点プロジェクトであります保険・医療・福祉プロジェクト、達者村プロジェクト、協同参画プロジェクトを積極的に推進していくために、今回、町行政組織を見直し、健康福祉課、農村交流推進課、企画調整課と、それぞれ統合、独立などの再編を行い体制の強化を図ったところであります。平成20年度の地方財政計画では、交付税が微増することとなっておりますが、今回当町の財政健全化計画でご説明申し上げましたとおり、当町の厳しい財政状況はご理解いただけたものと思いま

す。財政健全化計画と総合振興計画の計画期間は重なっておりますが、まちづくりの推進によって決して矛盾するものではありません。これらの計画に沿って、最小の経費で最大の効果を上げることこそが、私に与えられた使命であると考えております。南部町の素晴らしい歴史と恵まれた環境を十分に活かし、さらに飛躍するためのまちづくりに誠心誠意取り組んでまいり所存であります。議員各位、参与の皆様におかれましては、これまで以上のご尽力、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、本定例会閉会に当たっての御礼のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長(小笠原義弘君) ここで閉会に当たり、私から一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、3月4日から本日まで11日間にわたる長期間でありましたが、終始熱心にご審議をいただき、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことは、議長として誠に喜びにたえないところであります。理事者各位におかれましては、今期定例会で各議員から述べられました意見を十分尊重し、今後の町政運営に反映されますよう切望する次第であります。会期中に賜りました議員並びに理事者各位のご協力に対し心から御礼を申し上げ、閉会の言葉といたします。ご苦勞様でございました。

(午前10時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 佐々木 勝 見

署 名 議 員 工 藤 幸 子